

目 次

第1回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月12日）	5
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月13日）	11
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月14日）	23
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月16日）	27
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月17日）	31
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月18日）	41
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月19日）	45
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月20日）	49
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月23日）	53
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月25日）	77
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月26日）	89
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月27日）	109
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月28日）	129
第1回大宜味村議会定例会会議録（3月30日）	143

第1回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和56年3月12日

会期20日間

閉会 昭和56年3月31日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月12日	木	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第1号～議案第2号 提案説明、質疑、討論、採決
3月13日	金	本会議	午前10時	村長所信表明 議案第3号～議案第15号 (検討)
3月14日	土	本会議	午前10時	議案第14号 (検討)
3月15日	日	休 会		
3月16日	月	本会議	午前10時	議案第14号～議案第15号 (検討)
3月17日	火	本会議	午前10時	議案第3号～議案第6号 質疑、討論、採決
3月18日	水	本会議	午前10時	議案第4号～議案第15号 (検討)
3月19日	木	本会議	午前10時	議案第4号～議案第15号 (検討)
3月20日	金	本会議	午前10時	議案第4号～議案第15号 (検討)
3月21日	土	休 会		
3月22日	日	休 会		

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月23日	月	本会議	午前10時	議案第4号～議案第10号 質疑、討論、採決 議案第11号～議案第13号 質疑
3月24日	火	休 会		
3月25日	水	本会議	午前10時	議案第11号～議案第15号（検討）
3月26日	木	本会議	午前10時	議案第11号～議案第15号（検討）
3月27日	金	本会議	午前10時	議案第16号 提案説明、質疑、討論、採決 議案第11号～議案第13号 討論、採決 議案第14号～議案第15号（検討） 日程の追加について 議案第17号～議案第22号 提案説明
3月28日	土	本会議	午前9時	議案第19号～議案第22号 質疑、討論、採決 議案訂正の件
3月29日	日	休 会		
3月30日	月	本会議	午前9時	議案第20号、議案第14号（検討） 質疑、討論、採決 所管事務調査 採決 決議案第1号 採決

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
3月31日	火	本会議	午前10時	議案第23号 質疑、討論、採決 一般質問 閉 会

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和56年3月12日

1. 開会、散会の日時

開 会 (昭和56年3月12日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年3月12日 午後3時15分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員	玉 城 一 昌 君	8番議員	崎 山 喜 弘 君
2番議員	平 良 真 光 君	9番議員	松 島 重 克 君
3番議員	山 城 宗 喜 君	10番議員	前 田 貞四郎 君
4番議員	山 川 保 清 君	11番議員	前 田 福 正 君
5番議員	平 良 実 君	12番議員	東 武 郎 君
6番議員	福 地 善 雄 君	13番議員	平 良 嘉 清 君
7番議員	山 川 正 行 君	14番議員	親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘	安昌	君	厚生課長	稲福	幸三	君
助	役	新城	繁正	君	経済課長	仲村	順三	君
教	育	長	宮城	松一	君	書	記	島田
税	務	課	長	宮里	盛順	君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事	務	局	長	山城	保雄	君	書	記	前田	孝	君
---	---	---	---	----	----	---	---	---	----	---	---

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算

日程第4 議案第2号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

よって、昭和56年大宜味村議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（午前10時00分）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、3番山城宗喜君、4番山川保清君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時51分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月31日までの20日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時52分）

再 開（午前11時00分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第1号、日程第4 議案第2号を一括議題といたします。

順次村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第1号の昭和55年度大宜味村一般会計補正予算について説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26,525千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,345,502千円とする。

歳入歳出ともに予算の最終調製ということで提案いたしているわけでございます。

細部につきましては助役から説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

議案第2号、昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,845千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146,617千円と定める。

細部につきましては担当職員をして説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時20分）

再 開（午後1時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第1号の一部差し替えがありましたので、説明を求めます。

○ 助役（新城繁正君） 分担金負担金のところですが、先程お配りしたのものには6,592千円になっているはずですが、これは誤りでございます。21,535千円、減額594千円、そして計は先程のものは5,998千円になっていますが、これは誤りでございまして20,941千円でございます。

諸支出金の基金費、先程のものは26,432千円となっていました、これは25,552千円でございます。

財産管理費の補正前の額が15,979千円になっておりますが、差し替えしましたとおり16,554千円に、合計が先のものでは12,192千円ですが、12,767千円に改めたいと思います。

農地費、先程のものでは30,287千円でしたが、30,495千円に、合計が30,297千円になっておりますが、30,505千円の誤りでございます。

まつり費、先程のものでは836千円になっておりますが、1,557千円に改めます。合計が前は708千円になっておりますが、1,429千円の誤りでございました。

数か所に数字の誤りがございまして、ご迷惑おかけしたこと大変申し訳なく思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時32分）

再 開（午後3時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第1号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第2号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後3時09分)

再 開 (午後3時11分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、昭和55年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第2号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時13分)

再 開 (午後 3 時14分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後 3 時15分)

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和56年3月13日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月13日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月13日 午後4時48分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	税務課長	宮里盛順君
助役	新城繁正君	厚生課長	稲福幸三君
収入役	平良繁君	経済課長	仲村順三君
教育長	宮城松一君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第2号）

日程第1 昭和56年度村長所信表明

日程第2 議案第3号 大宜味村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

日程第3 議案第4号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第5号 大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第6号 大宜味村へき地保育所設置及び管理条例を廃止する条例

日程第6 議案第7号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第8号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第9号 大宜味村国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第10号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例

日程第10 議案第11号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収条例

日程第11 議案第12号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例

日程第12 議案第13号 大宜味村簡易水道事業給水条例

日程第13 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計予算

日程第14 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時12分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 昭和56年度村長所信表明から日程第14 議案第15号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 昭和56年度の村政に対する所信表明並びに昭和56年度一般会計予算案の説明を申し上げます。

昭和56年第1回大宜味村定例議会にあたり、昭和56年度予算案並びにこれに付帯する諸議案を提案審議をお願いするにあたり、村政に対する私の所信の一端を申し述べ、村政に対する議会並びに村民各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げる次第であります。

本村の未来像であります「豊かで住みよい、明るく健康で文化的な村」を目標にその実現に向って諸環境の整備を推進するために、国、県の制度的な補助事業を導入し、事業実施をいたしているのですが、議会並びに村民の皆さんの理解あるご協力と、国、県の関係当局のご指導ご援助によりまして着々とその成果を挙げておりますことはまことに慶びにたえないところであります。

ところで本村においては、環境の整備とあいまって社会資本の整備も逐年推進されているのでありますが、我が国の社会経済情勢の発展に伴い、本村のおかれている立場は厳しいものがあり、過疎化が進行していることは本村の村政振興対策の上で大きな悩みであり課題であります。

このような現象は本村のおかれている地理的、自然的立地条件によるものが大きな原因であると思うのであるが、しかしながら、起伏のはげしい山野の多い我が村の立地条件や生産性の低い産業構造に恵まれない条件のもとで村民のたゆまざる努力と創意工夫によって産業経済、文化社会の各面において今日の振興を見ているのでありまして、恵まれない自然環境にあっても本村のもつ特性を有効に開発し、健康で明るく豊かな村民生活をめざして村勢の振興と村民の福祉向上に努めなければならないと考えているのであります。

さて、社会経済情勢は諸産業のエネルギー源である原油の異常な高騰は経済の低成長、高

物価の厳しい経済情勢となり、住民生活も更にいっそう厳しいものが予想されるのであります。このような経済情勢の中で、政府は財政再建対策として緊縮財政の方針であり、自己財源の乏しい財政依存度の高い本村の財政に及ぼす影響は極めて大きいものがあり、困難が予想されるのであります。

ところで社会経済の情勢は大変厳しいものでありますが、これまで築いてきました産業、経済文化を更にいっそう発展せしめ豊かな住みよい村づくりに努力することは、村政と村民に課された責務であると思うのであります。村おこしの主人公は村民であり、村民一人ひとりの努力と自覚によって将来が展望されるものと思うのであります。

私はこのような厳しい社会経済情勢を乗り越え、更に村勢の発展をめざして村民と一体となって英知を結集し、決意を新たにして努力をいたしたいと思えます。

次に「豊かで住みよい、明るく健康で文化的な村」づくりの目標に向って、諸環境の整備を推進するために昭和56年度は諸事業を積極的に導入し、村民福祉の向上に努めたいと思えます。

沖縄振興開発特別措置法の延長について

沖縄県が本土復帰いたし昭和56年度で10年を迎えるのでありますが、復帰時に沖縄の特殊事情を考慮して、沖縄の振興開発を推進するために沖縄振興開発特別法が制定され、その適用により沖縄の振興開発が推進されたのでありますが、本年度でこの法律が期限切れになるのであります。ところで沖縄の産業、経済の基盤をはじめ、社会資本の整備、経済的にも本土との格差は大きいものがあり、沖縄振興開発特別措置法の大幅な延長を強く要請しなければならぬと思えます。

1、生活環境の整備について

明るく健康的な生活環境づくりをめざして施設の整備をはかることは本村の振興、住民の福祉向上にとって重要なことであり、村道、集落道、飲料水施設、畜産污水处理施設、村営住宅等の整備と保育事業の充実をはかっていきたいと思えます。

事業別に概要を申し上げますと

(1) 農村総合整備モデル事業による環境整備

農村総合整備事業は事業着工以来本年度で6年次を迎えるのでありますが、昭和55年度までに事業実施されましたのが総事業量の約46%で、村内の村道、集落排水、農村環境改善センター等の施設整備が推進されました。昭和56年度は、保健衛生的に問題である畜産廃棄物の衛生的な処理をいたし、環境衛生の向上をはかるために畜産污水处理施設を整備するとともに、交通、火災対策等に不利不便な謝名城、屋古等の集落道の整備を行っていきたいと思えます。

(2) 過疎債による道路環境整備

昭和55年度より適用されました過疎地域振興法に基づきまして過疎地域振興計画を策定いたし、昭和55年度は補助事業の対応費の他に過疎債単独事業で村道3線の整備をいたしたのであります。

昭和56年度も引き続き補助事業の対応費の他に過疎債単独による村道塩屋上原線、喜納線等の整備推進を行いたいと思います。

(3) 簡易水道事業による水道環境の整備

本村の飲料水給水施設は、各部落ごとに水源を持って簡易水道施設がなされているのであるが、施設の不備等問題が多いのであります。衛生的な飲料水を不自由なく供給し、環境衛生の向上をはかるために簡易水道等施設整備事業を実施し、広域的な簡易水道施設の整備をはかるため昭和56年度より津波地区より実施いたしたいと思います。

(4) 公営住宅事業による住宅環境の整備

本村においては過疎現象が進行しているものの借屋住いも相当いることが予想され、なお、住宅難で村外に居住するのもあると思うのであります。住宅難を解消し、過疎対策のために健康で文化的な生活を営むに足る村営住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、村民の生活の安定と福祉の増進に寄与したいと思います。

(5) 社会福祉施設の充実による福祉環境の整備

本村における保育事業は塩屋保育所と喜如嘉、大兼久の両へき地保育所で保育事業を行っていたのでありますが、へき地保育所は施設等の面で問題があります。昭和55年度で建設いたしました喜如嘉保育所を昭和56年度より開設いたし、保育事業の充実をはかりたいと思います。

なお、私共北部圏域における社会福祉施設が未整備であり、特に身体障害者療護施設は圏域の関係者よりの必要性が強く要求されているのであります。昭和56年の国際障害者年の記念すべき年にあたり身体障害者療護施設の誘致に努力し、本村といたしましても社会福祉向上のため協力するとともに、本村の振興のために寄与したいと思っています。

2、生産環境の整備について

生産環境の整備は豊かな村づくりにとって重要なことであり、基本的なものであります。農業、林業、畜産、水産等の基盤の整備をはかるとともに生産活動を推進し、産業、経済の振興をはかっていきたいと思います。

事業別に概要を申し上げますと

(1) 農業の生産環境の整備について

土地改良事業については昭和55年度より着工いたしました田港地区土地改良事業を引き続

き事業を推進し、構造改善事業で安瀉地地区の圃場整備事業を推進するとともに昭和55年度より着工いたしました溜池等整備事業を推進し、農業の生産環境の整備をはかるとともに農業振興対策として推進活動を推進し農業の発展をはかりたいと思います。

(2) 林業の生産環境の整備について

新沖縄林業振興特別対策事業の導入のための事業計画を策定し、事業の推進をはかるとともに林道事業を実施し、生産基盤の整備を推進するとともに引き続き造林事業を実施し、林業の生産環境の整備を推進し、林業の振興をはかりたいと思います。

(3) 畜産の生産環境の整備について

農村総合整備モデル事業で畜産のふん、尿、処理施設の整備をはかるとともに第2山原畜産基地事業を推進し、畜産の生産環境の整備を推進し畜産の振興をはかりたいと思います。

(4) 水産業の生産環境の整備について

漁港海岸保全施設整備事業を引き続き推進するとともに第7次漁港整備事業で塩屋漁港の整備事業が実施されるよう計画を作成し、事業実施の推進をいたし本村の立ち遅れている水産業の振興をはかりたいと思います。

3、教育環境の整備について

教育環境を整備充実し、教育の向上をはかるために教育施設の整備を推進するとともに小学校、中学校、幼稚園等の整備をいたし、教育の振興をはかりたいと思います。小学校では津波小学校の便所の新築、大宜味小学校の老朽校舎の取り壊し、校舎の改築、校舎の新築、大宜味中学校の屋内運動場新築。

なお、幼稚園の増設をはかり教育環境の整備を推進して教育の向上をはかっていきたいと思ひます。

次に昭和56年度一般会計予算案について説明申し上げます。

昭和56年度一般会計予算編成にあたりましては厳しい社会経済情勢や政府の緊縮財政等を考慮し、財政の伸び率は多くは望めないことが予想され、厳しい財政事情を予側し、消費的経費は極力抑制し、投資的経費は可能な限り計上することにしてあります。

歳入について要点を簡単に申し上げますと、先ず村税、地方譲与税、自動車取得税交付金等は前年度の実績を考慮いたし計上してあります。

地方交付税については、厳しい社会経済情勢からして財政の伸びも多くは望めない現状であり、なお国勢調査による本村の人口減少等考慮いたし普通交付税の計上にあたっては前年度の実績で計上いたしてあります。

分担金及び負担金については、民生費負担金で保育所の保護者負担金、教育費負担金で学校安全会負担金、学校給食費負担金等が計上されております。

使用料及び手数料については、使用料で重機、火葬場、公共施設、教育施設使用料等で、手数料で総務手数料、教育手数料等が計上されております。

国庫支出金については、国庫負担金で民生費国庫負担金、教育費国庫負担金が計上されております。

国庫補助金で、保健衛生費国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、公営住宅建設費国庫補助金、教育費国庫補助金等を計上してあります。

委託金については県負担金で民生費委託金を計上してあります。

県支出金については、県負担金で民生費県負担金を計上してあります。

県補助金で、民生費県補助金、衛生費県補助金、農林水産業費県補助金、教育費県補助金等を計上いたしてあります。

委託金で、総務費県委託金、農林水産業費県委託金等を計上いたしてあります。

財産収入については、財産運用収入で財産貸付収入、利子及び配当金を計上いたし、財産売払収入で不動産売払い収入等を計上いたしてあります。

繰越金については、前年度よりの繰越を予想し、諸収入については預金利子、雑入等を計上いたしてあります。

村債については、民生債、農業債、土木債、教育債を予定してあります。

財源別に申しますと、村税59,861千円、地方譲与税10,861千円、自動車取得税交付金4,855千円、地方交付税554,600千円、交通安全対策特別交付金1千円、分担金及び負担金36,875千円、使用料及び手数料2,962千円、国庫支出金306,732千円、県支出金246,453千円、財産収入11,799千円、寄付金4千円、繰入金1千円、繰越金10,000千円、諸収入4,013千円、村債180,700千円であります。

予算総額は歳入歳出とも1,429,717千円となっております。

次に歳出部門の中で主な事業について概略を申し上げます。

総務費には昭和54年度より着工し完成いたしました農村環境改善センターの機能せしめるためのもので必要費、委託料等を計上いたしてあります。

民生費には、老人福祉対策としての事業費や児童福祉対策としての保育事業費を計上いたしてあります。

衛生費には、伝染病の予防費、結核予防費、広域水道施設のための津波地区の水道施設費、塵芥処理費等が計上されております。

農林水産業費には、農業振興のための病虫害の防除、生産対策としての助成、農村総合整備モデル事業で畜産汚水の処理施設、農村環境改善センターの環境整備、謝名城集落道、屋古集落道を計画し、農業構造改善事業で安瀉地の土地改良事業、溜池等整備事業で前年度に

引き続き津波地区の溜池事業、林業振興事業として、新沖縄林業振興特別対策事業計画、謝名城林道の事業費、水産振興対策として、塩屋漁港の第7次漁港整備事業推進のための計画作成塩屋漁港海岸保全施設等を計上してあります。

商工費については村商工会の育成の助成費が計上されております。

土木費については、村道の維持管理費、道路新設改良費で村道塩屋上原線と喜納線の改良費、暗きょ排水費で塩屋集落排水整備費、住宅費で村営住宅建設費、用地購入費及び用地整備の費用等が計上されております。

教育費については、教育振興費の諸費、小学校建設費で津波小学校の屋内ペンキ塗り替え、便所新築大宜味小学校校舎取り壊し、校舎新築、校舎改築等の費用が計上され、中学校建設費で屋内運動場の新築設備、変電所等の事業費が計上され、幼稚園の増設の費用が計上されております。

各部門別の予算を申し上げますと、議会費40,380千円、総務費167,186千円、民生費125,626千円、衛生費61,645千円、労働費6千円、農林水産業費347,340千円、商工費2,738千円、土木費270,428千円、消防費45,314千円、教育費306,221千円、災害復旧費8千円、公債費56,163千円、諸支出金740千円、予備費5,922千円であります。

本年度の財源内訳を申し上げますと、特定財源であります国、県支出金で553,185千円、地方債で180,700千円、その他49,127千円、一般財源で646,705千円で、歳出合計1,429,717千円となっております。前年度に比較し339,050千円の増で約31%の伸びであります。

以上村政に対する所信の一端と昭和56年度の予算編成方針並びに一般会計予算案の概略説明を申し上げますが、細部については別に説明を申し上げたいと思います。

なお、提案いたしてあります条例等の説明はその都度説明を申し上げます。

以上よろしくご審議の上議決をよろしく願います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時40分）

再 開（午前10時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

2番入場。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第3号、昭和54年より着工して昭和55年度に完成した大宜味村農村環境改善センターの運営を円滑にして、その目的が十分発揮出来るようにこの条例を提案するわけでございます。

条例の条文、内容等につきましては助役をはじめ関係職員に説明させますので、よろしく願います。

議案第4号、提案理由といたしまして、第2号については村立喜如嘉保育所の開設に伴い保母の増員の必要があり、第3号については大宜味幼稚園、津波幼稚園を設置して村内幼児教育の機会均等をはかることからこの案を提案しているわけです。

議案第5号、提案理由といたしましては、村立喜如嘉保育所の開設に伴い、条例を改正する必要があるのでこの案を提案いたします。内容につきましては関係職員をしてさせますのでよろしく願いいたします。

議案第6号、村立喜如嘉保育所の新設に伴い、第1、第2へき地保育所は廃止されるためこの案を提出しております。よろしく願いいたします。

議案第7号、大宜味幼稚園、津波幼稚園を設置して村内幼児教育の機会均等をはかることからこの案を提出します。内容につきましては関係職員をして説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第8号、昭和56年4月を期して幼稚園教育の全面実施に伴い、5か年据え置かれている授業料等を約50%引き上げて幼稚園教育の充実をはかるということでございます。内容につきましては関係職員から説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第9号、国民年金保険料の増額改正に伴い、本村の国民年金印紙購入基金も増額する必要があるのでこの案を提出する。内容につきましては関係職員から説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第10号、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項により採用された職員の分限について定め、その職員の身分を保障するためであります。内容につきましては関係職員をして説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第11号、農村総合準備モデル事業の内、畜産汚水処理施設の事業を村が施行するため、地方自治法第224条及び第228条に基づきこの条例の制定が必要である。内容につきましては関係職員をして説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第12号、農村総合整備モデル事業の内、畜産汚水処理施設は事業主体が組合となっているが、事業の実施に当って村が事業主体となるのでこの条例の制定が必要である。内容につきましては関係職員をして説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第13号、大宜味村簡易水道事業の給水地域の合併統合をはかり、給水の広域化を進めていくためこの条例の制定が必要である。内容につきましては関係職員をして説明させますので、よろしく願いいたします。

議案第15号、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151,628千円と定める。国民健康保険税39,796千円、一部負担金1千円、使用料及び手数料15千円、国庫支出金111,406千円、その内訳は国庫負担金で73,040千円、国庫補助金で38,366千円、県支出金1千円、財産収入

1千円、繰入金2千円、繰越金1千円、諸収入405千円、その内訳は延滞金及び過料で2千円、預金利子で400千円、雑入で3千円、合計151,628千円となっています。

歳出を申し上げますと、総務費8,183千円、その内訳は総務管理費で7,433千円、徴税費で500千円、運営協議会費で190千円、趣旨普及費で60千円、保険給付費137,800千円、その内訳は療養諸費で122,622千円、高額療養費で13,008千円、助産諸費で1,920千円、葬祭費で250千円、保健施設費908千円、基金積立金1千円、公債費1千円、諸支出金2千円、予備費4,733千円、合計151,628千円となっております。

なお、細部につきましては担当職員をして説明させますので、よろしくご審議の程お願いいたします

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時00分）

再 開（午後4時47分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

延 会（午後4時48分）

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和56年3月14日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月14日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月14日 午前11時58分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君
8番議員 崎 山 喜 弘 君	

3. 欠席議員 (1名)

2番議員 平 良 真 光 君

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1、議案第14号を議題といたします。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時57分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午前11時58分）

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和56年3月16日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月16日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月16日 午後4時40分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

経済課長	仲村順三君	農業委員会 事務局長	金城利明君
建設課長	古我知清君	書記	島田哲夫君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第4号）

日程第1 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計予算

日程第2 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第14号から日程第2 議案第15号までを一括議題といたします。
議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時39分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時40分）

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和56年3月17日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和56年3月17日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年3月17日 午後4時11分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘 安昌 君	総務課長	崎山 勝正 君
助	役	新城 繁正 君	厚生課長	稲福 幸三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城 保雄 君	書記	前田 孝 君
------	---------	----	--------

6. 議事日程（第5号）

日程第1	議案第3号	大宜味村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例
日程第2	議案第5号	大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第6号	大宜味村へき地保育所設置及び管理条例を廃止する条例

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

議案第3号を議題といたします。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時07分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
13番退場。
暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時07分）

再 開（午後1時11分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより議案第3号の質疑に入ります。
発言を許します。

- 9番（松島重克君） 料金表を見ますと村内村外と区別されているわけですが、村内村外の定義についてはどのようにお考えであるのかお伺いいたします。

- 助役（新城繁正君） これは他の町村のものと比較検討する中でそういう区分が出てまいりまして、私共といたしましても新しいことであるということで他町村のものを参考にして、それを採用しようということでこのようなことになったわけですが、村内というのはどういう範囲かということでございますが、村内と私共がとらえておりますのは、現住所を村内に有している方々は村内ととらえております。出身者でありましても村外に居住している場合は村外という形になるわけでございます。

- 9番（松島重克君） 今の説明からしますと、主催者が本村に居住している場合が村内ということでしょうか。

- 助役（新城繁正君） 主催者が村内であれば村内とみなすということでご指摘のとおりでございます。

- 9番（松島重克君） そういたしますと主催者は村外で集まるのは村内という場合はどうなりますか。

- 助役（新城繁正君） 使用申請者が村外にあつて参加者が村民ということが予想されるわけですし、それにつきましてもいろいろ話が出たわけですが、受益が村民に及ぶことで

あっても主催する人が村外の人であれば村外というように規定しようという話し合いで、我々としてはこういう取り扱いでやろうということになっています。

○ 9番（松島重克君） 今のお話ではまだ方針が定まっておらないような感じがするわけです。やはり運用上疑問が生じるようであれば、これは直接料金にかかわることですのでどうかと思います。そういうものこそ規則でしっかりと明記しなければいかんと思います。

こういうことは疑問が生じないように規則に盛り込まれる必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおりでございます。それで規則案が例規審議委員会から私の方に答申が来ているわけですが、それを今朝からずっと検討しているわけですが、これも随分修正しなければいかんところがあるわけです。主催が何処に属するかということが大事なことではないかと思うわけです。そういうふうなことも検討しながら規則を検討しているわけでございます。それを分かり易いように規則に折り込まなければいかんと思います。

○ 9番（松島重克君） 手元にいただいております規則案であります。これから見ますと使用料の減免措置の対象になっている団体が別表に挙げられているわけです。別表には11条の別表に挙げられています団体に対する減免措置は一部減額するのであるのか。全額免除であるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように規則につきまして私も今検討しているわけですが、今まで検討した中で使用料の減免につきましては、国または地方公共団体が直接使用する場合とありますが、これは国であっても他の市町村であっても使用する場合はひとつの計画を立てた使用であると思いますので、そうするとこれは本村の財産でありますし、国や県あたりに減免の措置を取る必要があろうかと、問題であるわけです。

それから別表についてということでございますが使用料というのは施設を使った対価でございますので普通の場合は免ずることは問題ではなかろうかと思うわけです。更にいろいろ調べてみますと法律的な面で免じなければいけないものが出て来はしないかということを検討しているわけです。例えば、生活保護法による生活保護を受けている人達が使った場合とか、或いは福祉法によるところの身体障害者などが使用した場合とかは免ずるということにしたらどうかと、私も今いろいろ法律調べて検討しているわけですが、村内の公共団体的なものは免ずるではなくして減ずるといふうにしなければいかんと思うわけです。

○ 9番（松島重克君） 使用料は免ずるでなしに減ずるといふお話ですがそうしますと冷房使用の場合の電気代まで減ずるといふのはこれまで及びますか。

○ 助役（新城繁正君） 私共話し合いをする中で、確かにおっしゃるようにあの施設は冷房等電気を使用するのが多く使われる施設とみているわけです。その中で特にホールは大部分消費するのではないかということで、ご審議願っています別表にも冷房使用料を別に規定しているわけですし、今日も話が出たわけですが具体的に電気量がどの程度使用されるのかと、これは具体的にそういう資料を持っておりませんので、これからいろいろ出て来ると思いますが、当分は他町村の資料等に基づきまして話し合いをした結果この程度の位置づけでいいのではないかという考え方で、減免という規定の内容は表に掲げられております料金についての減免というふうに考えているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時29分）

再 開（午後1時32分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（新城繁正君） 先程もお答えいたしましたように私共が考えております減免の内容は、ホール、会議室等の欄にあるものを対象に考えておりまして、その下の欄の冷房使用料の規定につきましては減免の対象ではありませんというふうに考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） やはりそういうものも今の審議の過程で質疑応答しましても疑問が出ますので、こういうものもあわせて運用に支障のないように規則で明確にされるのがいいのではないかと思いますでしょうか。

○ 助役（新城繁正君） 只今のご指摘の件につきまして先程村長からもお答え申し上げましたけど、確かに明確になってない条項、解釈が分かれるというか所もいくらかございますので、これを受けまして規則等で完備するように努力したいと思っています。

○ 7番（山川正行君） 午前中の休憩時にお聞きしたわけですが、時間の算定、この表から見ますと30分を越えると1時間とみなすとなっておりますが、休憩中の説明の中で準備時間も含むという説明があったわけですが、準備時間の取り方によって1時間分の料金が超過するということもあるわけですね。その辺の説明をお願いいたします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 休憩中に説明申し上げましたのは解釈の間違いでありますので訂正して説明申し上げます。

30分を越えた場合というのはあくまでも使用の時間を越えた場合でありまして、準備時間というものではございません。準備時間はそれに含まれないということです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時38分）

再 開（午後1時47分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
- 総務課長（崎山勝正君） 準備時間ということですが、使用料の原則は準備時間を含めてというふうな考え方でありまして、その準備時間は使用申請する場合に準備の時間も含めて申請していただきたいというふうに思っております。この30分はあくまでも超過料金を意味しておりますのでそのようにご理解していただきたいと思っております。
- 7番（山川正行君） これは規則等でうたわないと申請する場合分からないと思っておりますので、その辺も含めて明確にしてもらいたいと思っておりますがどうですか。
- 総務課長（崎山勝正君） 確かに使用者においてはそういうところは分からないところもあるかと思っておりますので、規則等並びに申請書等にこのような但書き等も含めて、使用者が正しい使用が出来るような指導をしていきたいと思っております。
- 9番（松島重克君） 今の質問に少し関連するわけですが、30分を越えた場合は1時間とみなすというのは冷房使用料にも当てはまりますか。
- 助役（新城繁正君） 現在、私共が考えておりますのはこれも含めて考えるというふうに考えております。
- 9番（松島重克君） 入場料についてであります。この場合の入場料はどういう場合を指しているのか。
- 助役（新城繁正君） これはこういうことが予想されるということでこれもうたっておくのがよろしかろうということで、例えば、演劇とかコンサートなど、或いは映写、ようするに興業師が利益を目的として申請してくることが予想されるということで、使用する方が入場料を徴収して使用する場合は50%加算しますよと、競合する場合も出て来ると思っておりますので全く同じような取り扱いでは困まるのではないかとということでこういうような条文を設けているわけです。
- 9番（松島重克君） この場合の入場料ということですが、文字そのものずばり考えますと、入場料は入口で料金を徴収する場合を指すのか。
- 助役（新城繁正君） 現在のところはそういうように考えているわけですが、ただし、考えられますことは前売り券とかいろいろ出て来ると思うんです。これもそれに含めて考えないといかんだらうと思っております。
- 9番（松島重克君） 私もそれを感じていたんですよ。当日入口で徴収するものだけが入場料ではないだろうと、先程助役がおっしゃっていたように前売り券があるでしょうし、会員券が配られてその会員券が有償であるという場合もあるでしょうし、いろいろな形で表われると思うんです。だからこういう興業、営利につながるものについて、ただ入場料ということになしにもう少し明確に規則あたりでうたわなければ、特に50%加算するしないとい

う問題点があるものですから、そういうこともあわせて規則あたりで明確になされる必要があるのではないかと思うのですがどうですか。

○ 助役（新城繁正君） 確かに言葉をこのとおりに規定づけますと、先程ありました前売り券や前に配られた券などには及ばないということ等も出てまいりましょうし、使用者と許可者との間にトラブルも生じかねませんので、これにつきましても予想される入場料に含まれる料金をもう少し明確にして整備していきたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後 1 時 57 分）

再 開（午後 2 時 08 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第 3 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第 3 号、大宜味村農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後 2 時 09 分）

再 開（午後 2 時 45 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

議案第5号と議案第6号を日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号と議案第6号は日程に追加されました。

日程第2 議案第5号、日程第3 議案第6号を一括議題といたします。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後2時46分)

再 開 (午後3時07分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

13番入場。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後3時07分)

再 開 (午後3時58分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第5号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第6号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 59 分）

再 開（午後 4 時 00 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第 5 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第 5 号、大宜味村保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第 6 号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第 6 号、大宜味村へき地保育所設置及び管理条例を廃止する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後 4 時 02 分）

再 開（午後 4 時 10 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会 (午後4時11分)

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和56年3月18日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月18日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月18日 午後4時41分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第6号）

日程第1 議案第4号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第7号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第8号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第9号 大宜味村国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第10号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例

日程第6 議案第11号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収条例

日程第7 議案第12号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例

日程第8 議案第13号 大宜味村簡易水道事業給水条例

日程第9 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計予算

日程第10 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第4号から日程第10 議案第15号までを一括議題といたします。
議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時40分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時41分）

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和56年3月19日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月19日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月19日 午後4時07分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書 記 前田 孝君

6. 議事日程（第7号）

日程第1 議案第4号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第7号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第8号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第9号 大宜味村国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第10号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例

日程第6 議案第11号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収条例

日程第7 議案第12号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例

日程第8 議案第13号 大宜味村簡易水道事業給水条例

日程第9 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計予算

日程第10 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第4号から日程第10 議案第15号までを一括議題といたします。

4番退場。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時28分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

14番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時28分）

再 開（午前11時41分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

13番退場。

休憩いたします。

休 憩（午前11時41分）

再 開（午後4時06分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時07分）

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和56年3月20日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月20日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月20日 午後4時36分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
6番議員 福 地 善 雄 君	12番議員 東 武 郎 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (2名)

5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
--------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第8号）

日程第1 議案第4号 大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例

日程第2 議案第7号 大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第8号 大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第9号 大宜味村国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

日程第5 議案第10号 臨時的に任用された職員の分限に関する条例

日程第6 議案第11号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収条例

日程第7 議案第12号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条
例

日程第8 議案第13号 大宜味村簡易水道事業給水条例

日程第9 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計予算

日程第10 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第4号から日程第10 議案第15号までを一括議題といたします。

おはかりいたします。

本日は議案に関する資料調査のため現地調査をいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日は議案に関する資料調査のため現地調査をすることに決しました。

これより現地調査に出発いたします。

現地調査のため休憩いたします。

休 憩（午前10時02分）

再 開（午後4時35分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時36分）

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和56年3月23日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月23日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月23日 午後4時37分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	12番議員 東 武 郎 君
5番議員 平 良 実 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

11番議員 前 田 福 正 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	根路銘 安 昌 君	厚生課長	稲 福 幸 三 君
助 役	新 城 繁 正 君	経済課長	仲 村 順 三 君
教 育 長	宮 城 松 一 君	建設課長	古我知 清 君
総務課長	崎 山 勝 正 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山 城 保 雄 君	書 記	前 田 孝 君
------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第9号）

日程第1	議案第4号	大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第7号	大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第8号	大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第9号	大宜味村国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第10号	臨時的に任用された職員の分限に関する条例
日程第6	議案第11号	大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収条例
日程第7	議案第12号	大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例
日程第8	議案第13号	大宜味村簡易水道事業給水条例
日程第9	議案第14号	昭和56年度大宜味村一般会計予算
日程第10	議案第15号	昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第4号から日程第10 議案第15号までを一括議題といたします。

13番入場。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時14分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第4号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 吏員50人を吏員57人に改めることについてお伺いいたします。この件については先日休憩時に事務局の方から多少お話は伺ったわけですが、少し聞き漏らしたところもありますのでもう一度お伺いしておきたいと思えます。

聞くところによりますと、保母を新しく7名採用されたようでありますが、これを含めての職員の配置につきましてお伺いしたいと思います。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 採用予定の7名の配置のことですが、保育所には無資格者を置けないということがございまして、予定者の中から塩屋の方に予備保母を1人配置しまして、6人が喜如嘉の保育所に配置されることになっています。

○ 9番（松島重克君） 先日聞きました休憩時の説明では何か複雑な人員配置のようでしたが、7名の新規採用によりまして全体的な異動があったような説明でありましたが、それについてお伺いしているわけです。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 現在、へき地保育所に有資格の保母が2人おりまして、無資格者が2人おります。塩屋保育所に無資格者が1人おりますので、へき地の保育所から2人を喜如嘉の保育所に配置されますと、7名の保母の採用予定でありますから、塩屋に無資格者を置けないわけで、この人に代わって新たに採用予定の職員の中から1人配置されるわけです。ですから無資格者の職員は塩屋で勤務出来ないわけで、その配置のことは何とも言えないわけですが、6名が喜如嘉の保育所に配置されるということになるわけです。

○ 9番（松島重克君） 塩屋に無資格者が1人おられるようですが、これは採用時に何かの条件を付けての採用でありますか。

もしそういう事態が出た場合には他に配置転換されてもいいというような条件付きの採用

であったわけですか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） そういう約束はないけれども、職員のある程度の人事異動といえますか。へき地保育所の設置要綱の中でもへき地に2人の無資格者を置けないということがありまして、有資格者1人に無資格者を1人設置基準に合わせて入れなければいけないということで、一昨年と思いますがその時に無資格者が1人余ったわけです。どうしようもないから塩屋保育所に1か年という条件で県に願ってやって来たわけですが、昨年の10月の法改正で無資格者を絶対置いていけないんだということで、55年度で改めるという考え持っていたんですが増員とかいろんな問題がありまして出来なかったわけです。

無資格者とはそういう条件はありません。但し、何時までも置けないということは話しているわけです。

○ 9番（松島重克君） 今のお話からしますと無資格者は置けないということは採用の時点でお分かりだっただろうと思います。それで採用されているということはやはり将来ずっと保育所勤務ということが前提の採用だったと思うわけなんです。条件を付けておられないということは、もう一点聞いていることは塩屋保育所からへき地保育所へ資格を持った方が異動されてますね。

だからこれからするとおかしい感じがするわけですが、この辺とのかかわりはあるんじゃないですか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 塩屋保育所からへき地保育所へ異動したことは余りかかわりないんですが、その時に塩屋保育所にも喜如嘉保育所にも有資格者がおりまして、いろいろ事情がありましたので2人を交流させたわけです。

塩屋保育所に配置した当時我々は何とか1か年ぐらいはなるだろうと思ってやっていたわけですが、無資格者を異動した後に県の監査がございまして、10月に法改正になっているから無資格者を置けないと指摘されているわけです。これは去年の1月の監査の時に指摘されたことで、我々も無資格の保母を向うにやった時点はそういうことは詳しく分かってなかったものですから配置したわけです。ですから塩屋から喜如嘉のへき地保育所に異動して、喜如嘉にいた有資格者を塩屋に配置したのはいろいろ事情があってそういうことになっています。

○ 9番（松島重克君） 無資格者の採用時に条件を付けておられないということであれば将来ずっと保育所勤務ということが前提になっているものですから、これは十分配慮されて本人の納得を得てからの配置転換でなければいかんと思うわけです。従来こういう無資格者の採用に当っては、やはり何か年ぐらいで資格を取得しなさいというようないくつかの条件を付けて採用されておるようであります。ところが今聞きますと条件が付されていないということであれば、やはり十分納得した上での配置転換が必要だと思います。

へき地保育所の4名中2名の保母は定数に入っておりますかどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 今のご質問は無資格者のことと理解していますが無資格の場合も定数に入っているわけです。その他に属しているわけです。

○ 9番（松島重克君） 4名中無資格の方は当然その他の定数に入っているわけですが、途中で資格を取られた方がいるということだったものですから、1名は塩屋から行かれたということですから定数に入っていると思います。残る1名は吏員の定数に入っているかどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 資格取得した時点で定数化しています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第7号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 前から言っております中央幼稚園の設置計画についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 幼稚園の設置につきましては教育委員会の所属であるわけですが、現在の幼稚園増設の件と合わせて教育長に教育委員会としての計画を聞いたわけでございますが、4園を設置してそれを合併するにつきましては58年から調査を始めるんだというような教育委員会の方針であるというふうなことを聞いております。

○ 9番（松島重克君） 教育長が議会で幼稚園に関してのお話の中で58年度設置するということをおっしゃっておられたわけですが、その間に大宜味幼稚園、津波幼稚園が出て来ましたので委員会の方針がどうなっているか、変更があったのではなからうかというような気もいたしますし、又、従来の教育長のお話が方針が確定しているのかどうか少し疑問な点もありまして、その点についてしっかりした話を聞いておきたいと思います。この議案を審議するに当りまして、そういう委員会のしっかりした計画をお聞きしておかなければ議会としても判断がし難いわけです。

今の村長の話では58年度から調査を始めるということでありましたが、教育長は議会において58年度に設置するということをおっしゃられるわけですが、かなりの違いがあるわけで

すがその点はどうでしょうか。

- 村長（根路銘安昌君） 私のところではそのように説明をしているわけでございます。
- 9番（松島重克君） 議長、この件については後で直接教育長から答弁をお願いいたしたいと思います。そのように諮っていただけませんか。
- 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時30分）

再 開（午前10時32分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

他に質疑ありませんか。

議案第7号の質疑は一時中止いたします。

これより議案第8号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第9号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第10号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時45分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

13番退場。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時45分)

再 開 (午前11時13分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

第7号の質疑を継続いたします。

答弁を求めます。

○ 村長(根路銘安昌君) 先程私が答弁いたしました、教育委員会の考え方といたしまして4校に設置して昭和58年から更に中央幼稚園につきまして58年から調査をするということをお願いしていたわけなんです、教育長の説明を私が聞き違ったようでございます。それで教育委員会といたしましては教育長の説明によりますと、昭和56年、57年調査をいたしまして昭和58年に結論を出すというふうな考え方のようでございます。

○ 9番(松島重克君) この幼稚園問題に関しましては教育委員会の方針が58年度中央幼稚園の設置という方針を持っておられるようであります。これについては何回か議会でお聞きしています。そういう委員会の方針と我々議会もそういうように何回か承っておりますのでそういう考えでこの議案審議に当たっているわけですが今回の大宜味、津波幼稚園の設置は58年度に中央幼稚園を設置するということを含めての村長との調整がなされたのかどうか。その調整の結果出された議案であるのかどうかお伺いいたします。

○ 教育長(宮城松一君) 早急に村民の調査をしてみたいということで、委員会の方針が一円に統合出来るかどうかということは合意が得られれば58年度に統合してみたいと考えています。

○ 9番(松島重克君) 努力されるどうかということは別問題といたしまして、委員会の方針は58年度中央幼稚園の設置という方針を打ち出しているわけですから、議会もそのよ

うに受け取っているわけです。そういう中央幼稚園を設置するという前提の基に長と調整がなされているかを聞いているわけです。

○ 教育長（宮城松一君） 12月議会までは2園が増設出来るかどうかも分からなかったわけですが、非常に慌てまして予算に乗せたものですから村長との調整をはっきりと村長にもまだちゃあんとした理解が得られてないんじゃないかというような気もいたしますが、一応そういうふうな目処を持っていますということだけは村長に申し上げてあります。

○ 9番（松島重克君） 58年度に中央幼稚園を造るんだが、この条例案としてはこの1、2か年の間大宜味、津波幼稚園を設置するんだと、これを含んだ調整が長となされているかということなんですよ。何故それをお聞きしますかと言いますと、こういう事業をやる時には財政的な裏付けが必要なんです。そうしますとやはり最終調整権者であります長との調整がなされてなければいけないというのが通常の考え方なんです。だからこの調整はどうなっているかということをお聞きしているんですよ。

○ 教育長（宮城松一君） これから調査に入ります関係で、調査の段階で村長とは話し合いつけていきたいと考えます。

○ 9番（松島重克君） 今のお話からしますと58年度中央幼稚園の設置ということを含んだ今回の条例の調整はなされておらないということですか。

○ 教育長（宮城松一君） 大宜味、津波幼稚園の設置については村長の了解を得ております。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時20分）

再 開（午前11時22分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 9番（松島重克君） 我々の議会で過去においてそういう問題取り扱っているものですかから言っているわけなんですよ。

ここに出て来ている大宜味、津波幼稚園だけの問題でなく、既に委員会の方針として決定されて我々議会で扱った問題もありますのでお伺いしているんですよ。調整されているなら調整されている、調整されてなければ調整されておらないと、やはりこの点は明確にご答弁をお願いしたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） この2園設置についてはやっております。58年度のものについては委員会の方針を村長に出して、そして出されて議会にも諮っておりますので、結局これは一応これが望ましいだろうということで採択されたと考えます。前にまだ十分というのは、私は内容まで含んだところの調整ということでありまして、設置するということについては

目処があるということだけは申し上げて、過疎計画にも乗せてあります。

○ 9番（松島重克君） 調整された上で過疎計画、基本構想なりに乗せられているんだろうと、我々こういうふうにはしか考えられないんですが、調整されておるんでしょう。どうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 計画については調整されています。

○ 9番（松島重克君） 58年度中央幼稚園設置ということを含めて今回の条例案は調整されているということになるわけですが、委員会と長との調整の上で出されて来た議案を検討するに当りまして、一番問題点になりますのはそう遠くない時点で中央幼稚園が設置される方針があるわけですが、そういったしますとこの条例どおり大宜味幼稚園、津渡幼稚園を設置した場合委員会の方針どおり58年度中央幼稚園設置に支障はないかどうか。

○ 教育長（宮城松一君） これは諏査の段階でいろいろ問題が出て来はしないかと予想はしていますが、委員会としては目処ということでありますので、その時々になって問題点は解決に持っていきたいと考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁ではその都度出た問題を処理していきたいということですが、委員会の方針は58年度設置ということであるならば大宜味、津渡幼稚園設置ということは通常考えましても少し障害になるのではないかとということが考えられるんですよ。これはたった2か年先ということになりますと、だかうその都度問題が出た時に処理するということではおかしいのではないですか。この2園を設置する時に既にどういう障害が中央幼稚園を造る時に出て来るかということとは想定出来るのではないですか。

例えば、職員4名を配置した場合に中央幼稚園を設置すると2人とも余るぐらいだと、こういう問題はもうこの2園を設置する時点でどうするかということぐらいはお考えになっておかなければいかんのではないですか。造ってからどうこうという問題が大きくなって中央幼稚園が造れなくなるということでは困るのではないですか。一応委員会の方針もそうでありますし、議会も58年度中央幼稚園の設置というように受け止めているわけですから、この2園を造った時点で中央幼稚園が出来るまでにどういう問題が出て来るかということとは想定出来るのではないですか。これを考えにならないで問題が出た時点で処理しては心もとないのではないですか。

この2園を造ったために中央幼稚園が出来ないというようなことになれば大変なことですよ。これは数字から見ましても4、5名ぐらいの幼稚園ということにもなりかねないと思いますよ。村の財政から見てむだな経費を使うということは我々も少し困ったことだと考えているんですがね。議会では58年度までのつなぎという意味でああいう決議もしたわけですよ。だから2か年の間にどういう障害が出て来るということぐらいはお考えになっておられるの

ではないかと思っているんですが、その辺をお聞かせ願いたしと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 職員のことについても委員会でもいろいろ出たわけですが、もし、村民の合意が得られて一円にするならば長部局との出向とかの問題で人員の問題は解決するのではないかというようなことが出ています。

○ 9番（松島重克君） じゃあ統合の時点で余った職員は委員会が責任を持って配置転換出来るということですか。

○ 教育長（宮城松一君） その件についてその時点までには長部局とも相談しながら配置替えも考えていきたいと考えています。

○ 9番（松島重克君） これは考えているということでもなしに、現在の時点でそういう方針を持っておかなければいかんのではないですか。これは中央幼稚園が出来ますと2名余るということははっきりしているわけですから、はっきりしているものははっきり処置は考えておかなければいかんのではないですか。

これは念を押すようですが余った職員は委員会が責任を持って配置転換出来るわけですね。

○ 教育長（宮城松一君） 今度設置されてもあと2か年程ありますので、その間で村長とも相談しながら配置替え出来るのではないかという考えでやっております。まだそのことについては村長とも話はしてないんです。

○ 9番（松島重克君） 教育長、今の私の質疑は推定とか想定ということでもなしに、2園が出来まして4園になる。そして統合の時点では2人は余って来るということをはっきりしていることでしょうか。はっきりしていることに対してははっきり処置する考えを持たなければいかんと思うんです。推定ということに対してはそういうふうになるだろうという答弁しか出ないと思うんですが、だから先程申し上げているように中央幼稚園をその問題を含んだところの調整がなされているかということはどういうことを指してお聞きしていたわけですよ。

余った職員に対しては委員会が責任を持って処理されるということは言えるわけですね。

○ 教育長（宮城松一君） これは委員会が任命するわけですので責任を持たなければならぬと思いますが、これからその件について長部局とも話し合いを持っておかなければならないと、今のところそういうようなことしか私達委員会でもその程度しか話をしておりません。

○ 9番（松島重克君） これは今おっしゃったように任命は委員会でありますので当然委員会が責任を持って処置しなければいかんと思います。だから配置転換を含めた他の方法はないか。例えば臨時的任用とか、そういうようなことも含めて今から中央幼稚園の設置に障害のならないような方法で考えてもらわなければいかんと思うんです。出た都度考えるでは遅いと思いますよ。現在の時点で出ている問題は現在で処置する考えをはっきり持っておか

れる必要があると思います。

4園が出来ますと中央幼稚園に対して確かに統合されたら困るという声が出るかも知りません。そういう場合にどう対処するかということも考えておかなければいかんわけです。例えば、通園バスを走らすとか、そういうことを含めて現在の時点からそういう声が出た時には通園バスを走らすとか、そういうことで対応出来る対策を現在から持っておかなければ、その都度では遅いと思いますよ。職員の面だけでなしにこういう通園面について何かお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 確かに距離的に遠くなる所がございますので、私達の話し合いの中では結局は通園バスを出さなければいかんのではないかというような話し合いは持っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時37分）

再 開（午前11時45分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第4号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第4号、大宜味村職員定数条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第7号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第7号、大宜味村立学校設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第8号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第8号、大宜味村立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第9号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第9号、大宜味村国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第10号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第10号、臨時的に任用された職員の分限に関する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時49分)

再 開 (午後1時37分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第11号及び議案第12号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番(松島重克君) 11号議案の第6条に工事にあてる目的をもって労力又は金銭の寄付をした者に対しては、村長はその額に応じて分担金を減免することができるというような規定があるわけですが、労力又は金銭の寄付というのは何を指すのか説明をお願いしたいと思います。

○ 建設課長(古我知 清君) この場合は夫役を意味しているわけですが、金銭というのも夫役を割り当てされた場合に夫役に必要な分を金銭に換算するとか、そういったこととか更にこの事業に対する寄付金、現金寄付があった場合にはそれを考慮して割り当てするというふうなことになっているわけです。

○ 9番(松島重克君) この条例は分担金についての条例でありますのでこういうややこしいことがはたして必要であるのかどうかですね。労力を貨幣で換算する場合はやり難い場合も出て来るのではないですか。それと、寄付も貨幣でやるならば分担金も貨幣であります。これは寄付というよりもスッパリと分担金でやる方がはっきりするのではないですか。こういう点に少し疑問を感ずるんですがどうですか。

○ 建設課長(古我知 清君) この事業に対しては金銭の寄付というのはおそらくあり得ないだろうと思いますが、条文上もしそういった状況が出た場合ということで取り上げているわけです。そして労力についてもおそらくないだろうと思いますが条文上取り上げておこうということにしているわけです。

○ 10番(前田貞四郎君) 12号議案の16条、村長は汚水処理施設を自ら管理することが不適當又は困難であると認めるときは、当該汚水処理施設を養豚生産組合に無償又は時価より

低い価格で譲渡することができるとなっておりますが、この施設が完成した後にすぐ譲渡される意思がおりますか。

○ 建設課長（古我知 清君） この事業を村で行う関係上4か年以内は何時でも会計検査が行なわれるようになっておりますので、その会計検査が終るまでは譲渡出来ないんじゃないかというふうに考えています。

○ 10番（前田貞四郎君） 私は処理施設を造るのには賛成ですが、何故団地を造ってから処理施設を造らなかったか。と言いますのは、現地調査をする時に喜如嘉のある組合員に聞きましたらはっきりその施設を利用しないと断言しているんですね。あちらに持って行って処理するよりも自分の畑に還元した方がいいということを書いていました。それから見ますと塩屋や大兼久の組合員がはたして利用するかということが非常に疑問に思われますし、又、定款によりますと1年以上その施設を利用しなければ除名するということになっておりますね。それから見ますと利用しないと1年以内でその組合員が除名されて個人でしか利用しないと、そういうことになりますと1年か2年後には条例を改正して個人との関係になるかと思いますが、それについて村長のお考えをお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） これを今造りたいと思っておりますのは、全村まとめたの団地というのは大変無理なことでございます。でありますので小さなまとまりでも促進出来ればと思っておりますが、モデル事業の計画におきましてもその地域に造るというふうに今の場所に入っているわけです。それを造ることによって現在養豚している以外の方もそこに移って来てやるということでございます。他のものもここに入って来てやるということは幾分か加ってまいりまして、団地にもなるわけでございます。そういうふうなことでその規模もやや3,000頭規模ということでございますので、その飼育頭数にやや見合ったところの規模になるわけでございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 組合員が施設する地域に移動して飼育するということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 養豚組合全部の方がそこに移るということはおそらくその地域の土地の状況からしても無理であると思うんです。話が出ておりますのは、田嘉里でやっている他の業者もそこに移って来て一緒にやるというふうな状況のようです。

○ 10番（前田貞四郎君） 田嘉里の業者がそこに移るのであって、喜如嘉とか他の業者がそこに移るということではないんですね。

○ 村長（根路銘安昌君） これは土地問題もありますし喜如嘉の人までそこに移れるかということは問題があるわけです。

これは申し上げましたように村全体を含めての飼育関係になりますと、これだけの規模のものでは足りないわけですし、これはやや3,000頭規模のものでありますので、田嘉里の1、

2の業者でややそれだけの規模に近い規模になるわけです。

○ 9番（松島重克君） 12号議案についてお伺いします。汚水処理施設が設置されるわけですが、これを設置するねらいは多分環境衛生というのが主になっているのではないかと思います、その他にねらいがあればお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） これを計画した時点からひとつの畜産汚水によるところの公害を軽減していくという考え方で計画やっているわけでございます。そうすることにおいて畜産の振興にもなるかということで、いわゆる公害対策の面でこれを考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） そういう説明をお聞きしますとまた少し疑問が出て来るわけですが、村一円の環境衛生、或いは畜産の振興ということをお考えになって計画されたようでありましたが、手元の資料からしますと55年8月1日現在の業者についての調査がなされているようですが、その時点では業者20名、ところがこの施設にかかわる養豚組合は11名で結成されている。

聞くところによりますと前の組合は解散したとかということですが、そのいきさつは分かりませんが55年8月1日現在業者は20名であるのに11名の組合加入者でもって組織されるというところに少し疑問を感じるわけです。村全体の環境衛生、或いは畜産振興ということから計画されているのに対して約半数しか参加しないと、これはどういう点に原因があるのでしょうか。その点調査されておりませんか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時50分）

再 開（午後1時58分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） その件につきましてはどういうふうな理由でそうなっているか資料持ち合わせしておりませんので、担当課をして一応調査させたいと思っております。

○ 9番（松島重克君） 先程の答弁によりますと4か年ぐらいいは村が経営して後組合に譲渡するということですが、この譲渡する時点でどのような条件をされるか考えておられますか。

○ 村長（根路銘安昌君） まだはっきり決めているわけではございませんが良好な管理をするということ。更に管理の一切の費用は組合が責任を持つということ。その機能する範囲におきまして他からの畜産廃棄物の投入とかの希望があればそれも受け入れてもらうと、その程度の最低条件は付けなければいけないと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） そうしますとこの場合有償であるのか無償であるのか。この辺はお考えでないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在の考え方といたしましては補助金以外のものは負担させようということをやっているわけですが無償で払い下げしたらどうかと思っているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時07分）

再 開（午後2時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

他に質疑ありませんか。

○ 7番（山川正行君） この施設が出来て分担金を負担しない者が使用する場合、譲渡されると一定の処理料金が取られる可能性があるわけですね。そうした場合に小規模の組合に入っていない分担金を負担しない業者が使用する場合には一定の不利益を受けることも考えられるわけです。したがって譲渡する場合の条件として、小規模な業者が利用する場合に行政指導出来るような条件を付ける考えはないですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時10分）

再 開（午後2時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 分担金を納めてない人が投入する場合にその投入に対して使用料取るかというふうなことであると思うんですが、それでよろしいですか。（私語あり）

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時12分）

再 開（午後2時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今のご質問は出来て譲渡して後の使用料の件だと思うんですが、勿論、これは浄化施設でありますので電気とか薬剤とかも要るわけでございます。それでその運営につきましては勿論機能は完全にするような運用はしていかなければいかんと思うんです。

それで使用料とかにつきまして共同でやっている人達でありましても頭数などいろいろなものが違うわけですので、そこに使用料の設定ということは必要かと思うわけなんです。それで譲渡する条件といたしまして村としてもこの使用料が妥当であるというふうなことを見極めるのが大事と思ひまして、それは村とも協議してやるという方向で条件を付したいと思うわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩（午後 2 時 27 分）

再 開（午後 2 時 59 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第11号及び議案第12号の質疑を中止いたします。

これより議案第13号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9 番（松島重克君） 村営水道を造るに当りまして関係部落と説明会が持たれているわけですが、この関係部落での当局の説明と今回提案されている条例案とには大きな隔りがあるわけですね。そこで条例と部落説明と隔りがあるということは何か意味があるのか。その辺のご説明をお願いしたいと思います。

○ 建設課長（古我知 清君） 部落で説明していることは村の事業として給水区域を拡大していくというふうな説明をしているわけで、条例についてはまだ説明はしておりませんのでそこら辺の隔りがあるというふうに考えておりますが、事業をもっていく段階での部落に対する説明とこの条例事項とは関連して説明しておりませんので、そういうことが出ているのではないかと思います。

○ 9 番（松島重克君） 部落でなされた説明とこの条例案の内容とには開きがあると申し上げているんですが、そういうようにお感じになりませんか。

○ 建設課長（古我知 清君） 細部にわたっての説明はしておりませんので、こういう事業をもっていくんだと、こういうふうな村の計画であるんだということを説明会には提示しているわけで、条文の細部についての説明はしておりませんので、そこら辺が部落と条例との隔りということになるかと思うんですが。

○ 9 番（松島重克君） 部落でなされた説明とこの条例案の内容とは大きな開きがあるわけですね。折角、部落で説明をなされるんですからこういう条例案の内容まで合わせてなされるべきでなかったかと思うわけですね。だから、部落説明会でおっしゃったことは部落民はそれとお受け取っているんです。しかし、今回こういう条例案が出て来まして逐一見ますとかなり違うと、そうしますとやはり疑問なり与論なりが起って来るとことは当然考えられるわけですね。あの時の説明にこういう条例案を説明しておくことがよかったのではないかと思います。これがなされてなかったということで何か特別の意味がありはしないかと思ってお聞きしているんですが。

○ 建設課長（古我知 清君） 事業遂行段階での説明ではこの条例を検討しておりませんので、どういうふうになるんだという概略の説明はしておりますが、やはりこういう条例を制

定しなければいかんということは分かっておりましたが私達も事業進めながらも条例策定出来るのではないかというような安易な考えがありまして、即条例を制定しなければいかんというふうなことになりまして、条例事項までの説明までは加えることが出来なかったということのいきさつでございます。

○ 9番（松島重克君） 部落説明をなされ説明を聞いて後、この村営水道に関して賛否を問われているわけですね。であるならなおさらこういう条例も合わせて説明すべきでなかったかと思うわけです。現在の状態では関係部落民はあの説明においては賛成だと、しかし、こういう条例内容が示されるといろいろ疑問なり与論が起って来るのではないかと思って聞いているんですがね。又、今おっしゃったようにこの事業を申請に当っては必らず条例を作ると、この条例のひな形を検討しなければいかんということはお分かりだったとその辺に部落説明に手抜かりはなかったかと、この辺どうお考えでしょうか。

○ 建設課長（古我知 清君） この条文の中で部落の説明の中でなされていないのは給水施設等の費用の問題、給水メーターの設置問題、そういった問題は取り上げなかったわけですが料金問題については大体こういうものになりますよという概略の説明はしてあります。管理上の問題については余り触れなかったわけですが、一応管理に入りますと今の段階で建設課がそのまま管理まで進めていくのか、或いは管理の段階までいきますと厚生課に移管するのかどうかということもまだはっきりされておりませんので、そういった管理面については余り触れなかったわけですが、施設に対する費用、それから施設後の管理に対する費用等については一応説明したわけなんです、条例等の制定ということについては説明触れておりません。そういったことも含めて触れるべきでなかったかということは考えています。この条例を添付しなければいかんというふうなことが決定づけられて初めて条例が添付書類になると分かったわけで、結局は県としては給水条例はあるものだというふうな解釈のもとに指導したようで、そして条例ありませんとなるとこれは条例制定せんと申請にはこれが付くんだからといったようなことを聞かされたわけで、当初の申請の話し合いの中では県としても条例の添付というのを説明加えてなかったということは現在の簡易水道事業の中でも当然条例はあるべきだという解釈のもとであったようです。我々もそういうことをはっきり知らなかったものですからこういうふうな切羽詰ってからの条例の提案というふうに来たわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁で名目上は従来から各部落がやっている水道は村営であると、だから条例は既に出てくるものだというので県の指導がなかったということでありますが、そういうことであれはうなずけるわけでありますが、やはりこういう給水計画の賛否を問う場合にはもう少し慎重でなければいかんのではないかと思うわけです。

ところで先程おっしゃった条例に関して触れられてないということですが、メーターの間

題、料金の問題、管理運営の問題、これ等のものが主として触れられてないということですが、これ等の問題は条例の中では一部にすぎないんですが、住民の間では最も関心のある問題であるわけですね。だから肝心なものが触れられておらないんですが、現在、我々議員としても非常に戸惑っているというのが実際のところなんです。それで議員といたしましては条例の重みというものを身をもって知っておりますので、やはり条例の中で特に住民が関心を持つものについては確認の意味でお伺いしなければならんと思っているわけです。

それでこの条例案の15条に規定されております給水量はメーターにより計量するということになっているわけです。これなども住民が分からないわけですが、例えば、地域住民が是非ともというような希望があった場合にこの条例が発効した時点でもメーターを付けずにこの条例が運用出来るのかどうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 15条関係であります、村長がその必要がないと認めた時はその限りでないという件でございますが、現在この条例で運用する場合には特別にこれこれというふうなこと考えられないわけでございます。

○ **9番（松島重克君）** 今の答弁を要約しますと、この条例からしますといくら関係住民がメーターを付けないではしいと要望が出て、この条例ではそういうような運営は出来ないということですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 運用出来ないということではなくして、それを適用するものが今考えられないということでございます。

○ **9番（松島重克君）** この条例を作るに当って検討なされていると思うんですが、地域住民がメーターを付けたくないと強く要望した場合に、この条例でもってそういう住民の声を当局が認めてメーターを付けなくてもこの条例が運用出来るかどうかと、声ということでなしにひとつの問題が提起されているものですから、これには明確に当局の意思ははっきりしてもらわないと誤解を生ずる恐れがあるものですから聞いているんですよ。メーターを付けるのが普通だと思うんですが、地域住民の要望が出てメーターを付けたくないということが出た場合には、この条例で運用出来ますか。出来ないんですか。

○ **建設課長（古我知 清君）** この条例で当分の間はメーター付けなくても可能だというふうに考えておりますが、やはりそういった要求が住民全体の要求となって来た場合には条例の改正に向ける以外にないんじゃないかと考えております。

○ **9番（松島重克君）** しつこく申し上げるようではありますが、当分の間メーターが関係がないということは附則の2項でうたわれているんですからこれは問題ないんです。58年3月31日まで工事がかかるようでありますからこれは関係ないわけです。多分、この間を当分の間と言っておられると思いますがこれは関係ないです。58年3月31日以後村営水道からの

給水が開始された時点を示しているんですよ。その時点でこの条例は既に発効しているわけですから、地域住民がメーターを付けてほしくないという強く要望した時にこの条例でそういう要望を入れた運用が出来るか出来ないか。これは明確にさせていただかないと疑惑が生れて、問題が派生しないとも限らないわけですから、これははっきりさせておく必要があると思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 住民からメーター付けないようにやってくれと要望があった場合に付けないで出来るようなことはないかというふうなことです。それとも要望があった場合にメーターを付けないで給水するかしないかということですか。私の聞き間違いのようでした。住民からメーターを設置したくないと、或いは設置しないと言われた場合にこれがこの条例で運用出来るかということですか。現在のところ、この条例ではメーターなしには運営出来ないと思っております。

○ 9番（松島重克君） 同じ15条の但し書き、村長がその必要がないと認めるときはその限りでない、これは附則の2項を指しているんでなしに、この条例からすると何処かの場所を指しているのではないかと思うんですがそうでないですか。もし、そういうことであるならばどういう施設がこれに該当するか説明お願いしたいと思います。

○ 建設課長（古我知 清君） 附則の2項はとらえておりません。臨時使用とか或いは緊急必要性とかに該当する問題だと思うんです。それと更に共同臨時使用とか、或いはその範囲内じゃあないかと思うんですが、勿論、村が運営するかいひん所とかは付ける必要はないと思うんですが、臨時的な使用、或いは集団的な一時使用、そういった時には村長が別に料金を定めて取れますのでそういった場合に運用されるものだと思っております。村がする事業所でも村の行政建物は当然メーター設置しなくてもいいかも知れませんが、しかし、村が設置して行政管理以外の建物、例えば診療所などは当然メーター付けるべきでないかと、村の直接の行政管理建物とかはこの但し書きに該当するのではないかと考えております。

○ 9番（松島重克君） 21条についてお伺いいたします。21条には料金が規定されているわけですが、昭和58年3月31日以後の運営に当っては多分独立採算性ではないかと思いますが、この辺はどうお考えでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 全面給水の後独立採算性でいくかということですが、ひとつの目安としては独立採算性ということは考えなければいかんと思うんです。ところが施設の修理とかの場合のものはある程度の持ち出しもやらなければいかんのではないかと考えるわけですが、これにつきまして実際に施行してみて、住民の負担というのがこの料金で過重であるかどうかそういうふうなことも一応使用する量を見ながら考えなければいかんと思うわけなんです。一応の目安としましては独立採算性に近いものにしなればいかん

思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 何故そういうことをお聞きするかと言いますと、独立採算性になるのかどうかによって料金が変わって来るだろうということなんです。特別施設の増改築等は別としまして、通常経費につきましては独立採算性であればそれなりの必要経費を使用者が分担しなければいかんということになるわけですが、今のところこの条例を施行しながらということでありますのでそれだけしかお聞き出来ないわけですが、ところでこの料金表で参考にされた地域とかありますか。それとも示されている料金表は村独自のものであるのかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君） この料金表は国頭、東を一応参考にして取り上げているもので、独自の採算を試算してやったものではございません。

○ 9番（松島重克君） やはり積算に当っては原則としては独立採算性ということを一応考えの基礎に持っておられるということになりますか。

○ 建設課長（古我知 清君） この件については運用の仕方にもよると思いますが、あくまでも施設当初の近い年数の間には他の諸経費がそんなに要らないという観点からこういうふうな料金が出て来るので、それに一応準じて立てようじゃないかとやったわけです。

○ 9番（松島重克君） 村営水道が58年3月31日完成予定で給水が開始されるわけですが、この村営水道が給水された後関係部落が現在の施設を引き続き使いたいと、この施設は撤去しないということをおっしゃっておられるわけですので、そういうところから来ているのではないかと思います。それで引き続きこういう施設を使いたいという場合にはこの条例からしては可能であるのか。

○ 建設課長（古我知 清君） 給水施設としては使用出来ないということは、はっきり言えると思います。給水施設としてはあくまでも条例に基づいて給水しなければならないというふうになるかと思えます。

○ 9番（松島重克君） 条例からしますと今おっしゃったように出来ないというお話であります。例えば、村営水道からは飲料水だけ利用すると、そして現在の施設からは雑用水を利用すると、どうもこういう考えが一般にはあるようですね。その場合この条例ではどのように措置されるのか。

○ 建設課長（古我知 清君） この条例で給水栓は規定付けてありますので、給水栓はこの施設以外からは取れないことになっておりますので、当然、給水に対する施設は廃設したものからは取れないというふうになるのではないかと思います。

○ 9番（松島重克君） 飲料水は村営水道から引くわけですからこれは問題ないと思うんです。そして従来からあった施設から雑用水を引くという場合、先程申しあげましたように

この施設は撤去しないということです。それから昨日課長がおっしゃっておられたこの問題については当局は関知しないというようなことから、関知しないということであるならば従来あった施設から雑用水を引き込むということも可能であるという考えが生れて来るわけですね。その場合先程この条例で出来ないということおっしゃっていたんですが、これは村営水道から引く飲料水について両方から引くという意味にも取れるのではないかと思って念のために聞いているんですが、飲料水については当然村営のものからしか引けないわけですが、従来ある施設がそのまま存続するわけですから撤去しなければですね。そうすると現在家庭内にある給水管は十分利用出来るわけですね。だからそういうことが出て来るということは当然考えられることなんです。

その時点でどうなるかということなんですがね。

○ **建設課長（古我知 清君）** 現在の簡易水道は当然廃止されますので、廃止したから全面撤去になるとそれだけの費用がかかるというふうなことで、結局はこれからは家庭飲料水、生活用水に使っていきませんよということになるわけです。ですので新しく出来た水道から家庭生活用水が全部供給されなければいけないというふうになっているわけです。

○ **9番（松島重克君）** 通常の条例の効力範囲という場合に村が給水する給水管に効力を持つものであって、それ以外の施設に対してはたしてこの条例が効力を持つのかどうか。

これは実質的には部落営水道は地域住民の負担に基づいて現在まで来ているわけです。だからこの条例の効力がそれ等のものにも及ぶのかということは多少疑問があるわけです。この辺はどうですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 確かに計画している広域水道が出来ますと、これは認められたところの施設は新しく出来るもんだと公に、その施設でありますので法的に言いますとひとつの認可を受けないところの施設ということになりますので、それを使ってよろしいということは言えないと思うんですね。

○ **9番（松島重克君）** 法律的な面からしますと確かにそういうことになろうかと思うんです。しかし、従来水道法が制定されてから久しい間実際問題としてそういう形でやって来ているわけですね。だから今すぐに水道法うんぬんと言っても通用しないわけですね。関係者の場合は、そうしますとそこで考えられることは撤去をしないので自然と旧施設から水が来るわけですね。そうしますと村営のものから飲料水を、雑用水は当然旧施設から引くと考えられると、その場合この条例からどういう処置が講じられるかということになるでしょがね。でその講じる場合には住民が経費も負担しておりましたし、そういう面も考慮に入れてピシャット出来るかどうか。この辺を明確にしておかないと後日のもん着の種になりはしないかと聞いているんです。出来るだけ明確にしておかなければいかんと思うんです。先程私

が雑用水と申し上げましたが、具体的に言うと家庭内の雑用水と、或いは農業用水あたりも入るかも分かりませんね。そういうものも含めて利用出来るというように考えている方がどうも多いような感じがします。だからあえて明確にしておかなければいかんということはそうなんです。これは明確にしておくべきでしょう。

○ **村長（根路銘安昌君）** この条例の中で別に他の施設までのものは規定してないわけなんです、この条例からしましてその地域におきまして生活用水を従来ある施設から使ってもよしいということは村としては言えないわけです。

○ **9番（松島重克君）** そうなりますと先程の答弁と多少違って来るわけですが、この生活用水、或いは他の方法で使うということはどういうようにして措置するか。例えば、各部落の送水を止めてしまうのか。何か他に方法をお考えですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 現在の施設を法的な面から廃止ということになるわけですが、それで工事を施工する地域におきましては新しい施設が出来る時において今の施設はストップしなければいかんというふうなことになるかと思えます。そこら辺のことは申し込みによってやるわけですが、原則としては新しいものが出来るということで今までであるのは廃止ということになりますので、給水をストップするようなことをしなければいかんのではないかと思っています。

○ **9番（松島重克君）** これは取り方によっていろいろ取りざたされているわけです。部落懇談会、或いは課長の話を聞いたりいろいろ憶測したりしていろいろ取りざたされて受け取り方もかなり違っているんですね。それで明確にしなければ各部落まちまちなりはしないかと一定の線をぴしゃっと引いてないと問題をかもし出すことになりはしないかと思っています。課長は家庭内の引き込み線は切るとおっしゃっておられましたね。そうしますと家庭の雑用水は使えないということだと思います。この1点確認しておきたいと思えます。それから水源地で給水を止めてしまうということになりますと完全にこれはおっしゃるように名実ともに廃止ということになるわけですねだからこの辺を明確にしておかないと片方は使えて片方は使えない。家庭の雑用水は使えないんだが農業用水としては使えるというまちまちな現象が出て来ると思うんです。家庭の引き込み線は切る、水源地の給水装置は切るのかどうなるのか。

○ **建設課長（古我知 清君）** 家庭の給水線は切ります。これははっきりしないと、それをしないと水道施設の改善をした意味がありません。ですが今言ったような水源地のバルブを止めるということについては各部落懇談した中でも強い要求があるわけです。そのまま農業用水あたりに使わせてくれというふうな強い要求がありますので、そこら辺の取り扱いについて今我々としても各部落からそういうような要求がありますので、そこらの取り扱いに

ついてどういうふうに指導規制していくかということが後は問題になろうかと思うんですが、はっきり言って今のところ水源地のバルブを止めるというふうな考えは持ってありません。ですが、こういった中でいろいろなトラブルが先程お話がありましたように出て来る可能性は十分あります。

そういう問題についての対策としてどういうふうにとっていくかということが大きな問題になろうかと思うわけです。

○ 9番（松島重克君） 今のお話は良く分かりました。この条例からおして廃止の同意書を取って（聴取困難）それとも条例趣旨からいっては現在ある各部落の水道施設を使用することは運用上出来るのかどうか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後4時24分）

再 開（午後4時36分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第13号の質疑中止いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により明日24日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、明日24日は休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時37分）

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和56年3月25日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月25日 午後4時42分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	7番議員 山 川 正 行 君
2番議員 平 良 真 光 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	9番議員 松 島 重 克 君
4番議員 山 川 保 清 君	10番議員 前 田 貞 四 郎 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (2名)

11番議員 前 田 福 正 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
-----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 建設課長 古我知 清 君
助 役 新 城 繁 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城 保 雄 君 書記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第10号）

日程第1 議案第13号 大宜味村簡易水道事業給水条例

日程第2 議案第11号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収条例

日程第3 議案第12号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例

日程第4 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計予算

日程第5 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第13号から日程第5 議案第15号までを一括議題といたします。

5番退場。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第13号の質疑を継続いたします。

9番議員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 建設課長（古我知 清君） 廃止承認の件なんです、承認書を取った時点で文章の付け加えが足らなかったものだと思います。

県の方にも問い合わせてみますと、あくまでも給水開始するまでは現在の施設は廃止しないんだというふうな回答がありまして、そのように文書も修正しなければいかんのではないかというふうに考えております。

○ 9番（松島重克君） 質疑と今の答弁と大分くい違っているんですがね。

前に私が質疑しておりますのはこういう廃止についての同意が出ておると、そして部落がやっている施設は撤去しないと、それからこれらの使用について家庭内の引き込みは切ると、その他の利用については関知しないということもおっしゃっておられましたので判断に苦しんでいるわけです。施設を撤去しなければ屋敷の側まで水は来るんですね。これを使うことが出来るのか出来ないのかこれは明確にさせていただかないといかんと思って聞いているんですがね。

○ 村長（根路銘安昌君） 給水事業以外のものにつきましては村としましても規制出来ないんじゃないかと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 規制出来ないということは少しおかしいのではないですか。この条例が発効した時点で現在の部落の施設等は村に移管されるわけでしょう。村に移管されるから家庭内の引き込みは切るという権限を村がお持ちでしょう。権限がなければ家庭内の引き込みは切るということは出来ないでしょう。それは部落が廃止をしまして村に移管するんだから家庭内の引き込み線を切ることが出来る。その権限を村が持つことが出来るということになりますと、現在ある部落の管理権は村が持つということになるわけですよ。

これは法的には以前からそういう形になっていたが条例がなかったということも建設課長おっしゃっておられるんですよ。それからいくと今の答弁はおかしいということになりますよ。明確にしてもらわなければ困ります。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように、給水事業については新しく出来る給水施設を利用しなければいかんということでございますので、給水事業以外のものは規制するのはどうかと思うということです。給水事業に対してのものはストップしなければいかん。

○ 9番（松島重克君） 切るということは何を意味しているかということなんですよ。部落の施設は勿論村の補助をもらっておりますが、個人が負担金を出し合って造った施設なんですね。それを切るからにはそれだけの権限がなければ出来ません。だから切れるということは村が管理権を持っているから切るということなんですよ。この条例が発効した時点で管理権は村に移っているから切ることが出来るのである。既設の施設はこれからも使うわけです。その料金についても村長が別に定めるということになっているんですよ。これから見ても管理権は村長にあると、既設の管理権は村に移管されるということは明白なんですよ。であるのにこれを使っていいかどうかということは何も言えないということはおかしいのではないですか。村がそれぐらいの権限で引き込み線を切ったり料金を決めたりするんですか。これは明確にしてもらわなければおかしいですよ。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時22分）

再 開（午後2時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番入場。

答弁を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 給水事業に対しましては現在ある施設は新しく施設が出来る時に給水事業としての線はストップすること申し上げまして、更にご質問の今水道施設があるんだが、パイプは来ているがこれが使えないという件につきまして、水道事業を行う事業主体者といたしまして、先程も申し上げましたが勿論給水事業に対しましてはストップします。それから、今の施設、結局は同じ所にふたつの施設ということになりますと問題もありますし、そういうことからストップすることです。それから他の面に使えるかということになりますと、今あるものを家庭に引いて来るとなりますと非常に危険が伴うわけでございます。施設があるから水を使ったというふうなこともありますので、これにつきましては村としましては、確かに施設そのものの帰属問題もあるわけなんです、使用させな

い方向でいきたいと、その件につきましては事業進めるに当りまして部落とも十分話し合いしながら、これを使わないような条件が整った所からこの事業を進めなければいかんのではないかと思っているわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁理解し難いんですがね。私が申し上げているのは家庭内に引っぱるということではないんですよ。切られた時点以降のパイプから水を利用しようと、いわゆる生活用水以外の、それを申し上げているんですが。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在の施設の使用につきましては原則としまして飲料水に関係する恐れのあるものは使わないようにしなければいかんと、ですから屋敷内に引っぱるということは非常に危険性があるわけでございます。

その他の、例えば今施設があるからということで畑に引っぱったり、そういうふうなものは別に支障ないんじゃないかと思っています。

○ 9番（松島重克君） 参考までにお願したいんですが、部落から出ている同意書の内容はどうなっておりますか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時20分）

再 開（午後2時21分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 建設課長（古我知 清君） 簡易水道の廃止について、標記について津波地区簡易水道事業の新設に伴い、何々簡易水道の廃止に同意いたします。ということになっているわけです。

○ 9番（松島重克君） これからしますと期限を付けられてないということは、もう永久に廃止というように解釈されておりますか。それとも期限があると見ていますか。

○ 建設課長（古我知 清君） 前にも申し上げましたが、文章の内容において説明不足の点があるみたいです。この津波地区簡易水道事業が給水が開始された時点でしか廃止されませんので、そういったところの文章が抜けているという感を受けるわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の同意書では期限が分からないということですね。それから管理権と所有権がどうなっているのか疑問があるわけですが、私の記憶の中で建設課長の説明の中で、施設は撤去してもいいんだが経費がかかるので撤去しないんだという説明がございましたね。この権限はどういうところから来ているのか。

○ 建設課長（古我知 清君） 施設の撤去については休憩中にそういうことを説明したわけですが、実際には施設の帰属等について検討してみたところ村に帰属してないとなった関係上、前のそういった説明は当たらないというふうに考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） 前にそういう説明があったものですから当局の見解をお示し願いたいということだったんです。施設の撤去権を持っているということは施設の権限まで含めて村に移管されていると見なければいけません。そうしますと水源地において送水を止める止めないという権限も十分お持ちだと、そうでないですか。

○ 建設課長（古我知 清君） ですから前に休憩中に説明したところは検討不足なところがあったということです。ですからそういった権限は村にはないということが分かりましたので、そういった施設の帰属までは村に帰属してないということが分かりましたので、それを取り消したいと思います。

○ 9番（松島重克君） それでその件については少し分かって来たわけですが、先程村長は利用さすさせないということは地元関係部落と話し合って決めたいというようなお話でありましたが、話し合うと決める決めないという方針は打ち出せるんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように屋敷内に対しての水を引っぱるといふことは、我々としては水を飲む恐れがあるということで、今までのものから引っぱらないようにということで、そういうふうな屋敷内に引っぱらないような条件を認めてもらうようにして、そしてはっきりして事業を進めていこうという考え方なんです。

○ 9番（松島重克君） ちょっと勘違いされているのではないですか。屋敷内に引っぱることは出来ないとはっきりおっしゃっておられるでしょう。これははっきり分かっているんです。だからそれについて部落との話し合い必要でしょうか。これは条例でも明確になっているんですよ。これを話し合われるんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 勿論、この条例に基づきまして施設完備した後運営しなければいけません。どうしても今のものを使いたいということがあれば、そういうふうなものを使わないような、いわゆる今の施設を給水事業として使わないようにして、話し合いをしてこの事業を進めていきたいということでございまして、話し合いというのはそういうふうなものをはっきり納得させてからやっということなんです。

○ 9番（松島重克君） 今おっしゃっておられることは、給水事業に則って家庭内に配管されるわけですから、既設のものは切られるわけですねえ。それが引っぱるることについて部落と話し合いうんぬんということは全然必要ないでしょう。この条例からしますと。そんなことは条例で明確になっているんですよ。こんなことはなされる必要はないですよ。今の答弁は切ったものを既設から既設にまた使うというようなことについて話し合いをしようと、これは出来ないということは明確なんです。この話し合いはこんなことはされる必要はないんじゃないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） この話し合いというのは水を使う方々にそれを十分理解しても

らってやろうということでございまして、確かに条例からしますとそうなんですが、給水する前に施設を造らなければいかんわけです。この施設を造るに当りまして私共はこういう条件では水を飲みませんということでは困るんです。ですからその施設を造るに当りまして十分理解していただいて工事を進めなければいかんということですよ。

○ 9番(松島重克君) 今、問題になっているのはそんな話ではないんですよ。今の話は条例に基づいて工事施工されるわけですし、村のものから引かないと水がないんですよ。全員引くことは引くんです。今までのものは切られるんですから、家庭内に水来ないんですから、こんなのは余分な話でありまして、要は切られた以前のパイプから使うということが問題なんですね。それで先程の建設課長のお話では撤去うんぬんということは訂正するというので、そこまでは分かりました。そうしますと先程からおっしゃっておられますように家庭内に引き込みを切った後のものは法の適用外ということ为先程からおっしゃっておられましたですね。適用外ということになりますと、先日建設課長が言っておられた使う使わないということは関知しないということになると思いますが、その辺の見解をお聞きしておきたいと思えます。

○ 村長(根路銘安昌君) 確かにこの条例で適用するのは新しく出来る施設についての適用ということになるんです。その他のものということになりますとこれの適用を受けないということになるかと思うんですが、先程から申し上げておりますように屋敷内に引き込めないものを我々が十分話し合いというのは、皆さん十分分からなければ、分からん面もあるからこれを納得出来るように十分話し合いしなければいかんということですよ。それで給水事業につきましてはそれと伴って飲料水として、或いは飲んで危険性のあるものは使わさないということでやっているわけでございます。

そういうふうなことで、確かにこの条例の及ぶ範囲は新しくやる給水事業であるということでございます。

○ 9番(松島重克君) そうしますと屋敷内の引き込みのところ切った後の残存施設は法の適用外ということになりまして建設課長がおっしゃっておられたように村の関知しないところであるということになりますと、当然この残存施設に対する使用するしないということに関しては、これらにかかわる法が、或いは改正されない限り、村は将来この問題に対する規制はされないでしょうね。その点確認しておきたいと思えます。

○ 議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午後2時41分)

再 開 (午後2時53分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

○ **村長（根路銘安昌君）** この件につきましては一応今まで設置している部落と相談いたしまして、それを残すことにおいていろいろ被害とか出る危険性があるかどうかということも含めて検討しまして、設置している部落とも話し合いしながらどういうふうにやっていこうと話し合いながら決めたいと思っています。

○ **9番（松島重克君）** 相談なされるということはあることでしょうが、私の申し上げていることは法の適用外であるから、村が行う場合は全て法に基づいてなされるというケースが多いわけですね。又、そうでなければ村としては出来ないんじゃないですか。だから、そういう特別の災害とか以外のものは規制をされるということは考えられないでしょうなどと申し上げているんです。先程の答弁からしてそうしか解釈出来ないんですがね。特別の災害等があった場合は別ですがね。通常の場合、適用外だから関知しないとおっしゃっておられるものですから、関係法令が制定、改正されない限り村が規制出来ないんですよ。やろうと思っても出来ないんですよ。その点確認しておきたいと思います。

○ **村長（根路銘安昌君）** そういうふうなことでありますので、その地元とも話し合いまして結局水をストップした方がいいのかという話もあります。だから話し合いながら部落の必要性とかに応じまして措置していきたいというふうな考え方でございます。

○ **9番（松島重克君）** ストップしたいがどうこうということは法の適用外だから関知されないということをおっしゃっておられるんですよ。だからその面からしますと将来この問題にかかわる法の制定、改正がない限り村は規制出来ませんよと、やろうと思っても出来ませんよと、今までの答弁からしましてそういう結論に到達しているんですよということを確認しているんですよ。どうですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 確かにこの財産の件につきましては我々としましては水道事業そのものからしますと、一応廃止されますと水道事業からの適用ということは受けないと思うわけなんですけど、更にその後の問題につきまして私共まだ勉強不足でありますけど、この施設を造るに当りまして廃止されて後の目的外使用というのが可能であるかどうかということも考えるわけでございます。ですから財産そのものは部落のもので、給水事業は出来ません。給水事業は出来ないが他のものにつきましても、他のものに使用出来るかどうかということはまだ私共もこれからも研究しなければいかん問題でありますので、実施しながらこういうふうなものは研究していきたいと思っています。

○ **9番（松島重克君）** 今の答弁ですと今までのなされた答弁を覆すことになるんですよ。目的外使用うんぬんということはこれは当然法に基づいて行なわれるわけでしょう。先程の答弁ではこれは法の適用外であるから村は関知しないと立派に結論出されているんですがね。そういうようなお考えをお持ちであるならば法の適用外だから関知しないという結論は出ま

せんよ。

○ 村長（根路銘安昌君） 給水事業については適用除外であるわけなんです。

ですからその施設のその後の使用というものは先程から申し上げておりますように、村が直接やっているわけではありませんので、給水事業そのものは出来ないわけなんです。ですからこの施設を造って後の利用という目的外の利用というのが規制されているかどうかというの、私共もまだ十分勉強しておりませんので、その件は先程申し上げたとおり事業を進めながら検討していかなければいかんのではないかと考えています。

○ 9番（松島重克君） そうしますと先程の法の適用外だということはおっしゃること出来ませんよ。目的外使用うんぬんでまだ疑問を残しているということであれば、法の適用外であるという結論はお出しになれないんですよ。

先程の答弁と今の答弁とではずれているんですがね。法の適用外というから関知しないと、関知しなければ残存施設にかかわる使用不使用ということは将来関係法の制定、改正がなければ村は規制うんぬんということと言えないんですよ。今の時点でまだ他の目的外とか何とかいう考えがあるならば法の適用外という答弁は出て来ないと思うんですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げました給水事業そのものの法の適用外だというふうに解釈願いたいと思います。ですからこの施設そのものは目的外のものに使えるかどうかということにつきましては、その関係の勉強もしなければいかんと思いますので、事業実施しながらこれは研究していきたいと考えています。

○ 9番（松島重克君） 関知しないということもおっしゃっておられるんですよ。関知しないという答弁からしますと法の適用は見当たらないと、目的外使用とか何とかも含めて法の適用は当たらないから関知しないんだと、そうすれば将来そういう法の制定、改正がない限りは村は規制することは出来ないと、これが普通の考え方なんです。これ以外の考え方はおかしいですよ。これからやりながら考えましょうというお話ですが、それでは困るんです。関係住民の最も関心のある問題なんです。これについていずれかの結論を出して、当局の考えを明確にしてもらわなければ我々審議進まないのではないですか。結論が出なかったなあと考えたんですが、これから検討しますでは我々の審議が非常に困ったことになるんですよ。法の適用外であるならば関知しないと、しなければ将来こういう法令が出来るまでは村の規制はあり得ないとこれは明確にしてもらわないと提案された側にも責任があるはずですし、それ以上にこの条例を決めた議会の責任が当局よりもむしろ責任を問われるのが大きいという感じをしているわけですよ。関係住民の非常に関心を持っているこの問題を明確に答弁をお願いしなければ困りますが、どうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時 06 分)

再 開 (午後 3 時 13 分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

○ 村長 (根路銘安昌君) 先程法の適用が及ばないということで村が関知しないというふうな答弁があったわけなんです、これは改めなければいかんと思います。更に先程財産権の問題、目的外使用の問題、そのようなものについての解釈は我々なりに解釈をまとめたわけなんです、それについては水道事業を止めるということになると止める手続き認可において、その施設も手続き上は廃棄ということになるだろうと、そうすると事業がストップすると施設まで廃棄になるわけですので、これにつきましてはいろんな法の規制は及ばないんじゃないかというふうに考えているわけなんです。それでこの施設の後の問題なんです、これは法的な面からでなくして行政面の立場から地元とも相談しながらどういうふうにやっていきたいということ相談しながらやっていきたいと思っています。

○ 9 番 (松島重克君) それでは困るんですよ。それでは我々審議出来ないんですよ。こういうことは条例の制定時に当局は十分お考えになっておかなければいかんですよ。それと答弁がころころ変わりますと我々の判断も狂って来んです。あれだけ時間をかけて質疑応答をして適用外だから関知しない、関知しなければ将来規制をしないでしようということまで取り付けたのにまた元に戻るんですがね。地元と相談なされるのは結構なんです、骨子そのものは我々の審議の判断の基になるものですからこれは明確にしてもらわなければ困るんですがね。適用外であるならば適用外である。関知しない。そうしますと関係法令が制定改正されるまでは村がこの問題に対して規制する力は持たないと、及ばないと、こういう方針ははっきり打ち出してもらって後に相談されるならば結構ですが、現在の時点でこの点だけは明確にしないと判断に非常に困りますね。

○ 議長 (玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時 20 分)

再 開 (午後 3 時 27 分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

○ 村長 (根路銘安昌君) 水道事業を開始しますとこの施設は廃棄になるわけでございます、そうすると今までの水道関係の事業、そういうふうな適用を受けなくなるわけです。

それで後の施設は廃棄しても今まで管理している地域のものになるかと思うわけでございます。でありますのでその後の使用については別に村としましてもそれに対する規制は出来ないだろうと、或いは法的にも今のところ支障なかろうと思うわけなんです。

○ 9 番 (松島重克君) それで良く分かりました。58年3月31日までに津波地区の村営水

道が完成する予定であります但し部落説明会の時点におきましては、出来た後の運営につきましては村の職員数から考えてみても到底それまでは及ばないだろうと、だから地域の自主的な運営に任されるのではなかろうかと、そうしますとメーターを付けるとか、或いは料金をどういふようにするとかということとは地域で相談なされてやれるのではないかというような説明がなされたのであります。そうしますと地域ではそのように受け取っているわけです。ところが条例ではそうはいかないということになるわけでありまして、部落においてなされました地元で運営させるということはこの条例案から見て出来るのかどうか。

○ 助役（新城繁正君） そういうことも考えられるというようなことで説明してあるということでございますが、もしその説明のとおりであるとしたらこの条例で可能かどうかというご質問であったと思いますが、この条例にはこういう運営につきましての条項はうたわれていないと理解しているわけですが、そうしますと考え方はそういう考えを持っていても、それを具体的に実践に移すには何等かの措置が必要になるのではないかと思うわけですが、これをどのような形で事業を進めていくかということについては、条例で不十分なところも只今の質疑でご指摘のところも含めましてまだ研究しなければならないというか所も多分にあるかと思っております。この条例からいたしますと今のご指摘の運営を地域に任せるといふような規定はございません。

○ 9番（松島重克君） 次にお伺いしたいのは附則の2項についてであります。この条例が発効しますと直ちに関係のある問題であります、附則の2項からしますと条例発効と同時に現在ある部落の水道が村に移管される。そうしますと当然料金が徴収される。この料金の額は村長が別に定めるといふことになっているわけです。

そこで料金はどうなるのか。又、徴収方法はどうなるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） これにつきましては、施設が出来るまで管理から運営に至るまで現在の方法でやっていきたいということで、現行の各部落の、これで料金を決めていきたいということで、施設が整うまでは現行のままで管理運営やっていただくというふうなことで附則でもそのように定めたいと思っております。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁からしますと部落営でやっているところの料金での徴収ということですが、これは各部落まちまちの料金を取っているということは念頭においておられるわけですね。その点と料金徴収は区長に委託するという考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 施設が整備されるまでは管理も料金もその地域のものによってやっていきたいと、管理もそのように各地域にお願いしたいと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 維持管理につきましてはこの条例からしますと村が行うということになっておりますね。そうしますと、村長が今、管理は部落にさせるという意味は管理費

はどうか。管理を部落に委託させるという意味ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 施設が整うまでは一切従来の方法でいきたいと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 維持管理につきましてはこの条例発効と同時に村に移管されるということをご承知のはずだと思うんです。そうしますとこの維持管理費は当然村が持たなければいけません。ところが一切従来どおりやってもらうというのは、これはこの条例からしては無理だと思うんですが、もし出来るということであるならば根拠は何処にあるのかお示し願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにこの条例からしますと21条関係のものは出来るわけなんです、管理については問題があるわけでございます。それで大変申し訳ないわけですが、更に附則にそういうふうなもの付け加えてやりたいと思っておりますので、その件の差し替えをやりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時48分）

休 憩（午後4時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時42分）

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第11号) 昭和56年3月26日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月26日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月26日 午後5時09分)

2. 出席議員 (12名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	7番議員 山 川 正 行 君
2番議員 平 良 真 光 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	9番議員 松 島 重 克 君
4番議員 山 川 保 清 君	10番議員 前 田 貞 四 郎 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (2名)

11番議員 前 田 福 正 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
-----------------	-----------------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 経 済 課 長 仲 村 順 三 君
助 役 新 城 繁 正 君 建 設 課 長 古我知 清 君
厚 生 課 長 稲 福 幸 三 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第11号）

日程第1 議案第13号 大宜味村簡易水道事業給水条例
日程第2 議案第11号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収条例
日程第3 議案第12号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例
日程第4 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計予算
日程第5 議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第13号から日程第5 議案第15号までを一括議題といたします。

10番、12番、14番退場。

議題検討のため暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時23分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第13号の一部差し替えがありましたので説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 実施に当りまして分かり易くするために附則の2項を差し替えたいと思います。それで附則の2項をこの条例は第2条の給水区域内において村が施設する簡易水道からの給水に適用するというふうに改めたいと思っているわけです。この給水施設は給水区域内において1回では出来ませんので、それで出来た地域から条例の適用をしたいということでこのように改めたいと思っているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時25分）

再 開（午後1時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

議案第13号の質疑を継続いたします。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 休憩時にも議長に申し上げたわけですが、差し替え前の附則の2項にかかわる質疑応答は無意味になっているわけですが、これについての何等かの処置をしなければいかんと思うわけですが、当局の何等かの訂正があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 我々としての考え方は差し替え後の考えであったわけですが、前の附則で十分でなくて申し訳ないと思っているわけですが、審議の中におきましていろいろご質問あったわけですが、私共の研究が十分なされないで不十分であったということをお詫びしたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） この議案につきましてはどたん場で附則の2項が表現を分かり易くしたという差し替え説明でございましたが、この2項については全面的な変更となってい

る。議会といたしましても日程に追われておりますので十分な審議が出来ないわけです。それで今後こういう全面変更をした場合支障は出ないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 支障出ないというふうに考えております。

○ 9番（松島重克君） 差し替え前の答弁にございましたが、先程申し上げましたがこれは全面変更でありまして非常に我々戸惑っているわけです。当局は条例の表現を分かり易くという意味で差し替えられているようですが、我々としましてもこの附則の2項につきましては部落営水道と最も密接な関係があるということで、慎重に審議してきたつもりでありますし、特にこの問題は地元と関係が深いものでありますので区長方と話し合いました事項なんです。それをどたん場で全面変更ということになりますと我々としても非常に困る立場に立つわけですね。この条例が発効しますと現在の水道は村に移管されますよと、そして料金も村長が定められるんですよと、当然条例からしますと維持管理も村がされますよと、こういう話し合いをいろいろやっているわけです。ところが全面変更ということになりますとそういう話し合いがむだ骨に終わったということになるんです。帰りますとまた地元でこういうことになりましたと、こういう連絡もしなければいかんわけです。だから今後こういう議案の出し方は十分考えていただかないと非常に困りますね。そういうことについては先程触れてはおられるんですが、特にこういうことについて申し上げておきたいと思います。審議する立場の我々も関係する地元の人達も混乱するわけです。前のものと差し替えられたものとは表現を分かり易くするというそんななま易しいものではないんですよ。大きな移り変わりになっているわけです。

そこでお伺いしたいわけですが、各部落から取っておられる同意書の件なんです、これは当然差し替え前の附則2項に基づいて取っておられるんじゃないかと思われるんですが、この同意書の取られた意味についてお伺いします。

○ 建設課長（古我知 清君） この事業で行う給水が開始されると、当然現在の部落別の簡易水道が廃止をしなければいかんと、同一地域にふたつの簡易水道事業があつていかんというふうな指導を受けまして、そういうことで同意をいただいて、そしてこの事業から給水なされる時点には廃止しますということで同意をいただいているわけでありまして。

○ 9番（松島重克君） そういう意味もあるでしょうが、差し替え前の附則2項と差し替えられた後の2項とではころっと変わっているわけでしょう。これは同意書を得る時期の問題が変わって来ているのではないですか。前のものであればこの条例が発効しますと同時に村に移管されると、であるならば部落営水道は廃止するという手続きを踏まなければいかんのではないですか。ところが差し替え後であれば給水が開始される時点でも遅くはないわけですね。何故ならば、これから何年か部落が運営していくわけですから、同意書を取るの

あまりにも早過ぎるのではないですか。

○ **建設課長（古我知 清君）** 事業認可申請の段階に村としての対応として現在ある簡易水道を廃止しますという手続きが踏まれるものですから、そしてその件について部落から同意を求めているわけです。

○ **9番（松島重克君）** だから申し上げているんですよ。前のものであれば条例発効と同時に移管されるわけですから部落の水道は廃止しなければいかんと、だから手続きをするために同意書を取り付けていると、これは分かるわけです。差し替え後であれば何年かまだ部落が運営するわけですよ。給水開始時点でも遅くはないわけですね。そのために差し替えをされておるんでしょう。そしてもう1点は村営水道の開始の期日も何もないでしょう。この同意書は村の考えで何時からでも自由に使えるような内容になっておる。そういうことから考えますと現在の時点で同意書を取り付けているというのは、差し替えられた附則2項の内容とではずれがあると思うんですが、部落営水道はまだ何年か運営されるわけですからこの同意書の取り扱いを考えなければいかんのではないですか。

附則2項が変わらなければ村が同意書を取ったことはずなずけるわけです。附則の2項が変わっている以上同意書の取り付けの時期があるのではないかと、時期に問題があると思うんですがどうでしょうか。

○ **建設課長（古我知 清君）** 同意書の内容について説明不足があると前にも申し上げましたが、我々としましても職員が先行しまして同意書を申請のためにということで取っている関係上、その内容について十分検討してないわけです。そして県からこの同意書を取り付けて村として廃止の意思を表示しなさいと言われたものですからそういうようにして申請は12月中で出してくれというようなこともありまして、同意書についてももう1度検討し直して現在の同意書は一応お返ししまして、新たに同意書を取りたいと考えております。

○ **9番（松島重克君）** そういうお考えなら十分納得出来ると思います。

それからこの同意書を検討されてお返しになる時点で、先程も申し上げましたように差し替え前の附則2項を関係者に話しておりますので、その辺のいきさつも合わせて説明していただけないかと思うわけですがどうでしょうか。

○ **建設課長（古我知 清君）** 今おっしゃった件について十分説明しながら同意書をお返しし、新たに同意を取りたいと考えています。

○ **議長（玉城一昌君）** 他に質疑ありませんか。

○ **7番（山川正行君）** 屋敷内の工事をする場合に個人では出来ない形になっていますね。その場合に池とか、塩素の入っている水が使えなくて天水や打ち込みとかがあるわけですが、これは当然水道法という規制は受けないわけですね。池とかに使う場合には、ところが工事

をやる場合個人でやっていいのか。これは規制加えられないのか。

○ **建設課長（古我知 清君）** この施設から引く工事については全て村長の許可を受けなければいけないというように考えています。

○ **7番（山川正行君）** 先程の答弁にあったわけですが、給水が開始される時点で屋敷内の配管は切られるわけですね。その場合これは私財産ですよ。従来、道路とかの工事の場合に私有財産にさわる場合は補償がありますね。

しかし、この費用の負担は個人ということになっておりますが、一定の補償ということは考えられないですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 只今のご質問、メーターまではこの施設になるわけですが、その中の件だと思うわけですが、これにつきましては補償ということは考えておりません。

資材そのものが十分使えるものであるならば現行のもの使うような方法でも可能と思うんですが、それに対しての補償は考えておりません。

○ **7番（山川正行君）** そうすると負担する人もしない人もいるということになりますね。そうすると今まで道路を造る場合にはブロックべいなど補償されておりますね。これだけそういう補償がないというのはおかしいと思いますがどうですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 資材が使えるならば使うようにやりたいと思うんですが、使えないものは当然変えなければいけません。いいものは負担しない、使えないようなものは負担しなければいけませんということになります。

○ **7番（山川正行君）** 使えないものは当然替えなければならぬんですが、先程の答弁の中にもあったんですが、この同意書は一応返還されるわけですね。必ず部落ではそういう面は話し合われるわけですね。この条例がそのまま施行されると本人の同意がなくても取り壊わしとかは村長権限で出来るわけですね。ところが今まで道路とかの場合には個人のブロックべいとかにかかった場合には全て補償されていますね。普通の工事の場合に私有財産にかかる場合は補償されていますが、この場合は同じ私有財産であるのに補償は考えられないかということですか。全額でなくても。

○ **村長（根路銘安昌君）** メーターまでは給水事業でやる事業、それから中は個人の施設ということになるわけでございます。

でありますので、個人の施設のものについては個人で負担してもらうということになります。

○ **議長（玉城一昌君）** 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

- 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1 時32分)

再 開 (午後 1 時41分)

- 議長(玉城一昌君) 再開いたします。
議案第11号及び議案第12号の質疑を継続いたします。
9番議員の質疑に対する答弁を求めます。
- 経済課長(仲村順三君) 養豚組合の人数が20名のものから11名に減少した理由をご質問のようですが、これはモデル事業推進計画作成当時養豚農家は相当いたんですが、主にその当時はその施設を利用するために1頭、2頭の飼養農家はおそらく施設の利用ということも考えられなかったもので、その当時の多頭飼育者を対象に20名計画して、それから現在11名に少なくなっておりますが、これは前にも20名の方々をチェックし、或いは養豚組合員を元組合長であった方に減少した理由等を聞きますと、当時20名の内から抜けているものは殆んどが養豚を止めたか、或いは規模が小さくなったということであり、又、宅地内の養豚というのが衛生関係、或いは採算性がないということで止めてしまったので、そういうのが主な原因で減少しています。
- 9番(松島重克君) 手元にあります昭和55年8月1日現在の豚の頭数調査について説明を受けずに見ていたものですから20名の組合員だなあと思っていたわけですが、今の答弁もどうもこの20名が組合員というような意味の説明だったように思いますが、前の組合の会員数はこの20名に間違いありませんか。
- 経済課長(仲村順三君) 55年8月1日の資料は組合員の数でなくして、養豚農家数を調査したもので、即組合員ということにはなっておりません。又、モデル事業計画当時の20名というのはこのメンバーと大分変わっております。この飼養頭羽数も20名になっておりますがこれとモデル事業当時のものとは同一のものではありません。
- 9番(松島重克君) そうしますと前の組合員数は設立当時ほどのぐらいいられましたか。
- 経済課長(仲村順三君) 昭和44年9月に設立しておりますが、その当時は83名おります。
- 9番(松島重克君) 解散時には何名おられましたか。

○ 経済課長（仲村順三君） その83名で発足した組合が何時どういうふうにして解散したかは連絡も受けてないので分かりません。

○ 9番（松島重克君） 解散したのは分からないということですが、前の組合には組合規約とかいうのはあったんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 規約はありました。

○ 9番（松島重克君） 規約があれば解散時にはこの規約に基づいて解散手続きがなされていると思います。当然組合にはそれなりの資産があったと思います。そうしますと規約に基づいて解散時における資産の処分はなされているということになるのかと思いますが、その辺の事情は全然お分かりになりませんか。

○ 経済課長（仲村順三君） 規約ありましたが、その書類が探せませんで内容についてはっきり分かりませんが、その規約に基づいて組合員が辞めたのか聞いておりませんが、ただその当時の組合長から話を聞いてみますと、先程申し上げましたようなことが原因で養豚農家がどんどん辞めていって、自然にこういうふうな人数になったという説明を受けています。

○ 9番（松島重克君） そうしますと規約があるからには当時の役員はお分かりだと思うんですね。解散当時はそれ等の役員の方々を中心に解散手続きがなされ資産の処分がなされたと思うんです。これはそういう方々から事情を聴取されれば分かるだろうと思うんですが、村内の養豚の振興というような建て前から、設立当初は村もこの組合にかなりの資金を出されて、又、議会にもかけられていたわけですよ。と言ふことはバキュームカーの購入に当たってかなりの補助金を出されておりますね。そうしますと組合に規約があるのならば、解散時には規約に基づいて資産の処分がなされておるとと思いますが、このバキュームカーの現在の所在お分かりですか。

○ 経済課長（仲村順三君） バキュームカーを助成したのは経済課サイドからではなくして、衛生関係のサイドから助成措置を構じているので、経済課サイドでは購入に際して話しても聞いておりませんので詳しいことは分かりませんが、その所在が何処にあるかということですが最近では確かめてないんですが、元は山川さんの所にありました。

○ 9番（松島重克君） はっきり分からないが山川さんの所にあるということは、組合が消滅してしまった以上はバキュームカーの所有権は個人に移っているということになりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 先程も申し上げましたように村が助成して購入したということについては経済課の方でタッチしておりませんで、組合の解散とバキュームカーのいきさつも聞いておりません。又、組合を解散したということも聞いておりませんで、その辺の処

分については分かりません。

○ 9番（松島重克君） この12号議案の審議に当っては過去の実績、状況というものが判断資料に大きな役割りを果たすわけなんです。村の畜産振興ということから組合設立には手を貸しておられるし、補助金も流しておられるわけですし、分からないということでは困るんですがね。このいきさつをご存知の方が当然おられて然るべきと思うわけです。このいきさつは是非ともお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時53分）

再 開（午後3時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

答弁を求めます。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 50年12月に養豚組合からバキューカー購入補助金の交付申請がありまして、村として車代金の30%615,000円を補助したわけですが、養豚組合に補助出す場合に養豚場からし尿を汲み取って農地に還元することを条件に補助したわけですが、組合としてもこの汲み取り車を運営するにはし尿を1台につき1,500円か2,000円で農家に還元しようとしたら農家から希望がなくて思うようにいかなかったわけですが、それで養豚組合として運営出来ないものだから山川畜産に汲み取り車の運営を委託したわけですが、山川畜産としては山地周辺の農地に還元しているわけですが、この車の処分は昨年12月にまっ消されているわけです。

○ 9番（松島重克君） 昨年の12月にまっ消されていると、そうしますとまっ消された時点では組合の財産に属していたのかどうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 組合に補助出したわけなんですけど、組合としては山川畜産に運営を委託しているわけで、既に昨年の12月にまっ消されているわけですから詳しいことは分かっておりません。

○ 9番（松島重克君） そこが肝心なところなんです。まっ消した時点でその所有権は何処にあったか。管理を委託したということは所有権まで移ったということにはならないんですね。お分かりにならなければ止むを得ません。

ところで前の養豚組合の解散期日は何時だったですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 昭和44年9月に発足して、解散したとは聞いておりませんので何時解散したかは分かりません。

○ 9番（松島重克君） 解散したということを知っておらないということは、言い変えれ

ば前の組合は自然消滅したとしか考えられないんですが、この辺どうですか。

○ **経済課長（仲村順三君）** 組合が解散したという報告も受けてないので、私共はその発足当時から継続しているものと思っています。それで以前に作った規約が不備だということで56年2月に規約を更に内容を充実して総会の中でこれを決議しておりますので、前から組合は継続されているものだとして理解しています。

○ **9番（松島重克君）** どうも答弁に一貫性がありませんなあ。解散したのかどうか分からないという答弁もありますし、補助したバキュームカーの所有権は何処にあるかということもはっきり分かんないと、そういうことからしますと前の組合と現在の組合とが継続しているという解釈は成り立たないでしょうし、これは後で触れるわけですから当然その問題は明確になると思います。答弁はしっかりした確証の基にやってもらわないと我々の判断資料にもなりませんので、我々が得ている情報によりますと、前の組合は組合が存在中は模合をされていたようですが、この模合がなくなって以後はどうなっているのか分からなくなっていると、そして規約そのものの内容が分からないんですがね。組合規約というのがあれば当然解散ということもあるはずです。そうしますと解散時における組合資産の処分についても明確にされておかなければいざこざが起きて来るでしょうし、畜産振興ということで経済課は養豚組合との接触をかなり持っておられたのではないかと推測するわけですが、そういう面からしましても何か物足りないような感じがしますね。

畜産振興という面で十分な養豚組合との接触はおありでしたか。

○ **経済課長（仲村順三君）** 畜産振興の面から提携を密にして畜産振興を図っていきべきだと思っていたわけですが、十分な接触はやっておりません。

○ **9番（松島重克君）** 多分そうでしょう。そうでありますので明確なお答えが出ない。それが正直なご答弁だと受け取っているわけです。

ところで今回問題になっておりますこの施設に対して結成された組合であります、我々が得ました55年8月1日現在の調査の業者名は当時の組合の名簿から抜すいされたものであって、組合員でないということは先程の答弁で分かったわけですが、83名の組合員がおられたようではありますが、それが今回の組合員では11名、大きく減少しているわけです。この減少は先程、今回の組合は多頭飼育者を対象にした組合員というような答弁をなされているわけではありますが、そういったしますと環境衛生面、畜産振興というような立場から考えた場合、小規模業者はどういうようなことになるのか。小規模業者に対してはどのように考えておられるか。

○ **経済課長（仲村順三君）** 現在の組合員が11名、殆んど多頭飼育者ではありますが、私が多頭飼育を対象に計画やったということは、その当時多頭飼育者が主にこの事業に参加する

という同意書をもっていたので、その同意書をもったものを対象に計画を作ったということですが、

それ以外の人達のふん尿の処理、衛生面、或いは畜産業の振興の面からどうするかということですが、これは当然畜産振興の面からは多頭飼育者以外の方にも振興の面での指導はやっていかなくてはならないのではないかと思います。

○ 9番(松島重克君) この組合が多頭飼育者を対象にされているということをおっしゃるものですからそういうように感じているんですが、やはり小規模業者も環境衛生面、或いは畜産振興の面のつながりが十分あるわけですからして前の組合はわずかの頭数しか飼育していない人も全部網らした組合であったということなんです。今回の組合の場合は小規模業者には何等連絡もされてなかったと、この辺は納得がいかないわけです。じゃあ小規模業者は勝手にやりなさいということになるわけですか。それじゃあいかないわけでしょう。それでは環境衛生面、畜産振興ということに関して十分な成果を挙げることは出来ないわけですよ。そうしますと小規模業者であっても組合には参加しなさいよと、前もそうだったわけですから、そういう指導を当然村がやるべきでないですか。そして組合の中で多頭飼育者、小規模飼育者がそれぞれの立場に立って環境衛生面、畜産振興面を大いに検討し合うと、それを村がバックアップするというようなところにもっていくのが私はいい考えではないかと思うわけですが、ところがこれから見ますと小規模業者は取り残されていると、小規模業者といえども組合に参加すべきではないですか。そういうように当局は組合を指導する立場に立たなければいかならないではないですか。

○ 経済課長(仲村順三君) 確かにおっしゃるとおりこれは産業振興、或いは環境衛生の面から、当然小規模養豚農家も組合に参加していただいて、等しくそういう畜産振興、或いは環境衛生面で互いに連携を取りながらそういう改善、或いは振興を図っていくのは当然だと思います。

○ 9番(松島重克君) そういう面はそういうように指導、努力をお願いしたいと思いますが、現在出ております養豚組合員名簿11名であります。実際の施設に対する分担金を持たれる方々はこの組合員の中から何名ですか。

○ 建設課長(古我知 清君) 私達は組合に対してそれだけ分担金が配分されますよということをおっしゃってございまして、組合から誰々が負担するという報告はまだ受けておりません。

○ 9番(松島重克君) これは先日の答弁の中に組合員イコール出資者ということをおっしゃっておられるんですが、私はそう記憶しているんですが、ところがどうもそうでないようですなあ。組合員11名の中で実際に出資する人はこの11名と数字が違って来るのではないですか。もし、聞いておらないと、全て組合に任しているというならば少しどうかと思うん

ですねえ。1千万円余りの事業を村が事業主体となってやるからには、受けざらがしっかりしているかどうかということは掌握しておかなければいかんと思いますよ。以前のようなどうなったか分からんような組合では困るんです。一方ではこれは村が負担しないからいいだろうということかも分かりませんが、これはモデル事業の一事業であって、モデル事業の総額11億の中から出るわけですね。現在のモデル事業の進行率が46%ということから考え合わせますと村が負担しないからといって安易に考える問題ではないと思うんです。これは十分調査されなければならない問題だと思うんです。実際に出資されるのは、それではお聞きしますが、この事業の申請に当って出資者となっているのはどういう数字になっていますか。

○ **建設課長（古我知 清君）** 私達は組合員の個人の数字を取ってはおりません。

養豚生産組合として負担してもらいましょうということに話を進めているわけで、養豚生産組合の誰々が出資しますというふうなところまではいっておりません。

あくまでも私達が事業を進める中で組合を対象としなければ、出資者対象になりますと比例配分とかいろんな問題がかかって来るんで、一応組合を対象として負担金の割り当てをしますよということを進めて来ているわけです。

○ **9番（松島重克君）** その点は分かるわけでありますが、実質的には組合が金を出すわけではないんですね。組合員である個々の資金を持ち寄って組合という名前で分担するわけですから、組合が分担すべき額をそれぞれの組員が引き受ける能力があるかどうか。これは大切なことだと思うんですね。私が先程申し上げた受けざらがしっかりしているかどうかという件はこういうことなんです。この件はそういうことで当局はしっかりと掌握されないといかんと思います。

何故私がそういうことを申し上げるかと言いますと、この組合員名簿の中に入っている1、2人の人に聞いたわけです。設立総会から組合総会が持たれているようですが、何時設立総会が持たれたか。定款は何時承認されたか。こういう会合が持たれたようであります。ところがこの方は都合があって参加出来なかったと、しかし、後日組合に入らないかというようなことがあったので自分に入る必要はないと思うんだが、前にも入っていたんだから今回もおつき合い程度に入ろうということが入りますと返事したと、しかし、この分担金とか定款にある出資金ということについては全然分からないということなんです。だからしっかり掌握していただきたいということはこういうことなんです。

先程の総会の期日、定款の期日分かりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○ **議長（玉城一昌君）** 10番、12番、14番入場。（午後3時57分）

暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時57分）

再 開 (午後4時01分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

○ 経済課長 (仲村順三君) 養豚生産組合の総会が持たれたのは2月15日です。その時の審議事項は定款がなかったので定款作成と規約の全面改正の審議がなされています。

○ 9番 (松島重克君) 総会という答弁でしたが、総会であるのか設立総会であるのか。

○ 経済課長 (仲村順三君) 設立総会ではなくして、その審議のための総会ということになります。

○ 9番 (松島重克君) そういう総会という立場に立って考えますと、この総会以前に組合が出来ているということになるんですが、組合去規約の全面改正ということはやはり手続きが必要なんです。この11名の組合員の中にも欠席した人もおられるようですが、はたして組合総会は成立していたのかどうか。非常にまざらわしいところがあるんですね。今の総会という立場に立ちますと前に組合員であった方には何等かの連絡もなければいけませんよ。そういうようなものはないようではありますがね。はたして規約の全面改正、定款の承認というようなことがなされたこの会合が正規の手続きを経て立派に成立してなされた会合であったのかどうか。そこ等辺が問題になるんですがね。

規約には組合員の何分のいくらというような出席がなければいかんというようなことが当然規約の中にはうたわれていると思うんですがね。これ等を踏まえての手続きがなされていると思われませんか。

○ 議長 (玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午後4時09分)

再 開 (午後4時16分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

今年の2月15日に開催されています総会の手続きについては、どういう方法でやったかは連絡受けておりませんが、改正前の規約によりますと過半数で成立するということになっておりますので、11名の組合員の内7名の参加がありましたので成立したものだということで、新しい定款規約が承認されたと思います。

○ 9番 (松島重克君) 経済課長さん失礼ですがもう少し正確な答弁をお願いしたいんですが、ここに出ています11名というのは今回計画されている施設を造るために集った方々の組合の名簿なんです。だから先程おっしゃっていたように分からないというのが実際の状況でないかと思うんです。この11名というのは今回の施設計画にかかわる組合の名簿なんです。

だから以前にあった組合の継続しているところの総会であるならば前の規約に基づいてな

されなければいかんと思うんです。結局これによると、前の組合は組合費も徴収されておらなかったということになりますので、組合脱退という意味もそれぞれの組合員がなされておらないんですよ。だから組合費出さないわけですから当初83名おられた人達は当然継続して組合員ということになるんですよ。この11名の名簿というのは今回の事業に対しての組合員の名簿である。だから私は2月15日に持たれた会合というのはこの計画にかかわる新しい組合の設立総会であったと、こう見るのが妥当でないですか。であるならば集った人達だけでいいと、その辺どうですか。

○ **経済課長（仲村順三君）** この養豚組合につきましては連携があまりなかったということで、私共に何時持つと、そして組合員はどうすると前もって相談もないし、2月15日に役員改正を55年3月に行ったということで組合員はこれだけであるという報告を受けております。そのいきさつについては一切聞いておりませんで、本当にその内容が分からないわけですからここに名簿が出ておりますので私が先程言いました11名の中で7名が参加して、定款の審議、或いは規約の改正等をやっているということなんです。

○ **9番（松島重克君）** この件はこれ以上お聞きしましても前に進まないわけですから、そこでこの12号議案の16条に処分というのがあります。当分の間は村が組合に管理を委託すると、しかし、検査を終えた後処分するという当局の方針をお聞きしているわけですが、その場合この条例の趣旨を生かすためには、譲渡に当って条件を付けなければいかんと、それについてはどう考えているかという質疑をいたしましたところ、村長は良好な管理を維持出来るような条件を付けるということをおっしゃっておられます。これはごもっともであります。それから他の議員からの同じような質問に対しましては小規模業者の立場も考慮したところの条件を付けると、これもごもっともなことであります。と同時にもう一方大切なことがあるわけです。村が組合に譲渡いたしますとこの所有権は当然組合に移行いたします。そういたしますと組合の意思によって管理運営されますし、組合の考えがどう変化するかということは現在の時点では推測しがたいわけです。ところが組合の考え方がこの条例の意図と異なる考えが出た場合にどうするかということになるわけですね。と申しますのは、この定款には出資者の権利の譲渡がうたわれているわけです。そして利益配分もうたわれていますね。それから一番肝心なのは解散時の資産の処分ということがうたわれているわけです。そうしますと組合の考え方如何によっては外部から干渉されずに組合自らの考えでもってこの施設を処分することが出来ると、そうしますとこの所有権が何処に行くかと現在の時点では推測しがたいわけです。もし、条例の意図に反するような所有権の移転があれば困るわけですね。だから先程申し上げました譲渡に当りましては良好な管理を維持させるという条件と小規模業者の立場を考える条件、そして譲渡に当っては村の考えに反するような所有権

の移転を歯止めするような条件を付けなければいかんと、この条件お考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおり確かに一番大事なのは財産権の帰属の問題とか、或いは施設の使用を万が一出来ないような状態になった場合のことが大事なことだと思っているわけです。これにつきましてはそれと関係するような事業の他に使っていかないような制度もあるわけですし、それで更に我々としては前に確かに良好な管理、それから使用料につきましては村と協議すると、更に譲渡して後の管理や帰属は後々支障ないように他の関連のものも勉強しまして条件を付けたいと思っているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） この条例の我々の判断資料で最も重要なポイントであるわけです。これから十分検討してもらうことは結構であるんですが、我々の議案処理に当って一番大切なものなんです。これからでは間に合わないですね。普通考えられますことは、譲渡してしましますと組合の定款にうたわれておりますように解散も出来るわけです。そして出資金の権利の移動も出来るわけですから、何処にどういようになるかということは現在推測出来ませんが、村の力の及ばない状態であるということはおおよそ推測出来るわけです。そこでこれから考えるということですがそれでは遅いんです。法的に歯止めすることが出来るのかどうか。その辺どうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 直接この制度の適用する法律はこのモデル事業にはないわけです。でありますその他の土地改良とか畜産の構造改善事業とかの施設が、そういう関係するものの耐用年数とかもどうなっているか一応調べてしなければいかんと思っているわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 大いに検討なされて下さい。これは検討する十分価値のある問題だと思っております。

では、事前の策としてこういうことはどうでしょうか。立派に歯止めする根拠を見い出すまでは譲渡しないということは言えますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私共といたしましては工事が完了しまして出来るだけ早く譲渡したいという考えを持っているわけなんですけど、おっしゃるように譲渡に当りまして、やはりいろいろ調べまして、相手がそれをオーケーしなければ、譲渡は条件を満たすような状態で譲渡したいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 譲渡は無償ということですから無償譲渡は大いに歓迎というのが普通のあり方なんです。この点については問題ないわけです。問題は譲渡する側にあるんです。当初意図しておる考えに相反するような所有権の移転があつては困るので、それに対する歯止めが立派になされた時点で譲渡する、これが満たされない内は譲渡しないと、これはお考えになっていいのではないですか。我々に判断資料として表明されていいのではない

かと思いますがね。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申しあげました件も、やはり我々が提示した条件を満たしまして譲渡するということで、その条件を工事完了してそう長くならん内に相手にも了解してもらおうということですが、もしもそれが入れられなければそれを入れるまでは譲渡見送るということを考えなければいかんと思います。

○ 9番（松島重克君） 我々の条件が入れられなければ譲渡しないと、この辺がちょっとはっきりしないんですよ。明確にお願いしたいんですが。

○ 村長（根路銘安昌君） 将来まで悔のないような方法で譲渡やらなければいかんというように考えておまして、他の制度も勉強しまして、耐用年数や譲渡の条件等もあるわけですので、勿論この条件が向こうが受け入れられないということであつたらすぐ譲渡することは出来ません。条件が満たされてから、こちらからの条件を相手が納得していただきましてから譲渡したいと思っています。

○ 9番（松島重克君） こちらの条件というのは先程から言っている歯止めということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 出来て後の管理がうまくいくように、更に後でもん着が起らんようなことも入れて、それを相手に納得していただくということです。

○ 9番（松島重克君） 今、絞られている焦点は村の意図に反するような所有権の移転を防止する歯止めが考えつくまでは譲渡しないと、はっきりなされていいのではないですか。悔のない条件というのは歯止めのことですかと聞いているんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 勝手にさせないということです。所有権の問題とか使用の問題とか、そういうふうなこと厳しくやらなければいかんということです。

○ 9番（松島重克君） それが見つかるまでは譲渡しないということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） そうであります。

○ 9番（松島重克君） これで分かりました。それでもう1点だけ残っておりますが、この事業は大きいと同時に用地もかなりとるようであります。この用地は組合の提供ということになるかと思うんですが、どういう経緯で用地が提供されるのか。

○ 建設課長（古我知 清君） この施設は当初から現在の敷地に予定してあつたようでございます。そういうことで用地については提供するというところで事業計画がなされているということです。

○ 9番（松島重克君） 個人の土地を組合はどういう形で受けて、組合は村にどういう形で提供するのか。事業主体は村になっておりますので、この辺をお聞かせ願いたいと思います。

○ **建設課長（古我知 清君）** 前にも申し上げましたように、これはあくまでも組合事業であったが諸般の事情によって村が建設しなければならんという状況でありまして、個人の土地であります組合にどういう形で個人から提供されているのかまだ聞いておりません。

組合から村に対しての用地の提供ということは考えておりません。事業部門におけるところの施工について村でやってくれということについて我々は検討しているわけです。

○ **9番（松島重克君）** これは先程の譲渡するしないの問題からしましてこの施設の所有権は村にあるということになるんですよ。そして事業主体も村ということになりますと組合からどのような形か分かりませんが譲渡を受けないと事業が出来ないし、所有権も当然生れて来ない。所有権が生れて初めて16条によるところの譲渡ということになるんです。用地を受けないとこの事業は出来ないわけです。

○ **議長（玉城一昌君）** 休憩いたします。

休 憩（午後4時46分）

再 開（午後4時51分）

○ **議長（玉城一昌君）** 再開いたします。

4番退場。

○ **村長（根路銘安昌君）** 用地につきましては特別の何はございませんが、養豚組合からそこに造ってくれということをございまして、土地の提供とかいうことでなくて、そこに造ってくれというふうなことでございます。

○ **9番（松島重克君）** それでは後に紛争を残しますよ。この施設が出来て検査等を経て譲渡するまでは4年ぐらいはありそうだというお話がありますね。村営ということで管理を組合に委託するということで、あくまで使用するのは村ということになりますと使用権は何処にあるか。これははっきりしておかなければいかんわけです。であるならば譲渡するまでの4か年間の使用権に基づく契約がなされなければいかん。これをしないと問題が起こりますよ。

○ **村長（根路銘安昌君）** 組合からもそこに造ってくれという要望でやるわけなんです、そういうふうなことも工事中工までは組合と話し合いいたしまして、土地の使用につきましても約束をしたいと思っています。

○ **9番（松島重克君）** 先程個人から組合にどういう形で譲渡されるのか、まだ掌握していないということですが、これは早急に掌握される必要があらうかと思えます。個人から組合に提供される場合この用地は有償であるのか無償であるのか。これぐらいはお聞きになっているのではないですか。

○ **議長（玉城一昌君）** 会議時間の延長についておはかりいたします。

議案第11号及び議案第12号の質疑が終結するまで会議時間を延長いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号及び議案第12号の質疑が終結するまで会議時間は延長されました。
休憩いたします。

休 憩 (午後4時58分)

再 開 (午後5時01分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

○ 建設課長(古我知 清君) 組合間の問題については何も聞いておりませんので、一応
どういう形で個人からこの用地を組合に提供しているか確かめて、これはモデル事業の当初
からの予定地でありますので、そこら辺のいきさつとかあろうかと思っておりますので、私達とし
てはこの事業の計画する段階で事業執行してくれと組合から来た場合に、その用地を含めた
ところの事業執行だというふうな考え方でやっておりますので、個人から組合にどういう形
でなされたかは聞いておりませんから、これから確かめてみたいと思っています。

○ 9番(松島重克君) これは是非やっていただきたいと思っています。この事業を村から譲
渡された場合に組合はしっかりやっていけるという何か事業計画というものは出されてお
りますか。

○ 建設課長(古我知 清君) 具体的な事業計画についてはまだ出しておりません。これ
から規則の制定をやりまして、それを管理者に提示して、そこに基づいた管理計画書を作ら
せていきたいと考えています。

○ 9番(松島重克君) 現在まで担当課長である建設課長が感触として受けられたところ
では十分村が委託して、委託した場合にこの組合は維持管理していく能力があるかどうか。
又、4年後譲渡した時点におきましても立派に運営していった、当初の意図するところの成
果を挙げることが出来るかどうか。現在の感触を最後にお聞かせ願いたいと思います。

○ 建設課長(古我知 清君) 畜産組合としてもこの事業を進めるにおいて、本島内の処
理施設をあっちこっち回って、これではまだ不十分だということわざわざ静岡まで行きま
して、その施設を視察して来ていますので、そしてそれに対しては意欲的でございますの
で十分やっていけるのではないかと考えています。

○ 議長(玉城一昌君) 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって議案第11号及び議案第12号の質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって議案第11号及び議案第12号の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後5時06分)

再 開 (午後5時08分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後5時09分)

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第12号) 昭和56年3月27日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月27日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年3月27日 午後4時45分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 嘉 清 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	税務課長	宮里盛順君
助役	新城繁正君	建設課長	古我知清君
教育長	宮城松一君	農業委員会 事務局長	金城利明君
総務課長	崎山勝正君	書記	島田哲夫君
厚生課長	稲福幸三君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第12号）

日程第1	議案第16号	昭和55年度大宜味村一般会計補正予算
日程第2	議案第11号	大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収条例
日程第3	議案第12号	大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例
日程第4	議案第13号	大宜味村簡易水道事業給水条例
日程第5	議案第14号	昭和56年度大宜味村一般会計予算
日程第6	議案第15号	昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
日程第7	議案第17号	教育委員会委員の任命について
日程第8	議案第18号	教育委員会委員の任命について
日程第9	議案第19号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第20号	大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収について
日程第11	議案第21号	大宜味村村有地の処分について
日程第12	議案第22号	負担付き財産贈与受け入れについて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時05分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 議案第16号を議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案第16号 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算についてでございますが、本議会において補正いたしましたわけですが、その後補正の必要が出てまいりましてこの案を提案いたしているわけです。

既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ512千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,346,014千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。地方自治法第213条第1項の規定により繰越して使用することができる経費は第2表繰越明許費による。既定の地方債の変更は、第3表地方債補正による。

補正の内容につきまして、国庫支出金で135千円を追加いたしまして127,321千円、県支出金で22千円追加いたしまして318,257千円、財産収入で355千円追加しまして2,382千円。

歳出で、民生費の方で10千円減額し181,100千円に改めたいと、教育費で1,000千円を減額して176,202千円に、公債費947千円追加して57,452千円に改めたい、諸支出金で1千円追加して26,433千円に改めたいと、予備費に574千円を追加いたしまして19,793千円に改めたいということです。

第2表の繰越明許費ですが、大宜味中学校校地拡張工事費を10,800千円を繰越にしたいということでございます。これは途中で設計変更をしなければいかんということで年度中に完成の見込みがありませんので、繰越明許したいということです。

地方債につきましては、総額においては変わりませんが事業毎に変更がありますので、なお、細部につきましては助役から説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時08分）

再 開（午前10時24分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程説明申し上げました1ページの財産収入の2項財産売却収入が零になっていましたが44千円、それに355千円の追加で計で399千円に改めたいと思っております。なお、数字の訂正につきましては後程お送りしますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時25分）

再 開（午前10時46分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第16号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案の質疑を終結いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時47分）

再 開（午前10時48分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第16号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第16号、昭和55年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時49分）

再 開（午前11時00分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第2 議案第11号から日程第6 議案第15号までを一括議題といたします。

これより議案第11号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第11号、大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第12号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号、大宜味村畜産（豚）汚水処理施設の管理及び処分に関する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第13号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第13号、大宜味村簡易水道事業給水条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時02分）

再 開（午後1時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第14号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番（山城宗喜君） 塵芥処理費の賃金に15,000円計上されていますが、説明で廃棄物不法投棄禁止立札備人料となっていますが、その場所について伺います。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 設置場所は3か所でございます。名護境界と江洲の保養センター入口、大東パインの上の押川へ行く途中を予定しています。

○ 9番（松島重克君） いくつかの課にまたがっていることですが、村内の団体に村が補助をしているわけですが、これ等のことにつきましては毎年3月の予算審議の際には、この団体の前年度の決算書、或いは当該年度の事業計画等をお願いしているわけですが、本年度のそれ等の書類が出ております。出てないところもあるわけですが、大体19団体というようですが、この団体に補助を出される場合はどういう考え方で出しておられるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村内の団体に補助をする考え方といたしましては団体活動を活発にしましてその団体の目的でありますところの活動を推進せしめて、村内の各面に貢献せしめるというふうな考え方でございます。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと予算編成前にそういう資料を提出されておりますかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 資料を各団体から提出させるようにと指示しているわけです。

○ 9番（松島重克君） 指示されたとおりになされておりますか。

○ 助役（新城繁正君） 団体に補助をするわけですから事業計画とか予算等の資料を取り寄せて、それに基づいてやるというのが基本的な考え方でございますが、現在のところ全部の団体が必ずしも私共の要求に応じているというところまではいっておりませんで、これは大変残念なことですが徐々に要求する段階で資料が整うように努力しなければいかんと思っています。現在の段階では100%資料が整っていないというのが実情でございます。

○ 9番（松島重克君） 関係団体から決算書や年間事業計画など資料になるものを取るということは議会で拾数年前から申し上げていることですよ。それが何故徹底しないのか。

これは関係団体が出さないんですか。それとも当局の指導が徹底してないのか。これは長い期間議会が要求している事なんですが、まだ現在の段階でそういうことであれば何処に実行されない原因があるのかということを知りたい。これを解明される必要があるのではないですか。

○ 助役（新城繁正君） 村の指導のまずさが主な原因であるか、或いは団体の努力が十分でないのかということ等につきまして、我々の指導も十分でないと思っておりますし、団体の対応についても十分でないと思っております。

結局は私共がもう少し厳しく指導を徹底しなければいけないんじゃないかと考えておりますし、課内の連絡等の会合でもこういうことにつきましては話し合いに出ておりますが、団体が規模とか指導者とかで多岐にわたっておりますので、この辺に難しいこともあるわけですが、しかし、基本的な考え方といたしましては公の金を流して活動するわけでございますから、たとえ時間をかけましても徹底して資料の提出とか十分やってもらうようにもう一段と努力しないといけないと思っております。

○ 9番（松島重克君） これはそういう姿勢を堅持されて正確に実行してもらわないと困ると思います。ところで議会がこういう資料を当局に要求するわけですが、その場合かなりの団体からそういう資料は出ているわけです。

ただし、議会に出されたのは関係団体から直接出されたのか。当局にある資料が議会に届いているのかその辺分からないわけです。そして中には3月になってから出している団体もあるわけですね。これでは予算編成時の参考資料にならんでしょう。議会が要求してから出て来るというような3月になってからの資料は予算編成時の資料にはなっておらないわけです。特に感じていることは、これ等の関係団体から予算計上願いがいくつ出ているかということなんです。いくつ出ているかご存知ですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 皆様のところにお配りしてあります資料は団体から私共のところに補助金を計上してくれという文書の写を差し上げております。それから計上願いの文書で来ているのは私の資料にあるもので4団体です。

その他は決算書や予算書は来ておりますが計上してくれという文書では来ておりません。

○ 9番（松島重克君） 19団体の内計上願いが出ているのが4団体と、これからしますと事業執行するに当りまして補助をお願いしますという団体は4団体で、その他の団体はそういうお願いが出てないということは、自分達の団体で活動が出来るというように考えざるを得ないわけです。そうしますと毎年こういう補助を組むに当りまして当局はどういう考え方で予算に計上されているんですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 文書で来ているのは4団体ですが、その他の団体におきましては口頭で代表者等がよろしく申し上げますというようなこともあります。これは口頭では困るので後程文書で出して下さいと言ってはあるんですが、それが出てない団体もございません。

○ 9番（松島重克君） そのようなことを言って文書で出さない団体はどのようにお考え

ですか。文書で出したと見なしておられるんですか。

○ **総務課長（崎山勝正君）** 確かに文書でもって処理すべきだと思うんですが、私も予算編成につきまして初めてであったわけで、口頭での願い出を全面的に聞き入れまして団体の願いだというふうに感じたわけです。

○ **9番（松島重克君）** 前々からこういうやり方なんです。長期にわたってこういう形に来ておりますのであえて申し上げるわけです。こういう計上願いが出ない関係団体に補助を流す場合、計上願いが出なくても組まれているというところに大きな疑問が生れるわけです。これはこの際長年の懸案でありますから抜本的に考え直さなければいかん問題でないですか。予算があり余って関係団体に出すわけではないでしょう。窮屈な財源から流すわけですから、従来何回も言われている問題ですからあえて言うわけですが、計上願いも出さない団体に毎年慣例だということを出しては困りますよ。特に我々が聞くところによりますとある団体が補助金をもらった全額貯金していると、笑い話にならんことが実際にあるんですよ。こういうことが一般村民に分かりますと、この補助金の流し方についてどうなりますか。又、この補助金がどういう面に活用されているか。これなども非常に疑問があるわけです。折角こういう苦しい財源から流す補助でありますので、有意義に使ってもらわなければいかんと思います。当然この補助金にかかわる監査も十分にやらなければいかんでしょうし、どうもそういう計画を関係者は持っておられるようですので、やっていただけるのではないかと期待しておりますし、又、反面行政面の指導としても十分やってもらわなくてはいけないと思います。補助金を計上するに当たってはしかじかの条件にかなった団体にしか出さんという要綱は立派に定めてもらいたいと思いますが、当局のお考えはいかがでしょうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 確かに補助団体、或いは補助に対しての厳しさが無いという面におきまして指摘を受けているわけですが、これにつきましてこれから各課、或いは担当職員をしまして指導するとともに、更に予算につきましてもひとつの要綱みたいなものを作りまして補助団体に対しましての補助金の取り扱いをやっていきたいと思っております。

これまで確かにそういう厳しさがなかったということは大変申し訳ないと思っております。

○ **10番（前田貞四郎君）** 観光費の19節に観光資源育成補助金100,000円ありますが、これはどういうものですか。

○ **助役（新城繁正君）** これは塩屋の海神祭に補助金として出しているわけです。

○ **12番（東 武郎君）** 水産業振興費の13節に調査費、塩屋漁港概要計画書作成とありますが、この場所は決っているのか。

○ **助役（新城繁正君）** 経済課長が本庁に出張しておりますので私がヒヤリング、或いは資料等の段階で説明申し上げますと今回の調査は波浪の調査のようでございます。漁港区域

は塩屋校の先から宮城島の先を界にいたしまして橋をまたがって宮城の西側を漁港区域として指定されているわけですが、この区域の波浪調査をしておくことによってこれから進めようとしています漁港の建設を具体的に実施の段階でどうしてもなければいかんということで、これを前もって独自で調査しておかなければ困るということで計上しています。

○ 9番（松島重克君） 只今のところでもう少しお伺いしておきたいと思います。一帯の調査とおっしゃっておられるものですからこれも入るかどうか分かりませんが、十分関係があるのでお尋ねしたいと思います。

現在造られている舟揚場、これは素人でありますから正確なことは分かりませんが、舟揚場の使用が非常に難しいと、工事がどうこうとか、設計がどうかと、その辺は素人だから分かりませんが利用し難いということでしょう。私が見ますと下の方は土砂が溜っているわけですね。そういうことを指すのではないかと思うんですが、現在の時点で関係者からそういうことは聞いておられませんか。

○ 助役（新城繁正君） 担当課にあったかどうか確かめてございませませんが、私の段階でこういう要望正式に受けておりませんが確かに行ってみますと下の方は土砂が随分埋っているわけですね。その辺は私も専門家ではないので何がそういう原因になっているか、当初からそれが予想されたのかどうかということについては詳しく存知ませんが、そういう実情というものをもう少し専門家に上げて、ああいう形になるとはおそらく計画の段階では考えてなかっただろうと思いますので、実情を十分に調査してそれを本庁の方に上げて、それをどううまく利用させるような改善策が立てられるのかどうかこれから進めてまいりたいと思いますが、只今申し上げました波浪調査は含まれるかも分かりませんが、55年度予算では底の地盤調査をしておりますので、今回は波の調査ですからそれによってこういう原因も或いははっきりなるのではないかと、これはあくまでも私の期待でございませませんが、そういうふうなことも考えているわけです。具体的なことにつきましてはもう少し専門的な立場からお聞きしてお答え申し上げたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 専門家にお聞きになる前に地元の関係者の声も聞く必要があると思いますかどうか。

○ 助役（新城繁正君） おっしゃるように関係者の方々と現地で話し合いをしてみたいと思います。

○ 12番（東 武郎君） 老人福祉費の19節の中に単位老人クラブ、適正クラブ、小規模クラブとありますが、この組織活動はどうなっていますか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時44分）

再 開（午後1時47分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 適正クラブは老人数が各部落において40人以上が適用されるわけです。

小規模の場合は40人未満15人以上のところでは活動のあり方としてはこれも同じです。

適正クラブは月4,800円程度の補助があるわけですが、補助率は県から3分の2です。小規模は月2,400円で補助率2分の1です。小規模クラブは白浜と江洲以外の小さな部落8か所を申請してございます。

○ 5番（平良 実君） 水道施設費の13節に津波地区簡易水道設計委託料が計上されていますが、設計の段階において消火栓まで計画されているかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君） 委託料は56年度事業でやりますので、まだ設計に入っておりませんので、消火栓については水道計画の中で取り付けるようにしてあります。

○ 9番（松島重克君） 只今の水道施設費の関係ですが、工事請負費が組まれているわけですが、この予定からしますとどの範囲までですか。

○ 建設課長（古我知 清君） この予算では取水堰とそこから浄化槽までのパイプライン程度しか出来ないんじゃないかと見ております。

○ 4番（山川保清君） 一般管理費の19節に県体協補助金12,730円、その補助金は54年度決算では未執行となっているわけですが、その理由を聞いてみますと請求がなかったと、そして55年度も計上されています。その協会は存続しているかどうか。又、村青少年健全育成協議会補助金200,000円、その補助金も54年度は事業してないということで不執行に終わっています。それが55年度も計上され今年も計上されております。現在事業をやっているかどうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 県体育協会の補助金は確かにご指摘のとおりです。これは毎年2月頃の沖縄一周駅伝の際に徴収しに来ますという電話等が来るわけなんです。それで準備するからそれ相当の文書を送って下さいと返事をしているわけですが、その当日等何等そういうことがないわけです。競技をしながらでするので忘れてしまうのか、そういうこともあり得るかとも思うんですが、それで後程電話で請求したわけですが、忙しくてすみませんでしたと、後程改めて伺いますという返事は受けたんですが、その後請求がなかったわけです。それで56年度におきましても54、55年度不執行でありながらなんですが、県の町村会で定めております補助金等審議委員会からの願い出に入っていないんですが、前から認めているものについては従前どおりしてくれという但し書き等もありましたので入れているわけです。

それから村青少協の補助金もご指摘のとおりでございますが、ここ2、3か年活動してなく総会も持たれてないというふうなことで、青少年問題はこういう形では困るのではないかということから、是非改めて活動してもらいたいという意味で今まで事務局長をしている方々と話し合いまして、今まで活動してなかったが56年から活動してくれんかと、こういうふうには補助金も流していますからと、これは親心的なことやっておりまして、先程9番さんからご指摘受けました点からすると非常に私等も身のちじまる思いであります、青少年問題というのは最近非常にクローズアップされておりますし、そういうことから是非大宜味村の青少協の建て直しをしてもらいたいというふうには考えまして今度も計上しているわけでありまして。

○ 10番（前田貞四郎君） 環境衛生費の7節火葬場屋内外清掃傭人料とありますが、これは月60,000円も報酬をもらっているわけですから屋内外の清掃ぐらいは義務付けてはどうですか。焼夫に。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 昭和56年度、結局4月1日以降になりますが、新しい年度に向けての委託契約はしておりませんが、契約をする段階で出来るだけ義務付けるような方向で検討したいと思っております。

○ 9番（松島重克君） 学校建設費の15節、提案説明時におきましては体育館は基準面積どおり建設するというところではございましたが、この計画には異同ございませんか。

○ 教育長（宮城松一君） 体育館の工事請負費は基準面積685平方メートルの工事費でございます。後で財源によって何とか面積は増やしていこうという話は村長としております。

○ 9番（松島重克君） 後で財源があれば増やしていこうということのようですが、これは予算編成されているわけですから余裕があるかないか分かりますね。その辺はどうなっていますか。

○ 教育長（宮城松一君） 補正あたりで提案があるのではないかと考えられるわけです。

○ 9番（松島重克君） 提案説明時におきまして、この計上されている工事費は基準面積の体育館の工事費だということだったわけです。その時も含みのある答弁が少しあったわけです。だからこれに異同はございませんかという質疑をいたしまして、余裕があればということだったものですから、その時は予算編成前であったと思うんです。今は予算を編成されて提案されておりますので余裕があるかないか分かるわけでしょう。

だから異同の予想が出ているのかどうかということをお聞きしているわけです。

○ 教育長（宮城松一君） まだ面積の異同については出ておりません。

○ 9番（松島重克君） じゃあ基準面積どおり建設するということですか。

○ 教育長（宮城松一君） 基準面積ということは中学校の体育館としては狭苦しい体育館

になりますので、実は村長と予算編成の段階でお話した時には中学校のPTAからの要請で1,300平方メートルぐらいの要請が来ているわけです。しかし、村長との予算編成での話し合いで1,300平方メートルは無理かも分らんが、1,000平方メートル以上は何とか考えてみようということでした。

○ 9番（松島重克君） それは予算編成前の話ですね。その時に余裕があればということですから予算編成されますと余裕があるかどうかという判断がつくわけですから、委員会に基準面積を越したもっと広い体育館を造りたいという強い要望があるならば、早急に長との調整が必要でないですか。

○ 教育長（宮城松一君） ご指摘のように予算もすぐ走り出しますし、早急に長と調整して出来るだけ規模の大きな体育館を造っていくように努力したいと思います。

○ 7番（山川正行君） 教育振興費の19節にバス賃補助金が費目存置されております。説明の中でバス賃について補助を検討する余地があるということでしたが、これは通学に要するバス賃のことですか。

○ 教育長（宮城松一君） 通学バスが故障して営業バスで通学させることもあり得るのではないかなというようなことを考えまして、生徒に対する通学バス賃でございます。

○ 9番（松島重克君） 住宅建設費の問題ですが、この村営住宅を建設するために関係経費が計上されているわけですが、この村営住宅を建設された後どういう面に期待を持っておられますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村といたしまして公営住宅を造りたいと思っておりますのは、やはり住宅難と言いますか、こちらに住宅ないから他に異動する方もおられると聞いております。又、現在村内におきましても借家住いの方もおるようでございます。そういうことでいく分なりとも過疎対策になればと、そのような期待を持っているわけです。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと村内向けの期待ということになるろうかと思うんですね。私の一人合点かも分かりませんが、人口増加を図るために対象を村出身で村外にも向けておられたのではないかと感じていたわけですが、そういう面はお考えでありますか。村の人口を増やすためにもこういう方法を活用したいという考えはございませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 出ていく者を防止するのを1番に考えるわけですが、他に出ていってこの住宅に入ればずっとおりたいという方がおるならば、それも大いに歓迎したいと思っております。

○ 5番（平良 実君） 文化財保護費の19節には蕉布伝承者養成補助金として145,000円計上されていますが、何名ぐらい養成されているか。

○ 教育長（宮城松一君） 毎年新しい人々を受け入れてやっておりますが、去年は11名で

あったと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時12分）

再 開（午後2時27分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 9番（松島重克君） 社会福祉総務費の20節の中に村内重度身体障害者見舞金がありますが、どの程度の重度身体障害者であるのか。そしてそれ等の人はどのぐらいおられるのか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 10名を対象にしているわけなんです、これは殆んど寝たきり老人で1級の身体障害者です。

○ 10番（前田貞四郎君） 社会教育総務費の1節の指導員についてご説明願います。

○ 教育長（宮城松一君） 社会教育指導員というのが国と県と村でその給料は支払うことになっています。各3分の1ずつです。

各市町村では殆んど置かれていますが、3村でも本村だけがなかったわけです。それで非常勤の週24時間勤務の職員を置いて社会教育を振興させたいということで予算を計上しております。54,000円の12か月分ということになります。

○ 9番（松島重克君） 児童福祉総務費の職員手当等について、時間外勤務手当が職員20名分出ていますが、これは保母の時間外勤務手当と思うわけですが、保母の場合の時間外勤務というのはどういうものを指すのか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 時間外勤務手当を計上しているのは、これまでの実績からして残留保育、本村の場合は時差出勤の方法を採っていますが、6時から6時半までと、6時以降に保護者の何かの都合があって子供を迎えに来ることが出来ないでその間保母が預かるわけですが、こういった残留保育のための時間外勤務手当を計上しています。

○ 9番（松島重克君） 今の説明からしますと6時までは時間外勤務にならないということですか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 出勤は8時、8時半、9時というふうに出勤時間を決めているわけです。結局遅く出た人は6時まで残るわけです。6時までは長勤手当は出しておりません。遅番の人が残るわけです。

○ 9番（松島重克君） 早番は7時半ではないですか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） そうであります。

○ 9番（松島重克君） そうしますと、7時半の早番出勤の場合は4時頃帰りますね。8時半から出た人は定時の5時、9時から出た人は5時半までと、しかし、実情として保育所の場合父兄が勤務を終えて迎えに来るのは最低5時半から6時ということになるかと思う

んです。

そうしますと早番は4時に帰ると、8時半出勤者は5時に帰ると、残る職員はわずかでしょう。そうしますとそのわずかの人で父兄が迎えに来るまで責任をもって預けられるかどうか。預かることが出来るかどうかということも考えるわけですね。ここ等辺に保母の時間外手当のつけ方の難かしさがあると思いますが、そういうようにお考えになりませんか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 保母の時間外手当の取り扱いで困っているところもあるわけなんですが、塩屋保育所を例に取りますと、遅くまで迎えに来ないのは大体決っているわけです。そういうことで30分以上の超勤があるわけですが、6時半頃まで2人残るということになっています。

○ 9番（松島重克君） 今の話は時間外は6時後ということで分かるわけです。しかし、6時まではかなりの子供がまだいると思います。これは考えてみれば分かると思います通常の職場では5時までの勤務ですからね。いくら慌てて帰っても5時半から6時にしか迎えに来れないということが考えられるわけです。その時点で保育所に保母が何名いるかということなんです。早番で7時半に出て4時に帰るわけです。8時半から出た人は5時に帰ります。9時半に出た人は5時半に帰ると残った者はわずかでしょう。場合によっては保母がいないという計算にもなるでしょう。そういう場合は主任とか責任者は皆が帰るまで残るわけですから誰かはおられるんですが、わずかの保母しか残らないというのは事実なんですね。その時点で不測の事態が起った場合に対応出来ますか。そういう点で6時半までの保母は今おっしゃること分かるんですが、6時までのものを申し上げているんですが、その間における時間外勤務の出し方お困りだろうと思うんですが、その点検討なされたことがおありでしょうか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） この時間外手当の件については我々も日頃から検討はしているわけです。出来る限り保護者に残留保育しないように時間内に迎えに来るよう協力を求めるように話し合っています。我々も忙がしい関係で現場の管理面で不十分な点もあるわけですね。

管理面は向こうに一任しているわけですが、これから出来るだけ足を運んでそういったものも検討していきたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 今の対象になっている時間外勤務手当というのは6時半後のことをおっしゃっておられるんですがそれはそれでいいんですよ。ただし、6時までのものは時間外手当に入っていないんですよ。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時44分）

再 開 (午後 2 時 58 分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

5 番退場。

○ 厚生課長 (稲福幸三君) 予算に計上しているのは先程も申しあげましたように 6 時以降の手当なんです、5 時から 6 時の間、4 時から 6 時の間の超勤というのはまだ検討しておりません。

○ 9 番 (松島重克君) この時間外手当を計上するに当って塩屋保育所の実績を見ておられるということですが、新設される喜如嘉の場合はどういう職をもった人の子供が来るか未定であるわけです。そうしますと塩屋とかなり違った状況が生れる可能性が十分ある。だから塩屋のようにいくかどうか分かりませんし、又、塩屋保育所の場合でもかなり無理があるんですね。やはりそれは保母の奉仕、或いは責任感という面に頼っているなら、多分にあると思います。

事実を申し上げますと何処の市町村でもこの問題が非常に難しいということで調整手当を出しているんです。それはそういう難しい勤務状況に対して十分ではないがこういうもので補なおうということで調整手当を出しております。これは当局の研究課題として取り上げてみられてはどうですか。

○ 村長 (根路銘安昌君) 確かに変則的な勤務につきましては特別な扱いをしなければいかんわけでございます。それに対する手当を出すということも出来るわけですが、それも非常に難しい面もあるわけですが、そういうふうな面で今後検討してみたいと思います。

○ 9 番 (松島重克君) 歳入の民生費負担金、塩屋保育所の場合保護者負担金についてであります、保育料を免除されているのもあると思いますがおよそどのぐらいか。それから 5,000 円ないし 6,000 円程度の保育料を納めているのはどのぐらいか。10,000 円ぐらいはどのぐらいか。それ以上はどのぐらいか概略で結構ですのでお知らせ願いたいと思います。

○ 議長 (玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3 時 04 分)

再 開 (午後 3 時 12 分)

○ 議長 (玉城一昌君) 再開いたします。

○ 厚生課長 (稲福幸三君) 塩屋を例に取りますと、平均に 59 名措置されています。その内 24 名は非課税世帯で B 階層になりますので保育料は免除されております。保育料の 4,000 円から C 1 階層から C 5 までと D 5 までと、D 6 からは保育料が 3 歳児が 14,100 円、3 歳未満児が 21,800 円、最高で D 10 階層がいるわけです。これは 3 歳未満児になりますと 31,500 円です。これを人数にしますと 15,200 円以上が 10 名、25 名が中間層ということになるわけです。

4,000円から15,000円までが約29名になります。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時15分）

再 開（午後3時22分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

8番退場。

議案第14号の質疑を中止いたします。

これより議案第15号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時25分）

再 開（午後3時26分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号を日程に追加し、先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

議案第17号から議案第22号までを一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案第17号についてですが、提案理由といたしましては、教育委員会委員の任期に伴いまして後任の委員を選任したいために提案しているわけです。

親川さんは従来も教育委員でありまして津波地区から更に推薦が出されているわけです。

よろしくお願ひいたします。

議案第18号についてですが、提案の理由も同じく教育委員会委員の任期によりまして、新しく選任いたしたいために提案いたしているわけです。現委員の宮城倉栄さんが3月31日で任期満了になるわけです。そのあと平良長康氏を選任したいと思ひまして提案いたしております。よろしくお願ひいたします。

議案第19号についてですが、教育委員会におきまして社会教育指導員を設置したいということで、それで社会教育の振興を図るために社会教育指導員を設置したいと、設置しますと新たにこの条例に追加しなければいけませんので提案しているわけです。

よろしくお願ひいたします。

議案第20号についてですが、これは条例によりまして工事費の補助金を除いた額を分担金といたしたいということで提案いたしております。よろしくお願ひいたします。

議案第21号について、提案理由は東村宇出那覇地区団体営農道整備事業の建設用地として必要とされ、東村長から借地要請があり、本村としても当該地域の活用に寄与する期待がもてるためにこの案を提出します。これは前からいろいろ問題のあります東村の農道に使用されている本村の村有地でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第22号について、提案理由といたしまして津波の警察官駐在所が廃止になっております。それで同建物を津波地域のコミュニティづくりの場として活用したいということで、この建物を払い下げたいと思ひて提案しているわけです。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時40分）

再 開（午後4時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

8番、5番入場。

会議時刻の繰り上げについておはかりいたします。

明日28日の会議は議事の都合により、特に午前9時に繰り上げて開きたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、明日28日の開議時刻は午前9時に繰り上げることに決定いたしました。

更におはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会 (午後4時45分)

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第13号) 昭和56年3月28日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年3月28日 午前9時00分)

延 会 (昭和56年3月28日 午後0時43分)

2. 出席議員 (11名)

2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君
8番議員 崎 山 喜 弘 君	

3. 欠席議員 (3名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
6番議員 福 地 善 雄 君	

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	根路銘安昌君	経済課長	仲村順三君
助役	新城繁正君	建設課長	古我知清君
総務課長	崎山勝正君	教育委員会 総務課長	大山岩昌君
厚生課長	稲福幸三君	社会教育主事	宮城成和君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第13号）

日程第1	議案第19号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第20号	大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収について
日程第3	議案第21号	大宜味村村有地の処分について
日程第4	議案第14号	昭和56年度大宜味村一般会計予算
日程第5	議案第15号	昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第17号	教育委員会委員の任命について
日程第7	議案第18号	教育委員会委員の任命について
日程第8	議案第22号	負担付き財産贈与受け入れについて

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 副議長（平良真光君） 議長が都合により欠席されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が代わって議長の職務を行ないますので、よろしく願いいたします。

只今の出席議員は11名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前9時01分）

再 開（午前9時17分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

日程第1 議案第19号から日程第8 議案第22号までを一括議題といたします。

議案第21号について差し替えがありますので、説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 度々差し替えしまして大変申し訳ないと思っているわけですが、議案第21号につきまして条文適用のミスがございますので差し替えをお願いましてご審議を願いたいと思っているわけです。

大宜味村林野条例第23条、第34条第2項とありましたのを大宜味村林野条例第22条第4号、第23条及び第34条第2項に改めたいと思います。

よろしく願いいたします。

○ 副議長（平良真光君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前9時18分）

再 開（午前10時41分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

これより議案第19号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 社会教育指導員を新しく置くということのようですが、説明では以前から置くべきであったが置いておらなかったということですが、今回置こうということになったのは何か動機でもあったわけですか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） これを置いた理由といたしましては、社会教育の発展を図りたいという面からで、特別な動機というのは持っておりません。

○ 9番（松島重克君） 私が伺っているのは、社会教育指導員は従来から置くべきであったんだが置いておらなかったとそれで今回置こうということになったのは何か動機でも

おありであるのかということをお聞きしているわけです。

○ **教育委員会総務課長（大山岩昌君）** これまで置けなかったということは社会教育事務に携る教育委員会事務局の考え方がそこまで進んでなかったわけです。別に特別な動機はありませんが社会教育の振興を図りたいということです。

○ **9番（松島重克君）** 以前から置くべきであったが置いてないという説明がありましたので、こういう質疑をしているわけです。と申しますのは、財源的に余裕が出たのか、或いは適任者が現われたのか。そういうような動機があって新しく置かれるのかと思って伺っているわけですが、別に動機がないということでもありますので、この指導員は週に24時間仕事をされるような説明であります。職務内容はどういうものですか。

○ **教育委員会総務課長（大山岩昌君）** これまでも予算編成の時に度々話は出ましたが、財源との関係もあって置けなかったわけです。

職務につきましては、設置されますと社会教育指導員設置に関する規則を作っているわけですが、この規則の第4条の服務に指導員は上司の指揮監督を受けその職務上の命令に従わなければならない。2項指導員はその職の信用を傷つける行為をしてはならない。3項指導員は委員会の許可があった場合を除き職務上知り得た秘密を漏らしてはならないというようにうたっています。職務の具体的な内容については、つまり社会教育主事の補佐的な役割りになるかと思えます。週3日程度出してもらって、社会教育主事の手が届かないところを補うようなものです。

○ **9番（松島重克君）** 職務の内容はしっかりとお分かりになってないようですが、今の話を聞きますと社会教育主事の補助員という形でしょうか。

○ **教育委員会総務課長（大山岩昌君）** 規則の第2条に指導員は社会教育主事を助け、大宜味村における社会教育の振興を図るため必要な事項の指導及び助言に関する事務に従事するという職務になっています。

○ **9番（松島重克君）** 実質的には社会教育主事の補助をするというような説明ですが、具体的な内容はお分かりになりませんか。

○ **教育委員会総務課長（大山岩昌君）** 具体的な内容については存知ておりません。

○ **9番（松島重克君）** 社会教育主事が手の届かないということですが、全然やっておられなかったとはいうことでないでしょうか。やはり社会教育主事が2人おられるものだから十分でなくても何等かの形ではやっておられたのではないかと思うわけですが、その辺はどうですか。

○ **教育委員会総務課長（大山岩昌君）** 社会教育主事2人いますが事務分掌がありまして1人は学級運営や団体の指導育成が主で、1人は文化財や社会体育に分かれております。別

に職務において遅れということはありません。

○ 9番（松島重克君） 十分ではなくても指導員がやるべきものを社会教育主事がある程度やっていたということのようですが、今回こういう条例が制定されますと適任者ということになるわけですが、一応適任者の心当りはおありなのでしょうなあ。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 4月1日発令することになっておりまして、選考して委員会に提案する段階まで来ています。

○ 副議長（平良真光君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時56分）

再 開（午前11時00分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

議案第19号の質疑は中止いたします。

これより議案第21号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 3番（山城宗喜君） 昭和55年3月定例会の一般質問におきまして、本村の土地が東村の農道用地に入っているということで、この土地の面積について質問したのに対して経済課長の答弁によりますと面積は964坪ということでしたが、提案されている面積を見ますと1,593平方メートルとなっており、経済課長が答弁した面積と差がありますが、この点についてお伺いいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 55年3月議会で私の方から964坪だということを答弁しましたが、東村から提出されている地積図を十分なるチェックをしなくて答弁して申し訳なく思っており、お詫びいたします。その理由といたしましては、平板測量でコンサルに委託して調査したようでありますが、底辺×高さ÷2で面積を出すんですが、底辺×高さのみで報告なっておりましたので、それで今回提案しております処分についての面積が減少したということになっています。

○ 3番（山城宗喜君） 両方立会ったんですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 境界については立会いしてポイントをチェックしています。

○ 3番（山城宗喜君） 確信を持って間違いないと言えますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 境界のポイントは立会いでチェックして、測量を実際にやったのは東村の方が土地調査士に委託して面積を出してありまして、測量そのものについては立会いしていませんが、土地調査士から東村に提出されている書類が本村に回って来たということで、境界のポイントの確認については立会いの上でやっています。

○ 3番（山城宗喜君） 間違いないと理解していいわけですね。

- 経済課長（仲村順三君） 私としては間違いないと確信いたします。
- 9番（松島重克君） この貸地について仮契約を結んで後議会の議決を得たならば自動的に本契約ということになっているんですが、どういふようになっているのか。
- 経済課長（仲村順三君） この処分についての仮契約はまだいたしておりません。東村とこの方法と単価の了解についての話し合いは済んでいます。
- 9番（松島重克君） こういう場合は仮契約でも結ばれて後議会に諮られるということでないといふ我々の判断がし難いわけですね。面積とか貸地料は出ていますが、しかし、その他にいろいろ取り決めておかなければいかんことがあるかと思ふんです。そして契約の相手は何処になるかと、貸地料は坪にしますと15円ということですが、これは東村の貸地料がそのぐらいだということだといふ東村が提出したものであるのか。この額は妥当な額だと思ふんですか。
- 経済課長（仲村順三君） この額の取り決めについては、東村からこの額を提示されたのではなくして、東村の場合はどうかといふことでこちらからお聞きしたんですが、参考までに申し上げますと東村では国有林を借りて耕作しているものについては畑といふことで5円となっています。恩納村では4.6円、今帰仁では農業委員会で農用地の小作料平方メートル当り5円だといふことで、そういうふうなものを参考にしまして5円が妥当でないかといふことでお願いしているわけですね。
- 9番（松島重克君） 貸地期間は昭和53年4月1日から昭和58年3月31日までとなっているわけですが、農道の場合はこの期間内といふことは出来ないわけですね。やはりその都度更新といふような、更新を妨げることは出来ないと思ふんです。こういうことに関しても契約の中に入らなければいかんでしょうし、その時点で地価が変われば貸地料も変わるということになるかと思ふんですが、そういうことも十分契約に折り込まれると思ふんですか。
- 村長（根路銘安昌君） 今回の期限が切れますと相手方が更にこれは必要だからといふことで貸付けにつきまして要請がありますならば、これは他の事情と違ひまして、道路であり公共的な施設でございますのでそれに協力しなければいかんと思ふんです。貸地料につきましてはやはりその変更時期の貸地料と見合ったものに変えなければいかんと思ふているわけですね。
- 9番（松島重克君） この件は契約の中に入れるべきものであるか、或いは契約外で相手側との話し合いでもって解決すべきであるかは双方出来るのではないかと思つたりしているんですが、工事がなされたのは契約以前であると、現在の時点でも契約結ばれておらないわけですから、土地は契約の時点で何時から使用しているといふようなことでさかのぼって貸地料取れると思ふんですが、これは当然と思ふんです。契約後といふことはあり得ないわけですね。その点ともう1点は前に工事がなされておりますので当然立木について

も話し合いが出るのではないかと思いますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 貸地料につきましては向こうが使用始めた53年からの分をさかのぼって貸地料を徴収したいと、それから話を聞いてみますとそこは立木なかったようです。

○ 9番（松島重克君） 山に立木がなかったというのは考えられないんですがね。これは農道ですから距離にして長いんですよ。そこに木がなかったということはまるっきりのはげ山でなければ考えられないんですがね。立木がなかったということはどういう意味ですか。はげ山であったということですか。

○ 経済課長（仲村順三君） この工事を着工する以前の状態が、前に東村が仮設農道を造った路線が殆んどで、あの時点で既に本村のものに払い込んでいたということですが、その工事やるか所についての立木は暴風林として植えている想思樹あたりはつぶれていますが、殆んど立木はないか所であります。

○ 9番（松島重克君） 一部木が生えてないということは考えられるんですが、これだけの距離なのに立木がなかったとどうも納得出来ないわけです。そして我々と当局が分からない時点で工事されている所は実際はあったのかなかったのか分からなかったわけです。こういう道路を造る場合は立木補償という他の場合もあるんですから、一応相当側と話し合いする必要はあるのではないですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 只今のご質問については、私共が現地を知っている範囲においては殆んど立木にはさわってないというふうに考えるんですが、もし、立木が伐採されたかどうか一応関係者に確認してみたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 仮契約がなされてないからいちいち聞くわけですが、この貸地契約を結ぶ相手は何処になるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 貸地契約の相手は東の村長ということになります。

○ 9番（松島重克君） 話は東村長からあったかも分かりませんが、この提案理由から見ますとこの農道の整備事業は宇出那覇地区の団体営となっているんですよ。これは確かですか。東村長と契約結ぶというのは本当はいいんですが、間違いありませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） それについて間違いありません。

○ 9番（松島重克君） この提案理由の後段に本村としても当該地域の活用に寄与する期待がもてるためということがうたわれているわけですが、東村の村境界あたりでの実際の問題といたしまして、本村の農家の方々がこちらの道路の事情が悪くて東村内から自分の農地に行くとする場合に、これは我々が管理維持しているのだから通ってもらっては困るというような事実があったわけです。だからこれからしますとはたして本村の農家の方々が利用出来るかという疑問があるわけです。向こうは貸地料も払っており管理権もあるわけですか

らね。そういうことを契約の中に十分うたわれて、この提案理由にうたわれているように本村の農家の人も自由に使えるというようなことを契約の中に十分折り込むことが出来ますかどうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 道路につきましては農道であっても公共的な施設でございますので、この使用につきまして使用を禁止するという事は出来るかどうかということとははっきりしないわけなんです、そういうふうな懸念がありましたら本村の方にも自由に使わずというふうなことは念のためにやっていきたいと思っています。

○ **副議長（平良真光君）** 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **副議長（平良真光君）** ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時29分）

再 開（午前11時34分）

○ **副議長（平良真光君）** 再開いたします。

中止しておりました議案第19号の質疑を続行いたします。

発言を許します。

○ **9番（松島重克君）** 社会教育指導員の職務内容についてお伺いいたします。

○ **社会教育主事（宮城成和君）** ご承知のように社会教育主事の仕事の中には社会教育行政と社会教育を行うものの直接指導の分野があると思います。そういうことで現在の社会教育主の仕事が段々社会教育行政の方を進めていく傾向が強くなって来ておりますし、それと社会教育というのは単なる行政だけでは本当の意味の社会教育を受ける側の住民の要求とかが直接受け入れが少ないわけです。それを解決するために社会教育委員というものがありますが、更にそれに加えてそれを指導者として育てながら民間の方達の声を聞き入れるためにということで社会教育指導員が設置されています。そういうことで沖縄でも48年頃から指導員が設置されて、現在では本村と伊平屋と伊是名を除いて北部では各市町村に置れています。本村としまして指導員を早くから設置しようということだったんですが、その条件の中に公民館等の社会教育施設が整備されているというのが条件のひとつだったのでなかなか補助を受けること出来ませんでしたし、それで一般財源だけでは大きいということでしたので幸い

モデルセンターが出来ましたのでそれをうまく活用するために今年社会教育指導員を設置したい。特に係の者として社会教育指導員については本村の青少年問題について力を入れていきたい。今まで青年学級等について少しですがやって来たんですがなかなかそれが発展していません。そういうことでもう少し、特に青年学級等について深く突っ込んでいきたいということと、現在4つの子供会があるんですがその他は教育隣組に位置付けされております。そういうことで子供会を独立させて発展させていきたい。今後予定しておりますのは青年学級の開設と子供会の育成に指導員を充てたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○ 9番（松島重克君） 中央公良館的な役割を果たすモデルセンターが出来たのが動機のようにありますね。

先程の説明の中に適任者は予定して4月1日発令ということですが、適任者という場合どういう方が社会教育指導員に向いているのか。

○ 社会教育主事（宮城成和君） 社会教育指導員設置の最初の目的が学校を退職された方々の再雇用的なものが強かったんですが、今では若い方達を採用していこうというように変わりつつあります。その条件の中には社会教育主事の資格を有しまして小学校の普通1級免許を有する者で学校教育に3年以上経験のあった者と、それから社会教育の学識経験を有する者、文部大臣の指定する社会教育に関係のある職又は事業に3年以上あった者、その3つの内からひとつに該当するものとなっているんですが、私の考え方としましては本村の目的が青少年活動ですので、それに該当するものを第3号に照し合わせて進めている段階でございます。

○ 副議長（平良真光君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時40分）

再 開（午後0時09分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

これより議案第17号の質疑に入ります。

発言を許します。

- 9番（松島重克君） 選任に当って津波地区の推薦があったので任命したいということのようですが、推薦の方法をどういうように依頼されたのか。
- 村長（根路銘安昌君） 津波校区の4名の区長に津波校区から推薦していただきたいと、その推薦の方法は地元にお任せしますということでやっています。
- 9番（松島重克君） 人選の方法は4名の区長にお任せすると受け取ってよろしいですか。
- 村長（根路銘安昌君） 人選も含めて適任者をお願いしますと4区長にやっているわけです。
- 副議長（平良真光君） 他に質疑ありませんか。
おはかりいたします。
これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
これより議案第18号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
おはかりいたします。
これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
これより議案第22号の質疑に入ります。
発言を許します。
- 7番（山川正行君） 提案理由の中にコミュニティの場として活用したいということですが、公民館はあるわけですしどういうものに使われるのか。
- 助役（新城繁正君） これまでの手続きの段階、或いはこの物件についての譲与の話し合いの中で、現在建物のあります場所は58号線の停留所に近い場所にそれが位置しているということと、公民館も地域住民のコミュニティの場として十分機能を果たすわけですが、老人会とかその周辺の方々が寄り合って語り合いするとか、或いは天気の悪い時などに停留所で

十分でないとか、そういうようなこともありまして、そういうような多目的なことで生かしていけるのではないかということで、活用の具体的なことにつきましては団体を限定するとかにつきましてはこれから考えていかなければいかんと思いますが、現在の建物はそういうことに使いたいということです。

○ 7番（山川正行君） この維持管理は何処がやるわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） この財産の受け入れにつきましては、いきさつを申し上げますと、津波部落が払い下げをしたいということだったんです。津波部落として受けるとなると建物の評価をして有償で買わなければいかんということになるという訳で、市町村が払い下げするとそういうふうな条件で無償で払い下げ出来るというふうなことからしまして、前にも津波部落では払い下げ出来ないから村で払い下げしたらどうかということ名護警察の方からあった訳です。これは前の議会でも質問があったわけですが、あの時はまだ駐在所が正式に廃止されない前でありまして、名護警察署長にも現在ある駐在所を我々が廃止しなさいということとは出来るものではないと、我々としては駐在所をなるべく置いてもらいたいと希望しておるのに廃棄して払い下げしてもらいたいとは言えるものではないということで、出来る限り署員を駐在させてくれというふうに署長にも言ったわけですが、それで県は廃止しているんです。1月26日の県公報に廃止が載っているわけですし、そういうことで津波から津波に使わせてくれという要請があるわけですし、それで村が一応払い下げを受けまして津波の部落に使用させたいと、一切の管理かれこれを、ですから県と契約をしまして津波に使わせたいと、ですから管理かれこれは津波にしてみらうと土地も津波の部落有地でございますので津波に管理をしてみらう手続きをやっていきたいと思っています。

○ 副議長（平良真光君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後0時22分）

再 開（午後0時30分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

これより議案第19号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 副議長(平良真光君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第21号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第21号 大宜味村村有地の処分について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 副議長(平良真光君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案等15号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第15号 昭和56年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 副議長(平良真光君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第17号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第17号 教育委員会委員の任命について採決いたします。
本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 副議長(平良真光君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第18号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第18号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 副議長(平良真光君) 全員賛成であります。

よって本案は可決されました。

これより議案第22号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより議案第22号 負担付き財産贈与受け入れについて採決いたします。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 副議長(平良真光君) 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後0時36分)

再 開 (午後0時42分)

○ 副議長(平良真光君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 副議長(平良真光君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会 (午後0時43分)

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第14号) 昭和56年3月30日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和56年3月30日 午前10時00分)

散 会 (昭和56年3月30日 午後4時54分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員	玉 城 一 昌 君	8番議員	崎 山 喜 弘 君
2番議員	平 良 真 光 君	9番議員	松 島 重 克 君
3番議員	山 城 宗 喜 君	10番議員	前 田 貞四郎 君
4番議員	山 川 保 清 君	11番議員	前 田 福 正 君
5番議員	平 良 実 君	12番議員	東 武 郎 君
6番議員	福 地 善 雄 君	13番議員	平 良 嘉 清 君
7番議員	山 川 正 行 君	14番議員	親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	根路銘 安 昌 君	税 務 課 長	宮 里 盛 順 君
助 役	新 城 繁 正 君	経 済 課 長	仲 村 順 三 君
教 育 長	宮 城 松 一 君	建 設 課 長	古我知 清 君
総 務 課 長	崎 山 勝 正 君	教 育 委 員 会 総 務 課 長	大 山 岩 昌 君
厚 生 課 長	稲 福 幸 三 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 城 利 明 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第14号）

- 日程第1 議案第20号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収について
- 日程第2 議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計予算
- 日程第3 所管事務の調査について
- 日程第4 決議案第1号 沖縄の振興開発に関する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

- 日程第1 議案第20号及び日程第2 議案第14号を一括議題といたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時02分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
これより議案第20号の質疑を継続いたします。
発言を許します。

- 9番（松島重克君） 手元にあります資料を見ますと、畜産汚水処理施設整備事業に参加いたします。昭和56年3月28日、参加者、住所、氏名、そしてなつ印されているわけですが、これは組合員ということですか。それとも事業に全員が参加するということですか。

- 村長（根路銘安昌君） これは組合員全員のようでございます。組合としての考え方は事業には全員が参加すると総会で決めたようでございまして、負担につきましてはごくわずかが飼育している方達は直接の負担は免除しようという考え方のようでございます。

- 9番（松島重克君） この日付けは56年3月28日ということですがこの事業に参加するという決定は総会を持たれたということですか。

- 建設課長（古我知 清君） 先程村長が総会と言いましたが総会ではありません。畜産組合の定例会は毎月1日となっております、議会からこういう資料を求められているということで役員は個人個人を回って昨日の日付けで了解したということなんです。

- 9番（松島重克君） 判だけ集めて回られたということですが、そうしますとこれ等の事項がどれぐらい効力のあるもので組合としての正式決定であるかということとは不明確になります、その点はどうか考えますか。

- 建設課長（古我知 清君） 前の総会でも直接の議題には触れなかったわけですが、その件については一応の了解を得ているというふうな組合長の話でございました。

- 9番（松島重克君） こういう組合のもっとも大切な事がらを決める場合には組合総会でなければ出来ないというのが普通なんです。ところが総会が開かれてないと、役員が回られたと、組合規約に総会の持ち方規定されているわけです。だから規定に基づいて総会で決定されていないことはどのぐらい組合としての正式決定になるのか判断しかねるわけです。次の資料を拝見しますと、畜産汚水処理施設用地については私所有の土地を養豚生産

組合に無償で貸付けしますと昭和56年3月28日、大宜味村字田嘉里172番地、池原安久、大宜味村養豚生産組合殿となっています。組合に無償で提供されるということは何か理由がありますか。

○ 建設課長（古我知 清君） 別に理由ということは聞いておりませんが、当初からこういう計画でやっていくということのようであったようです。

○ 9番（松島重克君） 当初からの計画であったようだとおっしゃるわけですが、前の質疑の時にはそれお分かりにならなかったわけですね。当初からの計画でありながらそういうことが十分に説明出来なかったような状況でしたですね。それからしますと56年3月28日になってこういうことが決められたというようにしか取れないわけですね。何か付け焼き刃のような感じがしているわけです。そしてこの施設が出来ますと半永久的にこの土地は後の使用権を組合が保持するということになるわけですが、そういう事がらにつきましても十分理解の上での無償提供ということになりますか。この施設がある限りは無償提供という形になっているのでしょうか。

○ 建設課長（古我知 清君） 当初からそういう計画を持っていたということは聞いておりますが、後の問題までは聞いておりません。

○ 9番（松島重克君） この土地提供者と組合との契約はどのような形でなされているか聞いてないか。

○ 建設課長（古我知 清君） それもまだ聞いておりません。

○ 9番（松島重克君） こういう形だけであっては困るんですね。こういう形だけでは契約書としては問題にならないということなんですよ。本来なら当局がもっとこういう面指導なされなければいけないでしょう。こういう形で組合と提供者とが了解済みだということになってしまったら後は必ず紛争が起りますよ。

ところで、個人から提供された土地を組合からはどういう形で村に提供されるわけですか。

○ 建設課長（古我知 清君） この事業進めるに当たってそういった諸々の条件を備えなければなりませんので、これから事業申請段階までに事務的処理をやっていきたいと考えております。

○ 9番（松島重克君） それでは困るんです。こういう用地がどういう形で村に提供されるか、これはこの事業執行するに当たっての大きな柱であるわけです。例えば組合が有償で提供するということになるかも分かりませんし、そして組合が契約の中にこういうことを折り込んでほしいということになるかも分かりませんし、本来ならば組合と村とがこの土地をめぐる仮契約でも結ばれて、これを議会に出してもらわなければ我々としても本当は審議出来ないわけですね。仮契約を結ばれて議会で議決されたならば自動的に本契約にすると、従来

されております工事等の発注と同じような取り扱いをしてもらえなければ我々分からないんですね。

次に大宜味村養豚組合畜産汚水処理施設整備事業の分担金割り当て方法は下記のとおりにいたします昭和56年3月28日、この事業に参加する人が11名、出資の割り当てを受ける人が7名ということであります。先程の説明では頭数の少ない人は除外しているということですが、これはおかしいんじゃないですか。組合がこういう事業をするという場合には頭数の如何を問わず全員が参加すべきではないですか。一番初めの資料にもこの事業に参加する人となっているわけですから、多い人は多いように少ない人は少ないように出資額を割り当ててやるのが組合員が事業を行ない、そして組合員が全員参加してこの事業を行うことではないかと思うんですが、多い人だけ出資して少ない人は出資しないと、どうもそういうことから見ますと、この事業は組合がやるからいいでしょう、しかし、搬入はしませんよということにも受け取れるわけです。事実そういう話が沢山聞こえておりますね。遠い所からこういうことは出来ない、組合には入るんだがこういう距離的な問題から搬入は出来ないということも沢山耳に入っておりますよ。だからなおさら組合員ではあるんだが搬入をしないから出資金の割り当ては受けないということにも考えられるわけです。これがかなり筋の通った考え方だと思うんです。だから多い人だけ分担金を持って少ない人は持たないと、この辺に疑問を持ちませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 土地の問題につきましてはこのように来ておりました副組合長に電話を入れてみました。養豚組合に無償で土地を貸すとなっているが事業実施をやるとなると村がやると、ですから同じ条件で組合が村に対して無償でやるということであるかということをお聞きしたら、これは同じ条件でやるというふうな考え方であるというふうなことでございます。頭数の少ない人達にどうして負担をさせないかと聞いてみますと、余りにも頭数が少ないので遠慮したということでございますが、使用に当りましては全員使用していただくというふうな考え方の方でございます。

○ 9番（松島重克君） 組合がやる事業に参加しますというからには多い少ないは別として、やはり出資をするということになれば意味がないんですよ。そうでなければパーセントでやっている意味がないんですよ。これからしますと池原安久さんが60%、山川一夫さんが18%、宮城光信さんが10%、山川清安さん、松本政尚さん、山城進さん、真喜志定雄さんの4名が3%、計100%となっていますね。事業には参加するが出資はしないということにもかかわらず、出資の方法はパーセントになっていると、これはおかしいですよ。それからこの割り当ての方法は組合がこうしたいということのようですね。ただし、これは総会にかけられてなくどういう形で決められたか分かりませんが、こういうことでやろうということこ

の資料が出て来ていると思います。はたして組合が考えるようにこの負担額を各人が確実に引き受けるのかどうか疑問なんですね。何故ならば事業に参加する人11名、出資については組合が計画したとしか考えられないわけです。それは判をもらっておられないということですよ。そうしますと各人が引き受けしますという確信の持てる資料ではないんです。

その辺どうですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** その件について組合の会長副会長に問い合わせたわけですが、これはどうも失礼したと、参加するものだけ判を押せばいいんじゃないかということでしたんだけど、全員回りました、役員会をやって役員で話し合いしてそれから全員回って皆で了解したということでございます。それではその証拠として判を押して更に出してくれというふうに言っているわけでございます。おそらく午前中には来るのではないかと考えているわけです。

○ **9番（松島重克君）** 参加しますというのは判までもらっておられるんですが、そして回らなければならぬ根拠は20号議案の分担金についてであります。組合が出すという総額の金を誰々が幾等ずつ確実に引き受けますという証拠がないと、我々としては受けざら立派に出来ているかどうかという判断がつかないわけです。

この議案に対する沢山のことが耳に入ってきているんですが、これは不確実なことではあります。うわさとして出ていますから申し上げるんですが、金の割り当ての方はこちらで考えるから一応参加してくれというような話もあるようですね。と言うことは、この人達は距離的な問題からとうてい搬入出来ないという方々であるわけですね。そういう方々に対して分担金の方はこちらで考えるから事業に参加するようにしてくれというような話で判を集められているという話も聞くわけですね。そうするとこれはどういう話かなあと、単なるうわさであればそれでいいんですがそういう話が流れて来ますと判断に苦しむんですね。これは将来どういう形になるのかなあと思ったりしております。

それからこの土地の提供に当って分担金等の減免をお考えになってはおらないかどうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** この事業につきましては計画当初から土地は関係者が提供するという計画でございまして、別に今のところ減免というのは考えておりません。

○ **9番（松島重克君）** この中に、ある方はかなりの面積の土地を提供して出資も60%という高額なものも引き受けるということになっていますが、これはこの施設から受ける恩恵がこの人は特に高いということですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 確かにその施設から受ける恩恵は大きいということで余計負担しているのではなかろうかと思っているわけなんです。

○ **9番（松島重克君）** どのぐらいの頭数というのは分かりませんが、この分担金総額の

60%ということは株式ならば過半数の株を持つということなんですよ。そうしますと村が譲渡しますとどういう運営を組合がされるか分かりませんが、60%というのは組合の運営を左右するというふうにも考えられるんですが、そういう点ではまずい点はないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） この組合につきましては株式会社とかの運営方法と違わせて、組合法的なものでございますので、出資率にかかわらず権限はひとつというふうになるかと思えます。そうしますとやはり出資口数によっては左右されないというふうなことです。

○ 9番（松島重克君） そういうことでありますのでわずかの頭数の方々も同じように参加すべきであると、そしてこの組合運営に発言をさすべきであるということになるかと思うんですね。多頭飼育の方々ばかりでなく、それが健全な組合の運営をさせることになるのではないですか。

それから定款にありますように出資額によって発言力がどうこうということはないということですがそれはそのとおりであります。ただ、利益配分とか組合の解散時においては出資額に応じた利益の配分がなされるということですね。問題はその辺にあると思えます。と言いますと、前にありました組合がバキュームカーを購入して豚の汚物を農地に還元しようという当初の考え方であったようですが、当初の考えどおりいなくて運営出来ないということで特定の個人に譲ったと、譲る時には組合が負担した額を肩代わりしたという事実があるんです。そしてその後組合は自然消滅、だからこれから考えられることは、折角これだけの大きな事業をやって途中で組合が投げ出した場合はどうなるかと、余り片寄った出資の方法を採っておりますとこの施設の所有権は何処に流れるか分からんという疑念は当然起って来るわけです。組合がこの事業を投げ出さないという保証は何処にもないわけですね。これは村から組合に譲渡した後の話であるわけですがね。だからこういうあれこれを考えますと、やはり片寄らない健全な運営のために多くの人に参加して発言の出来るような受けざら作りをやるべきでないかと思えますが、これは少しまづいような感じもしているんですが、当局はこれで十分だとお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今のご質問は、参加はすることになっているが出資に割り当てられてない方達の出資の問題と、更に組合におけるところの権利だと思うんです。それで組合の方としてこのような計画でやりたいということであるわけなんです、その件につきましては組合の方達と話し合いて、そして将来においても出資しなかったからということで、出資の問題で権利のかれこれがないように組合の方達とも話し合いを詰めていきたいと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） この汚水処理施設が完了した後、私の耳に入ったことなので、汚水処理施設が完了した後に再び国の補助を受けてバキュームカーを3台購入して組合全

員の汚水を処理するという方針を持っているということですが、それを村長はご存知ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その件につきましては、今、組合員が散在しておりますのでこれに対する対策は組合としてどうするかと聞いてみますと、やはり汲取車を購入して出来るだけ運んでそこで処理したいというふうな考えのようでございます。

○ 議長（玉城一昌君） 質疑中止いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時41分）

再 開（午後1時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
質疑続行いたします。

○ 9番（松島重克君） 分担金の割り当てのパーセントが出ていますがこれは何を基準にしているかお聞きになっておりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） この件につきましては詳しく聞いておりません。

○ 9番（松島重克君） これを聞いておられなければ困りますよ。どういう基準でこういうパーセントが出たのか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後1時45分）

再 開（午後1時47分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 10番（前田貞四郎君） 組合定款10条には、組合員は出資1口以上持たなければならないとありますが、この組合の出資とパーセントとは別のものですか。それとも負担金そのものが出資口数に相当するんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 定款のものとこれと同じであるかよく聞いておりません。

○ 10番（前田貞四郎君） 私は別のものではないかと思って聞いたわけなんです、組合に入るためには当然1口以上出資しなければ組合員になれないわけです。その1口以上出資して出来た養豚組合の付帯事業としてするのがその施設整備事業ではないんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 勿論組合に出資しなければ組合員になれないわけです。この組合に対する出資とこの事業に対する負担が同じであるかどうかは聞いてないわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） これは全然別のものではないかと聞いているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） そのように理解しております。

○ 5番（平良 実君） 分担金の総額についてであります、事業実施の段階で現在の13,534,000円以上に負担しなければならないことはないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） これはあり得ることだと思っております。今はあくまでも予算上におけるところの計画でありまして実施設計いたしまして、更に工事実施の段階でなければ工事の総額というのが分からんわけですので、変更はあり得ると思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後1時55分）

再 開（午後2時36分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

9番議員の質疑に対する答弁を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 負担の方法につきましては、はっきりどれというふうなことでなくして、やや飼育頭数や利用度、或いは本人の意向とかで決めているようです。

○ 9番（松島重克君） こういう大切なものをそういう決め方出来るんでしょうかね。こういう大切なものが総会にも諮られずに決められるものですか。安易に決められたものが確実に守られるという確信をお持ちですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに短い期間かも知れませんが、割り振りにつきまして役員に一任されていたようでありまして、それで役員で決めたものを皆で承諾したというふうなことになるわけでございます。私共といたしましては個人個人のものというよりも全額納めてもらって、後の使用を皆に使用してもらうということが大事なことではなかろうかと思うわけです。

○ 9番（松島重克君） そういう考えは村の関係は組合との関係だけに限定したいという考えのようですが、しかし、実際問題は各人が負担する額がひとつにまとまって組合の負担する総額というものが出るんでしょう。

それであるならばやはりこの事業やるに当たっての事業主体は村でありますから、だから前に役員に一任されていたということですが、それすらも先日の質疑に対してお答え出来なかったでしょう。だから余りにも当局は組合の内容にタッチされておらないと、これだけ大きな事業をされるのにあいまいな立場を取っておられると、だから我々はこの事業を本当にやって受けざらである組合が村が期待するように十分管理運営出来るのかどうかに大きな疑問を持つんです。だからこの議案についてやかましく細いところまで、当局はうるさいとお考えかも知れませんが、そこまでやらなければいけないということは、この事業をやるために8千万程度の金がモデル事業11億の中から出ると、将来誤った運営をされて組合が投げ出すようなことがあってはならないということで根掘り葉掘りお聞きするんです。本当に立派な受けざらに組合がなっているかどうかと、そういう意味で言っているんですよ。

この事業執行した場合、本当に組合が責任を持って将来この事業の管理運営が出来るかど

うか。村長は十分確信をお持ちですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在組合員の意欲も高まっております。それで造って後の運営も私は大丈夫やっっていけるという考えを持っているわけです。なお、運営につきましての指導につきましては私共も十分やっしていきたいと思っています。

○ 8番（崎山喜弘君） モデル事業の一環として汚水処理場が建設されるという説明を聞いていますが、その施設を利用する養豚業者が今までの説明からしますと特定業者になるのではないかと考えられますが、それ以外にも少数の飼育をしている方々もいるし、又、村としても環境汚染の面からそのような汚水処理場が建設されるのではないかと考えられますが、そのような施設を利用しない方々に対して村としてはどのような考えをお持ちですか。

○ 村長（根路銘安昌君） この施設は特定の人でなくして養豚生産組合を対象にしたものであるわけです。現在出資をしてない人でも使わすということは組合の役員から確約を取っているわけでございます。更に組合といたしましても今後この事業だけでなく汲取車の購入計画があると、その場合にはそれ相応に現在負担してない人達も負担をお願いしなければいかんだろうということでございます。

○ 8番（崎山喜弘君） その汚水処理施設が建設されますと県や保健所あたりからの環境汚染の検査も非常に厳しくなると思いますが、この施設に搬入しない方々に対して村としては行政指導する考えはありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 養豚組合自体が汲取車を購入して運ぶ計画ありますので、それはその時点でそのように行政的な指導はしなければいかんと思っているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時48分）

再 開（午後2時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第14号の質疑を継続いたします。

発言を許します。

○ 2番（平良真光君） 林業振興費の19節、55年度まではしいたけ栽培に対する補助金が計上されているわけですが、本年度は費目存置となっています。この補助に対する基本的な考え方が変わって来たのではないかと思います、これについてはいかがでしょうか。

○ 経済課長（仲村順三君） しいたけ奨励ということで54年度55年度の2か年間原本購入に対する補助をしようということで計上しておりましたが、今年度費目存置にしてあるのは56年度に新しくしいたけを栽培しようという人がいませんで、新規にやろうという人がおりましたらその時点になって検討したいと思っています。

○ 2番（平良真光君） 新しくやる方を対象に考えているようですが、現在続けている方に対する補助は考えてないか。

○ 経済課長（仲村順三君） 今のところ考えておりません。

○ 10番（前田貞四郎君） 林業振興費の7節に天然林改良傭人料が計上されているが場所は何処であるか。村直営であるのか。

○ 経済課長（仲村順三君） 場所はまだ決めておりません。これは村直営であります。

○ 12番（東 武郎君） 財産管理費の15節にホール改善に伴う費用ということでカウンター、いすの費用が組まれています、改善費用が見当らないのはどういうことですか。

○ 助役（新城繁正君） 15節に計上されております6,960千円がホール改善費であります。

○ 10番（前田貞四郎君） 農業総務費の19節に荒ぶ地再開発事業がありますが、これの対象は10アールという説明でしたが総面積はいくらか。10アール当りの補助率はいくらか。

○ 経済課長（仲村順三君） 面積は1,000アールです。補助額は20千円になります。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時06分）

再 開（午後3時51分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

13番入場。

これより議案第20号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 大宜味村畜産（豚）汚水処理施設新設工事分担金徴収について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 昭和56年度大宜味村一般会計予算について採決いたします。

本案原案について賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時53分）

再 開（午後4時32分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程の追加についておはかりいたします。

只今、経済建設常任委員長より閉会中の所管事務の調査について申し入れがあります。

これを日程に追加することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第3 閉会中の所管事務の調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

経済建設常任委員長から所管事務の調査につきお手元に配布いたしました申し出書のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

経済建設常任委員長からの申し出書のとおり閉会中の所管事務調査をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員長からの申し出書のとおり閉会中の所管事務調査をことに決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 4 時34分)

再 開 (午後 4 時52分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第1号 沖縄の振興開発に関する要請決議が提出されていますので、この際これを日程に追加いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第4 決議案第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第1号 沖縄の振興開発に関する要請決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さんでした。

散 会 (午後 4 時54分)

第1回大宜味村議会定例会会議録

(第15号) 昭和56年3月31日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和56年3月31日 午前10時00分)

閉 会 (昭和56年3月31日 午後6時42分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	14番議員 親 川 富 二 君
7番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

13番議員 平 良 嘉 清 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 根路銘 安 昌 君 総務課長 崎 山 勝 正 君
助 役 新 城 繁 正 君 経済課長 仲 村 順 三 君
教 育 長 宮 城 松 一 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第15号）

日程第1 議案第23号 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算

日程第2 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時14分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
議案第23号を議題といたします。
村長の提案理由の説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 会期最終日にあたりましてこの補正予算を提案いたしますのは、まことに申し訳ないわけですが、昨日遅くから地方課から財政対策債の割り当てが7,600千円あるが、その受け入れについて照会があったわけでございます。それで本村といたしましても財政の厳しい財政状態でございますのでこれを受け入れようと思ひまして、この補正予算を提案いたしているわけでございます。

- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時17分）

再 開（午前10時38分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第23号の質疑に入ります。
発言を許します。
質疑ありませんか。
おはかりいたします。
これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時39分）

再 開（午前10時40分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第23号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第23号、昭和55年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時41分)

再 開 (午前10時49分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより一般質問を行ないます。

通告順により質問を許します。

◇スクールバスについて

○ 10番(前田貞四郎君) 大宜味中学のスクールバスについてお伺いします。

去った中学の卒業式に行った時にPTA新聞海染の3号をもらったのでありますが、その中にありがとうスクールバスのおじさんという題で渡久地清子さんの作文ですが、一便が早く出るためにスクールバスに乗り遅れて普通バスで登校する人が出て来ました。また、スクールバスの時間が早過ぎるからという理由でわざとスクールバスを利用せずに、普通バスや隣近所の車を利用する人もいました。最後の方に、私は今後の希望としてみんなが登下校の時にスクールバスを利用するとともにとありますが、これから見ますと、先ずスクールバスを利用していない生徒がおるやに考えられますが、そういう生徒がおられますか。おるとすれば何人ぐらいですか。

○ 教育長(宮城松一君) 現在、早便と遅便がございまして、大宜味校区が早便になっております。そして6か月毎に交替しております。現在大宜味校区が早便になっている関係で、大兼久出身の生徒の中にスクールバス以外の車を利用している生徒がおります。理由は早過ぎるということのようですが、殆んど自家用車を利用しておりますが、自家用車は名護に通勤の父兄並びに親せきの通勤車に便乗している者、それから毎朝名護まで買い物に出る鮮漁店の車を利用しているのが多いようであります。大宜味校区29名おりますが10名内外が殆んどそういうふうな車を利用しているということを学校から報告を受けております。しかし夏

になると日の出も早くなりますので、出来るだけスクールバスを利用するように督促したいと考えております。

○ 10番（前田貞四郎君） 2回運行するという事はどうしても時間を早くせざるを得なくなる。それは生徒や父兄に大きな負担をかけるということになるのではないかと思います。角度を変えて言いますと、中学校の統合によって生徒や父兄に大きな負担を背負わせたということになっているのではないかと思うわけです。中学統合のメリットを出すためにも、この負担を取り除くためにも、また、営業バスや他の車を利用するという事は生徒の非行につながる素にもなるのではないかと思われるわけですが、そういう面から考えますと大型バスに切り替えて1回運行することが好ましいのではないかと思うわけですがどうお考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） 通学バスの購入の際に大型か中型かという話があったわけですが、結局は謝名城から田嘉里に抜ける所の道路の整備が大型バスでは無理だということで中型バスに変えたわけです。中型に切り替えてもまだ田嘉里から謝名城間の道路が狭い関係で、運転手が安心して運転が出来ないということで今浜回りをさせているわけです。今すぐバスを切り替えるということは道路事情からして無理でないかと、4、5年するとこれを切り替えなければいけないと思いますので、その際に生徒数の問題或いは道路事情がそれまでに整備されるかどうか、そういう点を勘案してその時に大型バスか現在の中型バスかにやっぴきたいと、今すぐ切り替えるということは折角買った車でありますので、しばらくは現在のまま続けていって、次の買い替えの時に検討したいと考えています。

○ 10番（前田貞四郎君） 話は先に戻しますが、スクールバスを利用しない生徒達にどういうふうにご利用させる指導をする考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） その件につきまして校長にも是非利用するように指導してくれということはお申し出ております。それから始業の時間を少しずらすことは出来ないかと申し入れしましたら、中学としては今のところ日課表を変える考えはないということなんです。それから上本部小学校も統合されてバス通学をさせていますが、遠い所でバスの発車が7時15分のようなのです。

だから中学生にして7時12、13分の間というのはそう大した負担でないのではないかと、そしてしばらくするというとそれに慣れて来るのではないかということをお申すので返事がございます。こういうふうなことが問題になっておりますので、スクールバスを利用するようにの指導をしっかりとやっていただきたいということをお申すので中学校に強く申し上げております。

○ 10番（前田貞四郎君） 生徒だけの指導よりも父兄の指導が先ではないかと思いますがどうですか。

○ **教育長（宮城松一君）** ご指摘のとおり、ご父兄の協力も得なければいけないと考えます。今後、父兄の方にも協力を呼びかけていきたいと考えております。

◇大宜味中学校体育館建設について

○ **3番（山城宗喜君）** 新設大宜味中学校は昭和55年4月1日に開校しましたが、体育館がないために体育授業の面に多大な支障を来たしたことと思います。そこで早急に体育館建設の実現を強く要望されて来ておりますことはご理解のことと思います。幸いに56年度の予算に建設工事の予算が計上されております。そこで待望の建設の実現を見ることが出来たことは意を強くする者であります。そこでこの体育館の完成時期の見通しについてお伺いいたします。

○ **教育長（宮城松一君）** ご指摘のように1か年間体育授業に支障を来たしたことは残念に思っております。そこで委員会としても事業の大きな目玉はこの体育館の工事でございます。一応予算を計上としてみましたら村長も理解をしていただいて、今度こそは是非造ってあげようということでやっておりますが、委員会の計画としましては完成の目処は2月末にしようということを考えております。そして今の在校生にも少しでも体育授業が出来て、そして卒業式を体育館で終らそうという目処で現在話し合っております。

○ **3番（山城宗喜君）** 昭和55年3月議会の一般質問において体育館建設までの間小学校の体育館を適宜に使用出来る方法を講じる必要があるのではないかと質問したのに対して、教育長はこの件については各小学校の校長に話して、各小学校の児童に支障のない限り体育館を使用させていただきたいと申し上げておりますのでという答弁でありましたが、昭和55年4月1日から現在までの間において教育長がおっしゃった趣旨に基づいて小学校の体育館が使用されたかどうか。

その状況についてお伺いいたします。

○ **教育長（宮城松一君）** 毎年7月始めに国頭郡中体連球技大会がございまして、それに向けて各小学校長に出来るだけ小学校の体育授業に支障のない限り中学校の生徒に体育館を使用させてくれとお願い申し上げましたら、小学校長達も小学校の授業に支障のない限り体育館を使用させましょうということで、体育館を利用したのは塩屋の小学校、大宜味小学校、喜如嘉小学校の3校がバレー、バスケットの練習に使用させていただきました。その後は運動場が整備されましたので晴天の日は運動場で、そして雨天の場合はあっちこっちの体育館を使用することもあります。殆んど9月以降は小学校の体育館は現在まで使用していないことです。

○ **3番（山城宗喜君）** 中学校としての体育教育の上に十分これで空白を補うことが出来たかどうか。

○ 教育長（宮城松一君） 各小学校の行事がある場合には使用しないで下さいとかいう連絡がありますので、そういうことで使いたくても使えない日がありますので中学校の生徒が十分使えたとは考えられない。

○ 3番（山城宗喜君） 只今の答弁で使いたいが小学校の行事とかち合って使えなかったと、結局これは体育教育にこれだけ支障があったと、私が考えます場合に、中学校の体育教育は高校に進学するであろう体育教育の基本を勉強する重大な教育の意義を持つ体育館であると高い見地からこれを見ているわけであります。今度卒業した子供達は本当に気の毒であったと言わざるを得ない。こういうことを考えますと教育の責任者としてもっと教育の重大さということはひとつの教育も逃すことは出来ない。歴史も教育であれば体育教育も同じ教育であるという見地から更に真剣に、そして1か年間生徒には気の毒であったという感じを持つべきではなかろうかと思うわけです。

もう1点は、只今この体育館は予算はもらったが来年の2月にしか落成しない、出来上がっても1か月ぐらいであり、今度卒業した生徒と同じようなあとを踏む。そして更に私は教育長留意してもらいたいことは体育教育に対する意義を十二分に胸に秘めて、そして今回みたいな使い方が十分に使えなかったという例もあるものですから、この点考慮して教育行政措置を採る必要があると思いますがいかがですか。

○ 教育長（宮城松一君） 本当に今度卒業した生徒、それから在校生の方にも今度の卒業式の中でも施設の不備で大変不自由をかけて申し訳ないということは私の方から申し上げております。その他にまた夏の中体連に向けて去年と同じようなことが繰り返えられることだと思います。その件を各小学校長にお願いして出来るだけ中学校の生徒に今度まで何とか便宜を与えていただきたいということを申し上げて、その点を十分考慮していきたいと考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時12分）

再 開（午前11時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇第2山原畜産基地事業について

○ 9番（松島重克君） 第2山原畜産基地事業の内容についてお伺いしたいと思えます。

○ 村長（根路銘安昌君） 畜産基地事業は県が農林大臣に申請しまして、そして農用地開発公団が事業実施するというふうなことになっているわけでございます。

事業内容といたしましては、東村、国頭村、本村の3村にまたがっているわけございま

す。3村で概ね340ヘクタールの土地の中から概ね160ヘクタールの農用地を造成するという
ことでございます。そのように造成をいたしまして牛で2,182頭の飼育の計画、豚で2,868頭
の飼育の計画になっているわけでございます。その中で本村が予定している面積が88ヘク
タールで予定されております。その中で本村の計画が牛で1,102頭、豚で1,787頭の計画がさ
れているわけでございます。

本村の場合は場所としまして山地開発農場を中心として計画されているわけでございます。
その他に隣接する所が29ヘクタール、山地開発農場が59ヘクタール予定されております。特
に本村に予定しておりますのは山地開発農場が主体でございます。そしてその経営体は県の
経済連の畜産センターとして経営したいということでございます。

現在の状況を申し上げますと、東、国頭の予定地は55年で調査が済んでいるようでござい
ますが、本村の場合は56年で調査をするというふうなことになっているわけでございます。
それで今山地開発農場につきましては所有者の大嶺から譲り受ける相談をしているようでご
ざいますが、まだ現在のところ相談がうまくいってないようでございます。

村といたしましての推進計画ということのようですが、特別の計画というのはございませ
んが、この事業に協力していくというふうなことでこの事業の推進に当たりたいと思ってい
るわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 只今のお話を聞きますとかなり大規模な事業のようではありますが、
56年は調査と、そうしますと57年度58年度で事業は計画どおり終るということになろうかと
思うんですが、そういうことでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 農用地開発公団、更に農林大臣の方針といたしましても概ね3
年で終る予定にしております。それで本村の場合は56年に調査いたしまして、それがうまく
いきますと57年から着工ということになると思います。そうしますと57年58年で事業終ると
いうことになると思います。

○ 9番（松島重克君） この事業の計画の中で本村に関係のある土地は山地開発農場を中
心ということになります。それで足りない分は村有地の提供ということになろうかと思っ
たりしていますが、今までの話からいきますと事業体は経済連ということのようではありますが、
そういたしますと村といたしましては山地開発農場で足りない土地の提供は当然考えら
れるわけですが、その他にこの事業とのかかわりはどういふようになるのか。分かる範囲で
ご説明お願いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） はっきりした面積ではないんですが、あくまでも実施について
の調査計画をすることによってはっきりした面積が出ると思うんですが、その周辺の土地も
経済連の事業に協力したいと思っているわけでございます。

この事業は県の経済連が行うわけでございます。それでその周辺の約29ヘクタールはこの事業に協力しまして、最終的な面積はそれだけでなくして更に現地の調査はしなければいかんと思うわけです。

それにつきまして経済連の計画を見てみますと、そこで繁殖をさせまして農家に預託をさせて更にそこに戻して肥育するというので、農家との生産飼育の連携を取りながらやっていくということでございまして、これを造ることにおいて畜産の振興にも随分寄与するのではないかと考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） 先程の質疑は、土地の提供はおっしゃっておられるので分かるわけですが、土地の提供以外にこの事業と村のかかわりについてお伺いしたわけですが、今の答弁は私の聞いているものと違った答えが出ているわけですが、何故こういうことをお聞きするかと言いますと56年度の所信表明の中で農村総合整備モデル事業で畜産のふん尿処理施設の整備をはかるとともに第2山原畜産基地事業を推進し、ということがあるものですから私はてっきり補助事業で村がされるんじゃないかと思って聞いていたんですが、どうも事業主体は経済連と、しかし事業を推進しというようなことでありますので土地以外にも村がかかわりを持って、この事業の推進のためにかかなりの役割りを果たすのではないかと考えてお聞きしているんです。土地以外にはかかわりはないわけですか。土地の提供以外には。

○ 村長（根路銘安昌君） 所信表明で申し上げましたのはモデル事業でやるふん尿処理、それから第2山原畜産基地を推進していくということでして、この事業は市町村の承諾がなければ出来ないわけでございますので、その事業が推進出来るように市町村としましても対応していくというふうなことで推進ということ、更に土地の問題も、村有地もそれに加えていくというふうな考え方でこの事業を推進していきたいということでございます。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時54分）

再 開（午後1時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇喜如嘉地区土地改良組合の解散について

○ 2番（平良真光君） 土地改良事業の完了によって組合の解散に伴う村の対応についてでございますが、この件につきましては既に土地改良組合の理事長から村に対して解散後は国や県の見るべきものの外についての維持管理については引き継いでもらえないかという要請がなされていると聞いておりますが、あったかどうか。

○ 助役（新城繁正君） 担当課長がまだ来てないので文書でこういう申し出があったかどうかにつきましては良く存知ませんが、現段階において正式な申し入れはございませ

ん。ただし、理事長がみえまして、勿論総会の決議によらなければいかんけれどもそういうこと予想されますので一応予告しますというような話がありました。これは口頭でございます。

○ 2番（平良真光君） 口頭では申し入れはあったということになるわけですね。

○ 助役（新城繁正君） そのとおりでございます。

○ 2番（平良真光君） そういたしますと、去った理事会の場で理事長は村長は留守だったがその件は助役に伝えたということで、助役の話では村長に十分お話しするということを報告していましたが、そういたしますとそれについて検討もなされていると思いますがその対応についてはどのような考えをお持ちですか。

○ 助役（新城繁正君） その時の予告は、ただこういうことになるかも分かりませんので一応は心得ておいて下さいというような程度の話でございましたので、私は土地改良法というのも十分勉強しておりませんし、早速これを見たわけでございますが、勿論それには総会の議決が必要だということと知事に対する届出もやらなければいかんと、告示しなければ解散出来ないということになっておりまして時間的にも問題あるかとそれから確かに土地改良区が解散しますと土地改良区域内に国や県が管理するとかそれ以外のものが村の管理になるかどうか検討しなければいかんということで、これは急ぐんですかと念を押したらそういうことではありませんということで、現在のところ村長にもこの質問通告が出た時にこういう予告がありましたと、正式な文書ではありませんが一応そういう話がありましたということで申し上げているわけなんです、具体的には担当課ともまだ解散についての具体的な対応策はまだ検討されておられません。

○ 2番（平良真光君） 検討されてないということですが、しかし、これにつきましては、私の記憶では2年か3年前に議会でそれを聞いたわけです。それで十分検討していただいているものと思うわけですが、ある程度の方針もお決まりでないかということで私も聞いているわけですが、最初の計画では20か年でこの組合の整理をしてやるという計画の基に進めて来たわけですが、53年度の総会でも20年というば子や孫までもかかるということで、これを56年の3月までは整理しようと、解散に向けて整理しようということで、今度の総会は解散に向けての総会ということになるろうかと思うんです。そういたしますと確かに早くなるのではないかと予測されるわけです。そういたしますとこれからも組合の方々もそれにつきまして確かにこういうことも村に要請していかれるのではないかとと思われるわけです。そういうことを考えた場合、ある程度の返事が村としても出来るようなところまでは検討されてもらいたいということを私は感じるわけですが、そういうことについてはどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 土地改良組合の解散によって村の対応ということでございます

が、これはあくまでも土地改良組合が法人であるということをご理解願いたいと思います。

確かに土地改良法に基づいて負債とか償還金が済んでいるかというふうなものの条件が満たされれば土地改良組合の総会でもって議決して知事の認可を受けて解散するという事になっているわけです。その場合においてどのような施設をどうするかということは組合が案を粘って村に相談に来なければいかんわけです。解散したから村は取れと言っても取れるものではないわけです。ですからこの施設に対しては法人の施設であるということで、その法人が解散した場合にこの法人が施設したところの施設をどう処理していくかということは、組合自らが検討して村と協議してそれを決めていかなければいかんわけです。でありますので、その手続きが来ないと村としても対処が出来ないわけです。

○ 2番（平良真光君） その手続きを踏んで要請が出された場合はそれを受けて十分対処されるお考えはお持ちですね。

○ 村長（根路銘安昌君） 土地改良組合から相談のあった場合、当然相談に応じて両方の話し合いを進めていかなければいかんと思っています。

◇山原第2畜産基地について

○ 10番（前田貞四郎君） 牛が1,102頭、豚が1,787頭飼育されるとなりますと相当の人員が必要になると思います。

そこで村有地を29ヘクタール提供される時に雇用拡大の面からそのこの傭人は村出身を採用させるような条件を付けて払い下げする考えはないか。

もう1点は、山原第3畜産基地の構想はないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 山原第2畜産事業で開発事業団が開発事業行うわけなんです、事業行って後の利用というのは経済連の方で畜産センターを建設してやるということなんです。それで経済連の方からの申し出に対しましては貸地にしてくれという話し合いでございます。

更に、それが実現された場合はそこで働く人達は特殊な技術とかは別にして村内の人を充ててくれと話し合いの段階ですが、それは村内の人をやるということになっております。

それから第3山原基地の構想でございますが、これは県としてあるかどうか現在私共分かりません。

○ 10番（前田貞四郎君） もしその計画が県にあれば村として誘致する考えはあるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 第3基地の構想についてまだ聞いてないわけなんです、用地とかはたしてそれ相当の面積があるかどうか問題であるわけです。現在のところそれについては別に考えておりません。

◇区長委託料について

○ 7番（山川正行君） 区長選出の度毎にどこかの部落で必ずと言っていい程難航しているようですが、これにはいろいろな原因もありましょうが、先ず報酬が低いというのが最も大きな原因のようです。現在の委託料の算出方法も少し変えるべきでないかと思うわけです。それが1点と、今年は4%の引き上げのようですが、それにしても低いようにあります。更に大幅な引き上げも必要と思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 事務委託者の選出に困っておられるようですが、私共事務委託者に聞いてみますと村の事務委託だけであるならば別に村からの委託料はそう問題ないというふうな事務委託者の方々の意見であるわけであります。その他の仕事が多くて困るということのようであります。私共といたしましては特別これを大幅に改革するという事は考えておりませんが、一般的に給与とか上がる率に応じて毎年上げていきたいという考えを持っているわけでございます。

○ 7番（山川正行君） 事務委託だけなら別に問題ないということですが区長の仕事というのは事務委託量からするとさほど問題ないと、例えばあまり難儀するといった計算になるでしょうが、それにしても拘束される時間、それに区長という職名にかかわる交際費というのも出て来るわけです。それに部落の仕事もやっているわけですがその点につきましては部落でもある程度負担しております。ところが両村、つまりいろんな人件費については北部3村同じような形、取り扱いの形にしていると思うんですが、両村を比較してみますと委託料は65%にしかならないわけです。両村も同じ委託でありながら65%しかないということは低いということにならないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 事務委託はやや似ていると思います。確かに隣村との差はございます。しかし、何故そのような大幅に上げなければいかんかということ私共理解出来ないわけです。

これは更に部落におきまして事務委託者の仕事に対しまして協力をして負担を軽減していくと、いわゆる労働的な精神的な負担を軽くしていくというふうな一般的な協力も必要ではなかろうかと思うわけでございます。でありますので現在のところ大幅にこれを上げるといふ考えを持っておりません。

○ 7番（山川正行君） この委託料の算出の方法なんですが、本村の場合は低い部落と高い部落とでは大分差があるわけですね。半分ぐらいの差があるわけです。ところが両村を見てもみますと殆んどならされているわけです。それについてどうしてそういう算出をしたのかと聞いてみますと、区長という職名にかかわる交際費、拘束時間を含めての生活給を含めて一律にこういうふうになっているんだと、東のものを例に申し上げますと、低い部落が

104,000円、高い部落が114,000円、国頭の場合は一律に100,000円に一番高い辺土名が102,000円です。こういうふうにならされているわけです。本村の場合は55,000円と107,000円というように非常に差があるわけです。その辺も含めて是非改正の必要があると思うんですがどうですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** これは非常に難しい問題でございます。現在の率を作りました時もいろんな問題がございまして一律とか戸数とかをにらんだところのものが必要であるというわけで、これは随分前に作りまして確か一律に40,000円でしたか、その後に戸数ということでやって来たわけですが、大きい所から言わせるとそれは困るということで、この件は事務委託者の会合でも何回か検討していただきまして現在のとおりにやっているわけでございます。ですから今のところ改革は考えてないわけですが、事務委託者の皆さんのこれは随分前の話でございますので更に意見等を聞きましてこれから検討していきたいと思っております。

○ **7番（山川正行君）** 先程、事務委託の内容からしてさほど問題ないというご答弁でございましたが、村の平均給が68,094円で、国頭の場合は102,950円、東の場合が106,250円、同じ事務委託内容でありながらこんなに差があるわけなんです。これはさほど問題にならんということにはならんと思うんですが、やはり額の問題を考慮してもらわなければいかないと思うんですが、やはり一挙に近づけるということは財政上問題があることでしょうか。本村の場合は人口数にしては部落数が多過ぎるということも含めて考えた場合に一挙に上げるということも問題があるかと思うわけですが、序々に近づける方向は必要でないかと思うわけですがどうですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 近づけるということは現在のところ考えておりませんが、国頭や東だけでなくして事務委託そのものの在り方というそのものも他県にはないことでございまして、沖縄だけの特殊なものでございまして非常に問題の多いものでございます。そのように事務委託費に村費というのが沢山講じられていいものかどうかということもあるわけなんです。でありますのでこれは慎重に検討しなければいかな問題であります。近づけるというよりも今度の場合あたりなんかは予算措置上問題であるわけですし、この問題につきましては他のものと対応して上げていこうという考えを持っているわけですが、大幅な上げ方というのは再三申し上げますが考えておりません。

○ **7番（山川正行君）** 現在の事務委託の内容からして現在の委託料はそれにふさわしいものであるとお考えですか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 事務委託に対しましてはそれ相当のものだというふうに考えております。

○ 7番（山川正行君） 区長の選出が非常に難航しているということは、部落の行事とかは朝と晩でやれるわけですね。委託事務とかいう場合には殆んど昼間でやられるわけです。部落の仕事というのは専従でなくても出来るわけですが、委託事務があるからこそ区長というものは専従されるし、専従している部落もあれば専従してない部落もあるわけですが、この委託事務が十分であるということであれば区長選出も難航するはずはないと思うんですが、だからいろんな難かしい調査事務等が委託事務の中にありますし、そのような面倒な仕事にはそれなりのものがあるべきだという区長の声なんですけど、そしてそういった面で現在事務委託の内容は国頭も東もそういう意味でそういう上げ方をしているという説明なんですけど、そういう点で村長がそれで十分だと思うならば区長会の意見を先ずお聞きになってみたらどうですか。区長会の意見を聞いてこれで十分かどうかということをお確かめになっていますか。私はあっちこっち回って聞いているものですからそれを言っているわけです。

村長が十分だというならば区長会の意見をお聞きになってからお考えになってはどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは去年は聞いてないんですが一昨年は聞いております。更に今度の事務委託契約が4月1日にあるわけなんですけど、その時点におきましても皆さんの意見は一応聞いてみたいと思います。

◇新沖縄林業特別対策事業の地域指定について

○ 8番（崎山喜弘君） この件につきましては去る12月議会でもご質問いたしましたが、地域指定を受けるために要請をしているとのご答弁でしたが、指定を受けるためには事業計画がなされなければならないと思いますが、この指定を受けるための事業計画が策定されているかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは予算の説明の中でもあったかと思うわけなんですけど、この指定を受けるための計画を56年でやろうということでございます。ですからこれから地域指定を受けるための調査、或いは計画が56年でなされるということございまして、その中でその他の問題が出て来ると思います。

○ 8番（崎山喜弘君） 要請の時点で計画書などの添付などはなかったわけですか。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業の指定を受けるために今議会で基礎調査のための予算をお願いしてありますが、56年度で基礎調査を実施しまして基礎調査の中でどういう事業を乗せるという計画を作るわけです。要請の段階で計画はあったかということなんですけど、この森林構には4つの柱からなっておりまして、山村林業構造改善事業、地区林業構造改善事業、広域林業構造改善事業、林業構造改善特別対策事業となっております。この内のどれが該当するかということも詰めていかなければ分からないので事業計画の策定というのは

56年の年度内でやるということ、要請の段階でそういうふうな要請はなされております。

○ 8番(岐山喜弘君) 要請はなされているようですが、その地域指定を受ける前に森林組合を設立すべきであるのか。それとも指定を受けて組合を設立した方がいいのか。

○ 経済課長(仲村順三君) 事業主体は何処になるかということが事業をやる場合は問題になってくるわけです。

当然、地域指定を受ける前にそういうふうな受け皿を決めなければいけないので、指定申請前までには出来れば森林組合等があればなお事業等を実施していく上でスムーズに行くのではないかと思います。

○ 8番(岐山喜弘君) やはり森林組合を指定を受ける前に設立した方がいいのではないかと、いうふうに受け取られますが、そのためには村としても組合設立のために積極的に指導する考えはお持ちですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 事業主体というのが森林組合とか、或いは森林組合連合会とか、山を持っている人達の協議会とかが事業主体になれるというふうなことになるわけですので、この事業の計画を進めながら事業実施に向けてそのような団体もはっきりしていかなければいかんということになるわけですので、その事業実施までは村といたしましても事業主体者をはっきりするように、この計画策定の段階においてははっきりしなければいかんと思います。

○ 8番(岐山喜弘君) 村としてはいろいろお考えがあると思いますが、本年度は基礎調査をしたいというお考えのようですが、どういう面に重点を置いて基礎調査をなされるのか。

○ 経済課長(仲村順三君) 基礎調査というのは林業にかかわる全てのことについて、村内で可能なもの、この事業に該当するものの中から森林業者、或いはこういうふうな団体等が出来ればその中で決めて来るので、今のところどういうものを重点的に基礎調査するというふうなことは決めておりません。

◇根路銘砂防指定地域下流の整備について

○ 5番(平良 実君) この問題につきましては51年の6月と54年の12月定例会において、村長は早く整備出来るよう関係機関と折衝されることとありましたが、現在まで何の通知もないために部落としてはどう対処していいのか迷っている現状であります。現在まで折衝された結果をお伺いいたします。

○ 村長(根路銘安昌君) これは根路銘の河川の整備と理解して説明申し上げます。

この件については数年来から要請をしていたわけでございまして、これは前にも計画があつて県の計画を政府まで持っていったが政府からやり直してこいというわけで、そういうふうな経緯があるわけです。それで県からの情報を聞いてみますと、56年度の予算に入って

いると、56年度から整備の計画であるということでございます。これは1年では出来そうにないと、56年57年にかけて整備する考えのようでございます。設計等につきましては新年度に入ってから設計の発注をするというような県の考えのようでございます。

○ 5番（平良 実君） 新年度になりますと部落に連絡があるかと思いますが、これは出来るんでしたら早目に連絡やっていただきたいと、と申しますのは部落として用地の件に十分部落民を納得させなければいかんだろうし対応策も講じなければいかんだろうと思しますのでそういうふうな通知がございましたら早目に連絡するお考えがありますかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは正式に来るかどうか、これはこちらから問い合わせているわけですし、今のところ設計とかかれこれは県事業はなかなか村に来ないわけです。県から設計調査の委託されて私共一番心配するのは、現状のままで改良であるならばそう心配ないわけだが、潰地の伴う改良の場合にその地主の承諾が受けられるかが心配であるわけです。その件につきまして区長にも申し上げて部落としても積極的にそれに協力してもらおうように申し上げたいと思います。

◇大宜味村と東村の境界農道潰地の補償処理について

○ 3番（山城宗喜君） この質問につきましては、他の議案審議で理解しておりますので取り下げします。

◇ハブ駆除対策について

○ 6番（福地善雄君） 3月21日喜如嘉公民館においてハブ駆除対策について講演会がありました。これを早急に協議会を結成してハブの対策事業をなささいという話がありましたが、村にはこのような話があったかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 3月21日に喜如嘉公民館においてハブ対策の講演会があったということは私共分っています。

これは公衆衛生協会が主催いたしまして講演会をやっているわけでございます。公民館においての話の内容は分っておりませんが、こちらにおいても講師の先生方が休んでいかれておりますので、村を經由いたしまして講演会を持っているわけでございます。先程申し上げましたように話の内容は十分理解しておりませんが、ハブの生態などを話されたのではないかと思います。それでその件で私共は良く研究されております公衆衛生協会、或いは公害研究所の方々と話し合いしながらどういうふうにやったらいいかということを検討してくれというふうに本村の関係職員には言っているわけです。

○ 6番（福地善雄君） この人達の話では、これからハブの出るシーズンにもなりますので喜如嘉からでもいいから早く結成なささいと県公害研究所長の吉田朝啓先生、県公衆衛生協会教育課長辺土名朝祐先生からもご指導助言があったわけです。補獲器も20個ぐらい貸す

から喜如嘉からでも手をつけて、そして村としてもやっていただけないかという話がありましたので村として今後このような対策を持たれる考えはないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先生方がどう言ったということは別に聞いておりませんが、関係職員に先生方の意見も十分聞きながら検討してくれということはあるわけですか。

○ 議長（玉城一昌君） 5 番退場。（午後 1 時58分）
暫時休憩いたします。

休 憩（午後 1 時58分）

再 開（午後 2 時10分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇塩屋中山一帯の開発について

○ 9 番（松島重克君） 塩屋の通称中山と言われていて周辺の開発計画があるようですが、この開発計画の内容についてお尋ねいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 中山一帯の農用地開発事業の内容でございますがこれは念釜から中山、塩屋上原地域にかけて200ヘクタールぐらい県営事業に乗せようということで計画を進めておりますが、内容としましては畑地かんがい、農地造成、農道排水の整備、区画整備という内容です。

○ 9 番（松島重克君） この計画につきましては部落と話し合いなされているわけですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 部落と正式な会合は持っておりませんが、こういう計画を進めているということで区長には部落役員会等で話し合いしてみませんかということは2、3度お願いしてあります。

○ 9 番（松島重克君） 部落としてはどういう話し合いを持たれているわけですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 部落で話し合いやったかどうか聞いておりませんが、部落での話し合い事項については報告受けておりません。

○ 9 番（松島重克君） そういたしますとこの開発計画は部落と関係なく村独自の計画ということになりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 村独自の計画というよりも、前に農業関係の地盤或いは施設整備調査を各部落でやりたいものは全部上げてくれと調査を依頼したことがあります。その中で農道整備の希望がその一帯に出て来たわけです。それで農道事業に乗せるのであればその地域の農用地面積がいくらあるかというふうなヒヤリングの段階でそういう条件が入れられて来るので、どうしても農用地開発しなければ農道は取り付け出来ないということに立って、村としましてそういう開発事業に乗せて農道整備も含めた総合的な整備がいいのではないかとということで、今のところ村の計画として進めています。

○ 9番(松島重克君) 村の独自の計画のようではありますが、折角計画をお立てになったが地主の意向を打診されておらなければこの計画を進めるに当って支障はないか。

○ 経済課長(仲村順三君) 勿論、関係地主の同意が得られなければこの事業に乗せることが出来ませんので、一番肝心なことだと思います。

○ 9番(松島重克君) そういうことから考えますと、計画をお立てになる前に関係地主の意向を打診しておく方がむだがないのではないかと思うわけですがね。計画をお立てになってから地主の意向を打診した場合にどうなるか分かりませんが、仮に地主が賛成しなかったということになりますとこの計画はどうなりますか。

○ 経済課長(仲村順三君) 私共としては地主をチェックして面積等の調査をしているわけですが、地主が出て来れば地主と会合を持っていく考えですが、当然、地主の同意が得られなければ事業は乗せられないということになります。

○ 9番(松島重克君) この一帯には塩屋の部落有地が約6万坪あるわけです。当然、この6万坪につきましてもこの計画の中に含まれているものと思いますが、これはご在知であるわけですね。

○ 経済課長(仲村順三君) そのとおり部落有地も含まれております。

○ 9番(松島重克君) そうしますと当然この部落有地の取り扱いということになるわけですが、ご承知のように部落有地というものは部落民全員の財産であると、又、部落におられない方々もこの財産に対する権利をお持ちなんです。非常に取り扱いの難しい土地なんです。

そこで現在塩屋におきましてはこの約6万坪の土地を処分しようというような声が出ているんです。そして処分に対する各班の意向をまとめたものを部落で検討しようということで、現在各班の意向がまとまりつつあると思うんですが、大体の意向としては処分しようという形になっております。仮にこういうような動きがあるということが出た場合にこの計画の遂行に支障はございませんか。

○ 経済課長(仲村順三君) 部落有地の処分の話が出たということですが、もし処分した場合に、処分計画年度と買い受ける人が農業を目的に買い受ける場合だったら何等支障ないと思います。他の目的で土地を求めた場合には支障を来してくるのではないかと思います。

○ 9番(松島重克君) 処分をすべきだという意見がかなり出まして、それに向かって部落当局が各班の意向を打診しているということでもありますので、具体的に農業をしている人に譲るのか、或いはその他の人に譲るのかということまでは分からないわけです。そして地元の人に譲るのか村外の人に譲るのかも分からないわけです。これははっきり処分しようということになった時点でそういうものも出て来ると思うんですが、現在部落ではそういう状

況になっているわけです。そうしますとやはり先も出ておりますように、この計画については早目に部落との話し合いを持たれて、部落の実情を当局は十分掌握すべきではないか。塩屋の現状としては大体処分に向って歩み出そうとしているのが現状でありますので、そういうことで感じているわけですが、ところで最後に聞いておきたいことは、村はそういう計画をされている、部落は所有権のある約6万坪の土地を処分するに当って、村は計画もあるし、管理権は村長が持っておられるということで部落の処分に対して当局としては何等かの規制がされる考えはないかどうかお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 部落有地の処分につきましては法的な面十分検討してないわけですが、この事業に協力してもらおうような方向で処分していただきたいということは部落にも申し入れしたいと思っているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 仮に部落にそういう協力方を申し入れられましても部落民全部の共有物でありますので、部落民多数の意向によってどういう形で処分するということになるかと思うんです。そういたしますと管理権を持つ村長としては規制する力があるのかないのかをお伺いしておかないと、地元ではこれからの部落有地処分のことにかなりの問題があるということで、これをお伺いしておきたいわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにこの土地は部落有地で管理者大宜味村長の土地でなかろうかと思っているわけです。

所有者は実質的に部落ということになるわけですし、管理者が村長ということになっているわけです。この管理者が処分に口ばしを入れることが出来るかということでございますが、私共まだ法的な面研究しておりません。先程申し上げましたようにそれに協力をしていただきたいというふうにお願いをしなければいかんということをお願いしたわけでございます。それでこの事業もすぐやるということではございませんので、管理権が制限をつけることが出来るかどうかということにつきましては更に勉強させていただきたいと思っております。

○ 9番（松島重克君） 過去において塩屋部落がこの土地を処分しようということで9分どおり事を進めたことがあったわけです。7、8年ぐらいになりますか島田賢明さんの区長時代にもう1歩というところまで処分という計画が進んでいたわけですが、もう1歩というところで折しまして、要因は私もどういうことか分からないんですが、その以前では部落から正式な手続きが出るならば何時でも部落に返しますと、管理権を解くと、過去においてそういうことがあったわけですが、今お聞きしますと検討しなければ分らんということなんですが記憶にございませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 別に部落からその申し入れに対しまして、こちらで今までの手続き上において拒否したということとはございません。今まで部落有地を処分する場合に私か

ら部落に要求いたしておりますのは、管理者としても責任を持たなければいかんし、部落民がこういうふう処分に処分しますというふうな代議員会の決議か或いは部落住民の同意書があれば管理者としては所有権者の意思がそういうことであると判断して、その方向で処分に応じましょうということをやっているわけでございます。

◇沿岸漁業の育成について

○ 2番（平良真光君） 沿岸漁業は沖縄漁業の主役であり今後沿岸漁業及び栽培漁業等、特にモズク養殖業を推進するには漁場保全対策が迫られるが、これには赤土流出防止対策が重大だと思う。村としてこの対策に取り組むお考えがあるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 沿岸漁業の育成につきましては現在の沖縄の現状からしまして大事なことだと思っているわけです。

おっしゃるとおり漁場保全対策というのも育成上必要であるかと思うわけです。

赤土の流出防止対策ということでございますが、これにつきましては慎重にやらなければいかんということございまして、プラス面、マイナス面いろいろ考えられるわけでございます。それで現在どう対策するということは持っておりません。これから隣接村にもそのような制度もっている所ございまして、その他の所も調査しまして研究したいと思っているわけでございます。

○ 2番（平良真光君） 去年の6月に山川議員から質疑がありまして、その中で村長は条例制定に当っては作る方向で検討してみたいということであったが、それから時間も経過しておりますので検討なされていると思いますがその進行状況をお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにそういうように考えていたわけですが、更に調査しながらそれに対処していきたいと思っているわけですし、今のところははっきり作ることも作らんとも言えない状態です。

○ 2番（平良真光君） 今のところは作る意思はないということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 作る必要がないということでもなくして、これから更に検討しましてやるわけでございますので、はっきり作ることも言えないし作らんとも言えないということです。

○ 2番（平良真光君） これからもっと検討したいということのようですが、これを検討するに当たって大分時間がかかるのか。かかるとすればどの程度の時間を必要とするか。

○ 村長（根路銘安昌君） これはいくらの時間をかけてやるということは申し上げかねます。

◇役場周辺の美化について

○ 10番（前田貞四郎君） 住み良い村をつくるためには環境美化が最も第1条件だと思ひ

ますが、役場後方の土地を購入するなり借地するなりして環境の美化を図る考えはないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今のところどうやるというはっきりした考えは持っておりませんが、その必要性はあると思います。

○ 10番（前田貞四郎君） 必要性は感じておられるんですから早急に計画して実施すべきではないかと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたようにどうするとはっきりしてないが、環境的にも近い所でありますし必要性は感じているわけなんです、検討したいと思います。

◇国際障害者年について

○ 7番（山川正行君） 国際障害者年に当りましていろんな行事が各地で催されています。本村でも重度障害者施設の誘致がなされ大変結構なことだと思います。更に村内の身障者の福祉の向上と社会的な理解を高めるための努力、そして村内身障者の就職の促進、そのような人々の調査、そして就職出来るような世話などを進めていく考えはないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおり確かに国際障害者年でございまして、障害者の問題に相当努力しなければいかんと思っています。

村の社協でもって、先ず村内の身体障害者の実態を調査しようというふうな考えでございまして、それに基づきましてそのような身体障害者の会合までも持っているいろいろな意見も聞きたいと考えているわけなんです、今の計画は村社協で4月5月で調査をいたしまして5月の末頃にでも会合を持ってやろうという考えを持っているわけです。でありますので現在身体障害者の実態を調査して掌握しようというふうな考えでございまして。

○ 7番（山川正行君） 実態調査をして後に就職をしたいという人々がおられた場合に世話をするとということまでお考えになっておられますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 実態を調査しまして、就職したいとか就職可能なことが出ましたらその希望を聞きまして、社協活動あたりで事業所あたりにも呼びかけていきたいと考えているわけです。

◇揚水発電所建設計画について

○ 8番（崎山喜弘君） 去った2月の初め頃から村道饒波線に沿って国道より第1番目の橋の周辺の山から調査が開始されていますが、部落民といたしましてはどのような目的で山の上までケーブルを引いて調査しているのか非常に不安に思っていますが、前に揚水ダム建設がなされるのではないかと聞いていましたので、もし村がこの計画について具体的にご存知でしたらご説明お願いいたします。

○ 助役（新城繁正君） この件につきまして去年の8月19日の文書で村に依頼があるわけですが、その時にどういう内容の事業なのかということで話し合いの中でお聞きしたわけで

すが、その文書は予定している現場を見てみたいということで木を伐採したいという文書なんです、それは文書として受けているわけです。その事業の内容というのをついでに聞いてみたわけですが、ネクマチヂ岳にダムを造って水を溜めると、そしてその水を導水管でそこに流してその中間に発電所を造って、残った水を下に落して饒波の今おっしやる付近まで入るわけですが、昼は電力をよく使いますので晩の電力に余裕が出た時に水を上のダムに揚げて、そういう式の揚水発電を計画するんだということでございまして、村としましてこの揚水発電の建設についてどうというふうな答えは出してないわけですが、沖縄電力といたしましてはこれは何時になるか分からんけれども、これからのエネルギー政策等に対応しなければならんということで金のかからない発電を考えていかなければならないと、こういうような条件で立地条件がよろしいということで候補地に挙げているんだと、そこで計画を進める上でもいろいろ調査をする必要があるので立入らせてくれという文書が来ているわけです。そこは担当課の方と相談しまして地域はどうなるかと、調査ということで差し支えなかったらさせてもいいのではないかとということで、その周辺は両方にダムの計画があるわけですので、下の方は殆んど私有地だと思うんです。上の方は私有地と村有地がごっちゃになっているということで、村有地については村がかかわるが、私有地については私共の権限が及びませんということで、村有地についてはポイントを打つための2、3本の伐採だったら構わないだろうということで、村といたしましてはこの要請につきまして8月20日に軽微な伐採の許可証ということで文書で交付したわけです。その場合の条件はいろいろあるわけです。区域は図面内で示された村有林野内であること。立入り期間は昭和55年8月23日から11月30日までとする。伐採は測量のための軽微なものとする。その他村役場の職員の指示に従うこと。立入り者は沖縄電力職員及び請負業者丸山設計の職員に限るというような条件を付けて立入ることは許したと、我々としてはこの程度で事業は終るのかと思っておりましたら、昭和55年12月17日にボーリング調査の許可申請が文書で来ているわけです。調査地点は3地点となっております、それについても条件を付けて許可しようということで1月19日に文書で回答しているわけです。その時も勿論条件を付けてあるわけです。私有地につきましては十分地主と相談をしてやって下さい。地主は誰であるかということについての確認とかは我々も手伝いましょうということで話し合いをして、おそらくこれはボーリングの村からの許可は上の方になりますから、下の方は私共の考え方からいたしますと地主と相談をしてやっているのではないかと思います。

○ 8番(崎山喜弘君) 私有地に対しまして区長とかに連絡しましたですか。

○ 助役(新城繁正君) その辺は確認してないわけですが、係がまいりました時に部落有地につきましても区長と話し合いして、地主とも話し合いしてやって下さいと言っているわ

けですが、具体的に部落にそういう相談があったかということについては現在のところ確認はしてないわけでございます。

○ 8番(崎山喜弘君) 部落民が知らない内に山の上まで調査しているものですから、その場所は部落から150から200メートル内外の位置になるものですから、部落としてももしそこにダムが出来た場合はどうなるかと非常に心配しているわけです。ですからそういう計画がなされるとその地域が将来ダムを造るのではないかというような考えが出るわけです。そうしますと村としては対応策を予考えておかなければいかないと思いますがいかがですか。

○ 助役(新城繁正君) 先程申し上げましたように私共も今のことを非常に心配しているわけです。沖縄電力の考え方としては是非やりたいということにははっきりしているわけですが、我々としてはそのまますぐやりましょうということにはまいらんと、あくまでもこれは土地利用の問題とか部落の上流に位置するというところで、私共が今調査を許可している段階も条件を付けてあるわけです。ダムを造るとかいう正式な文書は来ておりませんが、話としては向こうの意向ははっきりしている。ですから我々としては調査は許可しているわけですが、この後どのような対応が来るかということになりますと、おそらく次は計画のある程度具体化されたものが来るのではないかと予想されます。今の私有地の問題は私も現地を確認してないわけですが、村に協議する場合は村有地内のものしか持って来ないものですから全体的なものはつかめないわけですが、その辺は次の段階でどのような形で来るかは分かりませんが、更に具体化して出て来るといことになりますと村が村有地だけにかかわっておればよいということにはなりませんので、こういう時点になりましたならば関係者等につきましての対応策等も考えていかなければいかんのではないかと、今のところはこの計画は電力さんの話でも何年度にどうするというのも全く考えてないようでした、ですからこういう心配も出て来るともありますから我々としてもこういう調査がどうなったかも確かめて、地域を含めた対応を考えていかなければいかんと考えております。

◇村民で社会福祉施設に入園入居者の現況について

○ 3番(山城宗喜君) 本村民で社会福祉施設に入園入居している方々の次の諸状況についてお尋ねいたします。

施設名、施設所在地、入園入居者数、これ等の諸施設にこの1年間でお見舞訪問された回数について具体的に内容をお伺いいたします。

○ 助役(新城繁正君) 担当課長が今日休んでおりますので私の方から代わって資料に基づきましてお答えいたします。

北斗園に8名収容されているようです。国頭村辺土名にあります。名護厚生園、名護市宮里にあります5名、でいご園、宜野座村惣慶にあります2名、具志川厚生園、具志川市

兼簡段ですが1名、翁長園、豊見城村翁長にあります1名、ありあけの里、浦添市前田にあります3名、石嶺救護園、首里石嶺にあります1名、沖縄太陽の町、南風平町神里にあります1名、沖縄療育園、浦添市経塚にあります1名、袋中園、糸満市阿波根にあります3名、都屋の里、読谷村都屋にあります1名、名護学院、名護市瀬高にあります6名収容されているということで、このような沢山の施設に村出身の方々が収容され、或いは療護を受けているということで、全部で33名になるわけです。更に沖縄愛楽園に27名の方々が入園しているということで全部含めると60名ということになるわけです。

○ 3番(山城宗喜君) この1年間お見舞された回数の方はどうなっておりますか。

○ 助役(新城繁正君) 回数と施設名につきましては十分連絡とれてないわけですが、私が直接かかわったこともございますし、普段厚生課との話し合いの中で知り得た範囲でございますが、これだけの施設でございますので年に1回ということにはなかなかまいらないようございまして、隔年か或いは2年おきにまんべんなく激励しようということでやっておられるようでして去年は名護厚生園と愛楽園と北斗園ということで、その前に都屋の里、大体年に4、5か所の施設を民生委員の方々も一緒に激励をしているのが実情です。

○ 3番(山城宗喜君) 本年度予算に283,000円の見舞金が計上されておりますが、何処という計画がありますか。

○ 助役(新城繁正君) 何処ということ聞いておりませんが、去年の例なんです、1人に3,000円差し上げたわけですが、そういうことで予算は計上されているものと思います。

○ 3番(山城宗喜君) これは毎年計画的に見舞訪問するわけですが、漏れなく全部に公平に見舞金を差し上げるお考えですか。

○ 助役(新城繁正君) これはいずれの施設にいたしましても、恵れない方やおひとりの方が収容されているわけですが、私共といたしましては不公平があってはならないということで、回るのも漏れることなくやろうという姿勢を持っているわけです。

○ 3番(山城宗喜君) 本年国際障害者年を向えまして、身体障害者の福祉法に基づく幅広い行政措置が各地で講じられている現況であります。これを思う時、心身不自由のために諸々の施設に入居しておられる村民の方々に対しては一層関心を高め、お見舞訪問については一段と強化の方向に考慮すべき姿勢を持つべきと思いますがどうですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 社協といたしましても社会福祉活動の中で特に身体障害者の問題につきまして重点的にやっというございまして、更に社協で調査研究しまして、社協の中で及ばないところがありましたら更に村で予算化をお願いしましてやっというと考えているわけございまして、社協で障害者年に当ってどのような活動をやっというか煮詰めてからやっというと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 07 分）

再 開（午後 3 時 15 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

◇重度身体障害者療護施設について

○ 9 番（松島重克君） この施設の誘致の見通しについてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 今月に入りまして県の担当係長が厚生省に行きましてヒヤリングをやって来たようであります。その時の感触は良かったというふうな情報でございまして、誘致の可能性があると思っているわけです。

○ 9 番（松島重克君） もしそのヒヤリングで可能性ありとしますと、実現するのは何時頃になるわけでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 本村に決まりましたら、この施設は昭和57年から事業開始するということになると思います。そうしますと施設は3月いっぱいでは出来上がらなければいかんだろうと思うわけです。そうなりますと9月頃からでも着工しないと間に合わないということになるわけですし、本村に決まると一心福祉法人に対しまして認可の内示が何時頃になるかはっきり分からないわけですが、本村に決まりますと9月か10月には着工出来るような予定で進めなければ間に合わないのではないかと考えているわけです。

○ 9 番（松島重克君） 誘致の見込みが強いということではありますが、仮に誘致が決定して施設の着工という時点がまいりますと、施設に対する村の援助ということが出て来るわけですが、これについて当局はかなりの援助を惜しまないということをおっしゃっておられるわけですが、現在考えておられるところの援助は具体的にどのようなものであるかお聞きいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 施設に対しまして援助をしたいと思っておりますのは、敷地を安い賃貸料で貸したいと、前に決議をお願いした時にも言ったんですが長期借入れでもって一心福祉会がこの施設を造る起債に回してもらって、それに対応して債務負担行為みたいなもので長期の借入れをしてこれに対応しようと、最低これは2千万円程度は応援したいと申し上げていたわけでございます。それで具体的なものについてはまだ法人そのものの計画が実施に向けての計画がまだ出来てないわけです。それで一心福祉会法人の、これは正式に法人組織してあるわけではなくして、これが認可する時はこのような福祉法人でやっていこうということで仮称でやっているわけです。その方達で理事予定者とかを決めて、その準備が来月中旬頃集って協議をするという連絡があったわけです。それで具体的なものはその協議を見ないとどういふふうに取り組んでいいか分からんわけですし、その他の面につきまし

てはその協議でどのような計画が作られるか、そして私共といたしまして応援すべきものはなんであるかその時においてそれに対しての応援の方法というのも決まろうかと思うわけです。それで先程申し上げましたようにどうしても最低2千万円程度の長期借入れで応援しなければいかんのではないかと思うわけです。

○ 9番(松島重克君) そうしますと一心福祉法人が発足するまで発起人の方々がおられるわけですが、この人達に対して村として土地は有償ではあるが安い料金で貸与するとそして資金面では2千万円程援助しようというよう話をなされているわけですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 村としての考え方としてこの程度は応援出来るのではないかということでは話してあります。

○ 9番(松島重克君) 安い価格で貸すという土地の面積はどのくらいですか。

○ 村長(根路銘安昌君) はっきりした面積まだ出してないんですが、現在予定している所の土地の面積が3,000坪ちょっと越していると思っっているんです。それから消防の分遣所をそこに造っておりますので、それを差し引いた残りというふうになりまして、まだ実測はやっておりません。約2,500坪ぐらいではないかと思うわけです。

○ 9番(松島重克君) 発起人の方々には2,500坪程度の土地と2千万円程の援助をやるという話をされているようですが、これは口頭か文書でやっているわけですか。

○ 村長(根路銘安昌君) これは別に文書でやっているわけではなくして、口頭です。

○ 9番(松島重克君) 法人が発足した場合は覚書きでも交わすお考えですか。

○ 村長(根路銘安昌君) 法人が出来ますと、先程申し上げましたように債務負担行為でそのようにやりますという議会の議決を得まして、法人との間に契約を結びたいと思っっています。

○ 9番(松島重克君) そうしますと現在発起人会で話をされているということは将来何等かの拘束力を持たないということなんですね。

○ 村長(根路銘安昌君) 法的な拘束力はないと思うわけなんですけど、しかし、これは口頭であってもこれぐらいは出すように努力しましょうとやっているわけですから、私としましてはひとつの責任が伴う問題だと思っっています。

○ 9番(松島重克君) そういう長の考え方がどの程度先方に伝わって先方の受け取り方がどうかということまだ分かりませんが、結局この事業遂行するに当って発起人の方々は村がそれだけの援助をしてくれるということを計算の上でこの事業をやろうということですね。そして発起人の方々に話されたことは口頭であっても一心福祉法人が発足した時点では引き継がれるということなんですね。この場合拘束力があるかないかということに対して村長は道義的な面をおっしゃっておられると思うんですが、道義的な面では責任は伴うということの

ようであります。

ご存知のように宜野座村においてこういう事態が出ておりますね。先の長が企業誘致のために相手の事業に対して何等かの形でこういうような約束をなさったと、ところが長が変わられまして政策の変更をみたわけです。そうしますとあてにしておいた企業側が約束がつぶれたので大きな損害を被ったということで訴訟をしましたですね。これはご存知と思いますが、こういう事実が出て来ておるわけです。

それで我々議員としましても後日紛争の起こるような、そういう責任の伴うような約束は避けなければいかなのではないかと思います。やはり政策の変更というのは十分あり得ることなんです。特に我々の任期はご存知のように議会も長も来年の9月なんですね。そうしますとそれが来年の9月以降になる可能性も十分あると、そういうあれこれから考えますと将来政策の変更が行なわれた時に責任を問われるようなことは避けなければいけないと思うんですが村長はどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今おっしゃるのは政策の変更で相手に対して迷惑をかけることということではないかと思いますが、これは債務負担行為をしていただきますとそれだけのものは責任を持ってやらなければいかなということになろうかと思うわけです。それでこの誘致に当りましてその当時申し上げたわけですが最低村といたしましても2千万円程度は出さなければいかなのではないかというふうなこと申し上げたわけでございます。そういうことで一応決めてから後変更するということは出来ないことではなからうかと思えます。

○ 9番（松島重克君） 債務負担行為が議会で認められるかどうか分からないわけですね。債務負担行為が議会に出される時点も分からないわけです。そうしますと将来政策の変更があった場合こういう施設に対して援助し難いというようなことが出た場合、現在村長が口約束かどうか分かりませんが発起人に伝えておられるようなことが出来なくなる。そうしますと相手側はこれを予定に入れて事業をやろうとしているならば、やはりそこに何等かの意思表示が出て来るわけですね。それがどういう意思表示か分かりませんが、例えば訴訟という形にならないとも限らない。これは宜野座の形なんですね。しかし、本村の場合は分かりませんが、いずれにしても政策の変更があった時点で困るようなことは避けるべきでないかと思うわけですが、村長はどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これはこちらの負担の問題ですが、債務負担行為の決議をしますと最後まで負担をしなければいかなという義務を負うと思うわけです。それで途中で政策を変更してこれを払わんでもいいということは出来ないことだと思っています。

○ 9番（松島重克君） こちらの質疑の意図が伝わっておらないようですが、債務負担行為は何時出されるか分からんでしょう。議会がそれを認めるかどうか分からないわけなん

ですよ。今の話は議会が認めた後の話でしょう。当然、議会が債務負担行為を認めたならばそれは責任を持たなければいけません。しかし、債務負担行為は何時出るものであるか、又、議会が認めるかどうかも現在の時点では分からないわけです。それにこだわってはいけません。先程村長は口約束であっても責任を感じているとおっしゃっておられたものですからお聞きしているんですがね。将来、何等かの形であっても政策の変更で支障があるようなことは避けるべきでないかと思うんですがどうでしょうかと聞いているんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 議会の議決を得なければ債務負担行為も出来るかどうか分からんわけです。そういうこともありまして2千万円程度は村が負担しなければいけませんのではありませんかと説明して来たわけです。もしもこれが出来ないということになりますと、この施設が誘致出来るかどうかということにもなるわけです。財源的に福祉法人だけで持てるかどうかということもありますので、この件につきましては理事者の方々と十分話し合いしなければいかんと思うわけです。

○ 9番（松島重克君） 今の話は現在村長自身のお考えなんですね。先程申し上げましたように我々議会も村長も任期は来年9月まででしょう。来年の9月までは村長の考えそれで結構なんです。それ以降にこういう問題が出た時に、その時点の村長が変わっておられるかどうか分かりませんが、そのままいかれたら今のお話で結構であります、仮に変わった時点ではその時の長は村の財政とにらみ合わせて難かしいと出ないとも限らないわけですね。これを政策の変更と言っているわけです。事実、内容は違っても同じようなケースが宜野座村で起っているわけです。だから将来政策変更の時点でさしさわりのあるようなことがらについては避けなくてはいかんのではないですかと今のお話では責任を伴うと言っておられるものですから、現在の村長はそれで結構なんですが政策の変更というのは長が変わった時点が出る場合が多いとだから将来にそういう支障を残すようなことは避けるべきではないかと申し上げているわけですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今年で国との折衝も順調に出来ましてやると今年で着工しまして56年度中で完成するわけでございます。それまでにおきまして負担の問題、土地の問題、今年中でこれは片づけなければいけませんので、その面の以外のも、いわゆるそこに設置しますと他に移すということは出来ないわけですのでそれ以外のもので、仮に村の負担とかの件につきましては別に約束はしないつもりです。

○ 9番（松島重克君） この施設そのものにつきましても村長なり現在の議会は誘致しようと考えているんですが、しかし、現在の議会は土地とか金銭面の援助についてはまだ考えておらないわけです。誘致はしているわけです。長は誘致と同時に土地の提供とか資金面の援助をしようという考えを持っておられるわけですが、それはそれで結構なんですがね。こ

の事業が何時頃になるか分からんでしょう実際は。9月か10月頃に着工しないと57年から発足出来ない、この辺微妙なんですね。だからなおさら将来政策が変更された場合に支障がないように考えるべきだと思いますが今、話をされていることが政策の変更があっても何等かの拘束力を持つか持たないか。この辺の判断をお示し願います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時50分）

再 開（午後3時57分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 政策の変更についてそれに縛られないようなことを約束すべきでないかということだと思っているわけです。私といたしましてこれを建築するまでは変更しないつもりでございます。しかしながら天災等があるということ予想されないわけですが、万が一私としてそれを変更しなければいかんという状態になりましたならば、そういうふうなことにつきましては理事者の方々と話し合いしまして、万が一のことにつきましては了解を取っておきたいと思っております。

○ 9番（松島重克君） そうしますと天災地変の場合は別としまして、その他の状況からしますと村長が発起人会と話をされてということはひとつの約束事項ということになりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私といたしましてはひとつの約束事項だと考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） 村長が約束事項ということは村にとっても約束事項ということになりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村ということじゃあなくして、村長根路銘安昌ということになるわけです。

○ 9番（松島重克君） 村長根路銘安昌ということはイコール大宜味村長ということであって、そしてその約束についての拘束は村にまで及ぶと考えるのが普通の考えなんです、村としてもこの約束は守らなければいかんという形になっておるわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 債務負担行為とかは議会の議決事項でありますので、これは議会の皆さんの意思によるものと思います。

○ 9番（松島重克君） 約束というのは個人としてなされたんですか。それとも村長という立場でなされたんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私といたしましては村長という立場で考えているわけです。

○ 9番（松島重克君） 村長という立場で約束をなされたということであるならば、村も責任があるというのが通常の見方になるわけです。そうしますと村もそれなりの約束とお

りに実行しなければいかんということになりますと政策変更後もこの約束は守らなければいかんということになるわけですが、そういうことですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私としましてはこれは政策的に変更したくないわけです。

○ 9番（松島重克君） 私の変更というのはいろいろな面があるんですよ。先程の天災地変は別としまして、我々の任期が終って新しい人が村政を担当されるという場合を指しているんですよ。そういう場合も現在の村長がなされた約束は拘束力を持つということなんでしょう。大宜味村長という立場で約束されておるならば、そういうことなんですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） 議会の議決を受けてやりますところの債務負担行為は議決していただきますと義務になると思います。

その他のものにつきまして何が約束か知れませんが、現在のところその他のものはそんなに問題のあるものはないと思います。

○ 9番（松島重克君） そうしますと現在の村長はその約束に基づいて責任を感じているということなんです、もし長が変わった場合は現在の村長がなされた約束は持続しないということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように債務負担行為で議会の議決を得ていただきますと、その債務負担行為に対しましては当然最後まで責任を負うものだと思っているわけなんです。

○ 9番（松島重克君） 債務負担行為をすれば当然村が責任を負うということは分かっているんですよ。現在の時点では口約束のことをお聞きしているんですよ。口約束ではあるんですが村長としては責任を持ってこれを実行するというをおっしゃっておられるんですがそれはそれで結構なんです、長が変わった場合に政策の変更があり得るということです。ないとは言い切れないわけです。続行して村政を担当されるか分かりませんが、仮に長が変わって政策の変更が出た場合に新しい長も拘束力を受けるかどうかということをお聞きしているわけなんです。今の村長のように責任を持ってこれをやるということになるかどうかということをお聞きしているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 議会の議決事項以外のものにつきましては別に拘束力ないと思います。

○ 9番（松島重克君） そうしますと現在の口約束は現在の村長の任期期間というように受け取ってよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 口約束と言いましても現在やっておりますのは債務負担行為の問題と土地の問題であるわけです。勿論土地の問題は何か年という期限を切つての、何か年は貸しますという申請書類の中に入るようでございますので、これは任期中ではなくして約

束した期間はやらなければいかんということになります。良くは分かりませんが50か年以上の貸地の約束はしなければいかん。

○ 9番（松島重克君） 土地に関しては仮契約みたいな形になっているわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今、仮契約もやっておりません。まだ法人組織もこれからでございますので、これから法人が出来ますと土地もわりと安いもので貸すように努めましょうということでやっているわけです。

○ 9番（松島重克君） そうしますと現在村長が発起人に話しておられることは単なる村長の構想を言っておられるだけであって、何等拘束力は伴わないということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私が申し上げたような方向で新しく作られますところの法人が計画をするであろうということが予想されますので、私といたしましては話し合いしたところのものは責任を持ってやらなければいかんのではないかと思います。

○ 9番（松島重克君） そうしますと口頭で話をされておるんだから別に議会としても将来政策の変更があってもこれは拘束力を伴わない。村長は自分で話した以上は責任を持ってやらなければいかんと、村長はそう思っているわけだが他の面では何等拘束力を伴わないと取ってよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 法的な拘束力は別になかろうと思います。それでこの誘致につきましてもその当時は確か無償という話し合いしたわけなんですけど、向こうも県に計画する段階で無償はよろしくないというわけで、やはり一定の貸地料は出すべきであるという指摘を受けたというわけで貸地にしようという考え方のようでございまして、勿論私としてはひとつの責任が伴うわけですが、他には法的な拘束力はなかろうと思います。

○ 9番（松島重克君） 村長はこの事業の発起人と村長という立場を兼ねているわけですね。これはまずいんじゃないかと。援助しようということと援助の要請をする側とは立場は違うわけです。この辺は明確にされるということで避けられる方がすっきりして他の誤解を招かないということにもなるのではないかと、事業そのものは結構であるわけなんですけど、援助をしようとする者と受けようとする者と兼ねているということは鮮明でないという気持ちは持つんですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 発起人会そのものが誘致を目的としまして発起人会作っているわけです。今度はその方々の中から理事が選ばれて、今度は理事者における計画ということになるわけです。今までのものは誘致運動のための発起人というふうに理解をしていただきたいと思います。

○ 9番（松島重克君） 事業そのものは立派な事業だから結構だと思いますが、援助を出す方と受ける方がひとつであれば困るというのも、既に発起人会の時点で土地を提供しま

しょう財政的な援助をしましょうという話が出るから少しまずいんじゃないかと、法人が発足して後なら現職村長はそういう役員にはなれないから分かるんですが、この援助の話は既に出ているんでしょう。話をする村長と話を聞かされて予定する発起人会と両方の立場を採っておられるならばどうかなあと、村長が明確に村長の立場と発起人会の立場を使い分けるんだということであればそれでいいんですがね。どうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村長としましてこれを誘致するのにこれぐらいは援助しなければおそらくそれに協力する人も出て来ないだろうと、誘致に支障を来たすということでのぐらいいは出しましょうと先程申し上げましたものをやったわけですし、勿論これは完全に使い分けるということは出来ないと思います。

○ 9番（松島重克君） 別に発起人会にその該当町村長が入りなさいという規定はあるんですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 別にそれは無いと思います。

◇身体障害者療護施設について

○ 2番（平良真光君） 本件につきましては先程の9番さんの質問で理解しておりますので取り下げいたします。

◇田嘉里水源について

○ 7番（山川正行君） この件につきましては9月議会でお聞きした時に話し合いを続行していくということでしたが、その経過についてお伺いします。

○ 助役（新城繁正君） この件につきましてはお答え申し上げたとおりでございますが、現在でも地域の皆さんの理解を求めべく区長を通じましてお願いをしているところでございますが、部落におきましての話し合いが十分持たれてないということで、つい最近確かめましたところでは一応役員会ではそういう話を出したけれども、当初とは条件が変わるので別な形で話し合いしなければいかんということで、今のところ正式な議題には上げられてないようでございますが、再度お願いしてあります。

○ 7番（山川正行君） お願いしているということですが、当局が部落と折衝した感触として可能性があるのかどうか。

もし可能性がなければ別の方法を考えているか。

○ 助役（新城繁正君） 区長との話し合いから受ける感触ですが、私共といたしましては早く答えが欲しいんですが、当事者になりますと我々が要求するような簡単なことで済みそうにありませんで、延び延びになっているという気持ちは話し合いの中から分かるわけですから、ところがどうしても簡易水道をその地域に及ぼす場合にはどう考えても平南から流すということは無理じゃないかという感じもいたしますので、良質の水と場所的にも条件は備わつ

ているわけでした、私共といたしましては期待をしているわけですが、伝え聞くところによりますと区長が改選されると聞いておりますし、新しい区長が誕生しましたら再度伝えたいという希望を持っている関係で、現在のところ水源地を変更しようという話し合いはしておりませんし、考えも持っておりません。あくまでも田嘉里の協力をお願いしようということで現在は進めております。

◇煙霧消毒実施計画と蚊の発生源の除去対策について

○ 3番（山城宗喜君） 夏季伝染病を媒介する蚊の駆除対策のために毎年1回煙霧消毒を実施しております。本年度の実施時期と回数及び蚊の発生源の処置対策についてお伺いいたします。

○ 助役（新城繁正君） 担当係の説明を聞いてみると、5月中旬から6月初旬にかけて村内の煙霧消毒をやる予定をしているようでして、担当係の考え方としましては5月19日から始めたいという考えのようです。回数につきましても例年と同じようにやりたいと、それから発生源となる水溜りはどうするかということですが、これも各部落でスミチオン剤で消毒するように指導していきたいと、そしてそういうものを進める前に春の衛生協議会等で具体的な推進を図りたいということでもあります。

○ 3番（山城宗喜君） 煙霧消毒は毎年1回実施しているわけですが、夏の発生時期の7月から8月には異常発生をすることもあります。この時期には蚊の発生が多くなりますのでもう1回煙霧消毒を実施いたしますと蚊の駆除対策上より効果的であろうと思っています。一方村民からも強い要望があるわけでありまして。こういう点について今後更に検討の余地があると思っておりますがどうですか。

○ 助役（新城繁正君） 確かに住民サイドからそういう声があるというのは私共伝え聞いておりますし、何とかそういうことにお応えしなければいかんわけですが、これは傭人関係、それに伴う予算関係もございます。せめてそういうことを補うということで従来もそうですが自主的に地域の皆さんがそういうことに参加してもらおうじゃあないかということで、機械は十分整備しておこうということで予算も措置してございますので、当面そういうことで地域住民のご協力を得ながら我々が十分及ばないところをご協力願おうと、私共といたしましては担当課と再度調整いたしましてこういうことが具体的にどうであるか一応は話し合いをしてみたいと思っています。

○ 3番（山城宗喜君） 蚊は水溜りに産卵しますので発生源となる水溜りを除去して産卵場所をなくすることが蚊の発生対策上重要なことでもあります。一方発生した蚊は垣根の日光通風のない場所、物置きやタンスに潜む習性を持っているので垣根の雑木の伐採をして日光通風を良くすることに留意する必要があると思っております。こういうことも含めまして今後は住

民に対して指導啓蒙する必要があると思いますがいかがですか。

○ 助役（新城繁正君） 只今の点も含めまして春の衛生協議会等で関係者を集めましてそのように指導助言、それから協力をお願いしてまいりたいと思います。

◇平南川よりの取水について

○ 9番（松島重克君） 最近平南の方に議会からまいったわけですが、取水のための施設が相当大きく拡大されております。

このことについて当局はご存知ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その施設が拡大されているのは承知しております。

○ 9番（松島重克君） それについて村は何等かのお考えをお持ちですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在、平南川の護岸から改良されておりますが、その工事と一体となされてその取水施設の拡大やられているわけなんです、現在はその施設は使用はしておりません。今までの施設は改良する時はやはりその改良は平南川の取水との関係でなくしてアザカ川の関係での改良だということでありまして、それで平南川の取水につきましては水を取ってよろしいというふうな契約もまだやってないわけですし、それに対する対応といたしましては私共は覚書きが締結されるまでは平南川からの取水は取らさないようにするという考えで臨んでいるわけです。

○ 9番（松島重克君） 確か平南川は2級河川だったと思いますが、そうでなかったですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 平南川は2級河川ではございません。

○ 9番（松島重克君） そうしますと河川の管理権は何処にありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在河川の管理につきましては2級河川でもないし、村としましても準用河川ということで指定しておりませんので、そこら辺にまだあいまいなところがあるわけです。

○ 9番（松島重克君） これはあいまいでは困るのではないですか。まして既に取水のための施設が出来ておるわけですね。

従来は平南の支流アザカ川からしか取ってなかったものが今度は本流から取っている。過去において本流から取水させてくれというようなことであったわけですが、村当局、我々議会が部落当局に会って説得をして取らさなかったといういきさつがあるわけです。あの時はかなりの見返りがあるということで部落民は取らそうというような動きであったわけですが、村当局と議会が説得して断念させたといういきさつご存知でしょう。まだ、7、8年ぐらい前のことであります。そういういきさつがあるわけでありまして、知らない間に平南の本流から取水施設が出来てしまっているということでは困るのではないですか。何のための覚

書きですかあれは。あの覚書きはアザカ川からしか取れないようなことになっていたはずで
す。この点についてどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） アザカ川からの取水は滝つぼから取るということであったわけ
なんです。それでこの前行ってみますと滝つぼからではなくその下から取るというようにな
っている。この問題も何したんですが、確かに前の場合は滝つぼから取るというふうなこ
とであったんです。

○ 9番（松島重克君） そういたしますとあの覚書きに違反しているということになるわ
けですがね。そういうことを村当局に何等話もなく了解も取り付けずこういう取水施設の工
事を完了しているようですが、これについてどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） アザカ川のものにつきましては河川を整備するということにな
りまして、両岸整備しますと滝つぼに水が溜らなくなるということで、下の方から水を取る
ということになっているわけですが、これにつきまして河川整備の話し合いの中で津波部落
とその話し合いがされまして津波部落がオーケーして来まして、村としましてもその設計に
オーケーしたわけです。

○ 9番（松島重克君） 部落が了解したということではありますが、覚書きの交換は当時の
水道公社と村長名で村当局がやっておられるんでしょう。そして水道公社の権利義務は現在
の企業局に引き継がれているわけです。そうしますとこの覚書きはまだ生きているんですよ。
これからしますとおかしいんじゃないですか。村を無視したやり方でないですか。その点
どうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように河川を整備することに設計の段階で
部落と最初調整して来たということで我々も河川が整備されることであつたらというわけで
オーケーしたわけです。

○ 9番（松島重克君） それはそれで結構なんです、前に水道公社と村が取り交わした
覚書きに違反しているわけでしょう。

あの時点ではアザカ川からしか取らないということだったでしょう。本流から取っている
わけですから、折角覚書きを交換しておきながらその相手に全然話も通さないでやったとい
うのはおかしいのではないですか。我々が考えると本村を無視しているとしか考えられない
のじゃないですか。いくら部落がオーケーしたところで、覚書きの交換は村長と水道公社、
その権利義務を引き継いだ企業局は当然その覚書きを尊重しなければいかんと、これが道理
ではないですかね。あまり村をないがしろにしてはないですか。村長はどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今でも水を取るのはアザカ川からしか許可してないわけです。
平南川の水は取る許可はまだしてないわけです。

○ 9番（松島重克君）　そういうお話ではあるんですがね。吸い取り口は既に出来ているんです。だからそういうことに関して覚書きも交換されておるのに何等かの話も通さないでされているというのは本村をないがしろにされてはおらんかと思っているわけです。この辺はどうお感じですか。

○ 村長（根路銘安昌君）　今のところ確かにアザカ川の取水する所は滝つぼより下がって来たわけですが。しかし、平南川から水を取るのには許可してないわけです。確かに平南川に水を取る施設は造ってあります。しかし、現在の施設だけでは水は取れないわけです。あれの上に更に水を溜める施設を置かなければ水は取れないわけです。今その取る許可をしてないということは、上に置く施設を我々認めないということです。そういうふうなことで規制をしているわけです。

○ 9番（松島重克君）　じゃあ話はあったわけですね。私は全然そういう話はないという前提で質疑しているんですが、認めないということは話はあったわけですね。

○ 村長（根路銘安昌君）　向こうも取る計画で設計もしたようですが、この施設につきましても非常にもんでやったわけなんですけど、使用につきましての覚書きを交わしております。これは1月31日付けで企業局長と村長との覚書きでございます。ダム堤は出来ているわけですがそれの上にラバーダムを取り付けて水を溜めるということになっているわけですが、これにつきましては今我々としては取り付けは許可しないと、それで取り付けを許可するのは試運転の時、工事検査の時。試運転とかの場合は村に連絡してやると、それから一番きつクやっておりますのは、村の了解を受けなくて水を取ったりする場合は、いわゆる覚書きに違反した場合はラバーダム撤去を命ずることが出来ると強くやっているわけです。

○ 9番（松島重克君）　平南川から取水をするという、全部の施設ではなくても一部の施設が出来ているということに対して地元の津波としては先程オーケーしたということですが、オーケーするに当っては地元としては何等かの見返りといいますか地元がいい面が示されているということですか。

○ 助役（新城繁正君）　津波区長から村長あてにこういう要望書が来ているわけです。これは昨年の1月24日付けで来ています。県企業局による平南川よりの取水に伴う付帯工事に対する要望書ということで、この中味は今のお話になっている中のことですが、標題について県企業局が施工を計画している平南川から施工工事及び付帯工事を施工するに当り、当区としては下記条件を付して事業施行を承諾したいと思いますので企業局と調整下さるようお願いいたします。津波部落としては条件を付して承諾すると、承諾するから村が企業局と調整してほしいというような文書で、約10項目ほどの条件がありますが、主なものは道路を大型車が通るように整備してもらいたいとか、津波区の水源地の調整の場合には無条件で使用させ

ることとか、強く言っておりますのは契約に違反した場合は取水施設を取り壊わしても異議がないと、こういう厳しい条件を付けて部落としても承諾するというように文書でもって要請が来ているということです。

○ 9番（松島重克君） 現在地元から見返り案というものが出ているわけですが、当局はこれを受けて企業局との折衝の仲介役は始まっているわけですか。

○ 助役（新城繁正君） この話に入りましたのは、これは51年1月に出しておりますので、それを受けて企業局と村、現段階では助役と担当参事との間で調整をし、ここ1、2か月になりましてからは長までこれを上げて、両方の合意を見るように努力しているところですがまだ私共の要望、或いは部落の要望等十分に企業局の方がお答え出来ませんので我々としては覚書きを交わすわけにいかんということで、現在なお調整中ということです。

○ 9番（松島重克君） 話が合意に達しますと、やはり覚書きの交換相手は企業局と村ということになるかと思うんですがそういうことですか。

○ 助役（新城繁正君） 村長の基本的な考え方といたしましては、水は資源であるという前提でもって村長は強くこれだけは貫きなさいという指示も受けておりますので、覚書きは企業局長だけではだめだと、水問題は子々孫々に及ぼすことだから村としてもしっかりとことを考えておかなければいかんということで、あくまでも県知事と覚書きを交わすということが前提であります。

○ 9番（松島重克君） 今の話からしますと相手は知事、こちらは村長名というように受け取っているわけですが、この点確認しておきたいと思います。

それと、従来いくつかの覚書きが交換されているわけですが、なかなかこれが守れない。でありますので今回交換される覚書きについてはそういう過去の実情も考慮に入れて立派な覚書きの交換をされなければいかんと、それに対する当局の考えをお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにいろいろ問題も過去にあったかと思うわけです。そういうふうなことで私共といたしましては水問題は、確かに企業局そのものは企業局長が全責任あるわけでございます。ところが企業局だけの関係では私共の要求は解決することは出来ないと、そうなりますと県の施策的なものに訴えなければいけないというふうなことで県知事も企業局長も両名のもとにこちらとの覚書きを交わす時は両名の名前でやろうと思っているわけです。そういうふうなことで折衝の段階におきましても慎重に慎重を重ねてやっていきたいと思っております。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時51分）

再 開（午後5時56分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

一般質問が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、一般質問が終了するまで会議時間を延長することに決しました。

質問続行いたします。

◇機構の改革について

○ 7番（山川正行君） この件について過去に2回程お聞きしております。村長としては改革していきたいというお考えをお持ちのようですが、最近職員の配置替えがなされているようですが、特に今年は保育所関係で増員がありまして、水道事業その他で職員が増える可能性があると同時に職場の範囲が広がります。そういうことで村民との接触の多い窓口の一本化、これは一本化するのいいのかわかりませんが、村民サービスにつながるような改革をお考えになってはと思うわけですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在のところ機構の改革をどうやるということは考えてないわけですが、村民のサービスということにつきましては私共の義務でありますので十分検討しなければいかんと思います。おっしゃるとおりこれにつきましてはいろいろ難かしい点もあるわけですが、職員の協力を得まして、特に昼食時間あたりの窓口がうまく出来る方法で検討したいと思っております。

◇村有地無断耕作について

○ 9番（松島重克君） この件につきまして質疑を始めましてから約2年3か月になるわけですが、質疑する者の立場としましても早くこういう余り気持ちの良くない件については質疑をやらないで済むようにしたいと思っておりますが、村の財産にかかわることありますので一応の終末は見届けておきたいと思ってお伺いするわけですが、先日休憩時におきまして経済課長は予算の補足説明に伴ってこの件につきましては既に方針が定まっているということをおっしゃっておられるわけですが、どのように方針が定まってどのように処置されているのかお伺いします。

○ 経済課長（仲村順三君） 予算説明の時に村有地払い下げとしての方針が決まっていると申し上げましたが、申請者が無許可で耕作している土地については払い下げを認めないと。ただし、以前に貸地契約によって耕作を続けている地域については払い下げを認めてもよいという考え方であります。

○ 9番（松島重克君） 只今の答弁は無断耕作をしている方は払い下げを認めないということですが、5名の件についてそれぞれ払い下げる払い下げないは決定しているわけですねこれからしますと。どうなっていますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断耕作者につきましては耕作を止めるようにという通知を出しまして、それに対する処置としましても林野条例によるところのこれまでのものを適用させて過料の通知もやっているわけです。5名の中で4名は既に来ているわけですが、今の連絡によりますと5名全員のものが納まっているということです。

それで村としまして払い下げ調整委員会に諮問いたしているわけですが、村長の方針としまして無断耕作者に対しましては払い下げをしないという方針で諮問いたしているわけです。

○ 9番（松島重克君） 41条の適用の方法なんですけど、過料を納めて後はどうなりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今、3,158円の過料を納めるようにやって、ここは払い下げ地域に設定されておりますのでこの条項による復旧につきましては指示しておりませんで、調整委員会に諮問してあるのも払い下げするという考え方で諮問いたしておりますので、造林などするとかえって悪いわけですので復旧については条件付けてありません。

○ 9番（松島重克君） 先程の答弁で無断耕作者には払い下げないというものですから、現在作物はないわけですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 作物の撤去をするように通知をしてあるわけですが、撤去したのが1件、収益してないのが1件、3件はそのままの状態であります。

○ 9番（松島重克君） 過料を納めたということは自ら条例に違反しているということをお認めのことですか。そういったしますと過料は納められているが撤去は守られてないということになりますとどうなりますか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後5時12分）

再 開（午後5時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 先程撤去を命じたということをおっしゃったんですが撤去ではなくして、耕作を中止しなさいと命じたと訂正します。

○ 9番（松島重克君） 既に2件は撤去したり、或いは放置ということは言葉を変えれば村に返したということだと思んですが、残る3件は撤去でなく耕作を中止するようにという指示をしたということですが、耕作を中止するということはどういう意味ですか。

○ 経済課長（仲村順三君） これは払い下げ申請者が許可を得ないで耕作している場所に第三者から払い下げ申請がありますのでそういうことで調整委員会にお諮りしているんです

が、そういうことも含めて条例のとおり撤去することをさせてないんですが、そういう意味も含めて許可を得ないで耕作したものについては耕作を止めなさいということで、近々払い下げされるんで、一応そういうことも含めて中止という形でやっています。

○ 9番（松島重克君） ちょっと意味が取れないんですが、短期間で収穫するようなものであれば中止することによって短期間に撤去と同じ形になると思うんですが、永年作物であれば中止しても作物そのものは残るでしょう。

そうしますと、この該当する人達の権利はまだそこに保留されているということになるんですが、先程の説明ではこういう人達に対しては払い下げをしないということにもかかわらずその人達の植えたものがそのままであるならば、その人達の権利がまだ保留されているということにもなるわけですが、中止というのは何を指すのか。その方々は過料を納めたということは、それはそれなりの行為は条例に抵触しているということ認めて過料を納めているということになるわけですよ。過料は納めるが作物は撤去しない。これはどうなりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断で耕作したということで耕作の中止の命令出して過料も納められているわけでございます。中止するということはそこにある作物の権利まで放棄すると私は解釈しております。

○ 9番（松島重克君） そういうことであればこういうことになるんですよ。例えば移動出来る作物であるならば普通撤去すると思うんですがね。村長の説明のようにその行為を認めて過料を納めたということであれば、撤去出来るのは撤去すると思うんですが、撤去しないでそのまま放置するという意味が分からないですよ。この土地は自分達に払い下げすること出来ないでしょう。作物は何ですか。

○ 経済課長（仲村順三君） みかんとパインです。

○ 9番（松島重克君） その作物を放棄するという一札をお取りですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 放置するという文書でもって取っておりません。

○ 9番（松島重克君） 中止せよというのは口頭ですか。文書ですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 文書で取っております。

○ 9番（松島重克君） 文書でやったということですから確実に先方には届いているわけですね。そうしますと受け取った側は中止とは何ぞやと考えると思うんです。それについて問い合わせでもありましたか。

○ 経済課長（仲村順三君） その件についての問い合わせは来ておりません。

○ 9番（松島重克君） 普通、文書で中止という連絡を受けたなら分からないから問い合わせがあると思うんです。しかし、何かの先入感があるならば問い合わせはないと思うんですが、中止ということは確実に相手にその意味が通じているとお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 中止というのは耕作を止めなさいと理解してやっているわけでございます。これにつきまして現在のところ関係者からの異議申し立もないような状態です。

○ 9番（松島重克君） 中止しなさいという当局の意図するところは現在植えてある作物は村に帰属しますよという意味を先方に伝えたということになりますが、そういう意味ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断耕作者に対しましての忠告は、中止しなさいということと過料を何時まで納めなさいという条件を付してありますが、この文書から見ますと現在植えてある作物につきましては触られてないわけです。

そういうことで改めてこの件につきましては耕作者に対しましてその処置について通知をしたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） その処置とはどういうことですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村としましてはそれと同時に植えている作物の撤去か寄附するかになると思うんです。

○ 9番（松島重克君） 既に2件はそういう形になっているものですから残った3件も同じような取り扱いでなければいかんと思いますね。だから今村長がおっしゃった撤去するか、或いは村に帰属するのを認めるか、これはいずれかしっかりと先方に伝えなければいかんと思いますね。中止ということでは抽象的で先方は意味が取り難いだろうと思います。

ところで払い下げ申請が出されているわけですが先程の話ではこれ等の土地に関係した人々には払い下げしないと、ただし、その中で貸地契約を結んでいる者に対しては払い下げを認めるということなんですが、そういうことですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 以前に貸地契約をし貸地料を支払いしていた土地については、無断耕作の人であってもその土地については払い下げ認めましょうということですよ。

○ 9番（松島重克君） 無断耕作に関してはそうしますとこの関係者には払い下げないということなんです。そこで感じていることは、前にお聞きしたところではこの申請に当たって本人名で申請されているのが1人、後は家族の名義でなされているということだったんです。この取り扱いについてどのようにお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断耕作者と同居している方には払い下げしないということにして、独立して家を構成しているものに対しては、親、或いは兄弟のそのようなものを犯したものに対しての罰みたいなものまで及ぶということも問題だろうというふうなことで、本人が同居の方達には払い下げしないと考えております。

○ 9番（松島重克君） 長の考えがそうであればそれはそれで結構です。

その中で1人だけ本人名で申請されておりますね。これは先程からのお話では払い下げに

該当しないということになるんですが、この方が申請を取り下げて先程のように所帯を別にしておる身内の人から申請が出た時は先程のような取り扱いになるということですね。所帯を別にしている身内の方が申請した時には払い下げということですね。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたとおり私の方針としまして、本人もしくは一緒に生活をしている家族に対しましては同じ土地を払い下げを止めようということなんです。ただし、分家して独立している者に対しましてはその処置は出来かねますので、これは認めましょうということです。

○ 9番（松島重克君） だから身内の独立して所帯を持っている人に本人の名義を変えて申請した場合に認められますかと聞いているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） その本人、同一の家族の者に対しましてはこの土地を払い下げしない方針で調整委員会にも諮っているわけです。子供や兄弟のようなものが出ているならばそれにつきましては禁止することは出来ないだろうということです。

○ 9番（松島重克君） それは分かるわけですが、本人名で申請をされていますね。その取り下げをして変更して出来るかということです。

○ 村長（根路銘安昌君） 既に現在まとめておまして、そのまとめているものを諮問いたしているわけですし、今後のものに対しましては今対象になりません。

○ 9番（松島重克君） 私の申し上げている意味がお分かりでしょうか。

現在、この問題にかかわる本人が申請されているわけですが、本人は当然払い下げ出来ないですね。この問題にかかわっている本人ですから、そういうことが今度決定したわけですから、この方が申請を取り下げて次の払い下げの時でも別居している身内の人の名義で申請した場合には払い下げの対象になるかと聞いているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在の払い下げ計画につきまして、申請のあった人達、今調整委員会に諮っておりますのは無断開墾者は該当しないということで決めているわけでありまして、そしてその土地をその方が申請しておりまして、今の計画ではその人の払い下げの対象にはしないような計画で調整委員会に諮っているわけです。ですから取り下げても土地の余裕はないということになります。

○ 9番（松島重克君） 土地の余裕というよりもその人がやっていた所ですが、結局、本人の名前で申請されているということは正直であるわけです。ところが正直であるがために関係者であるから払い下げしないということになるろうかと思えます。そうしますとこの方は、他の方は子供の名義とかで申請して払い下げ対象になっているんだが、自分もこれを取り下げて今回は間に合わないが次回に申請するということは当然考えられることなんです。その場合には払い下げの対象になりますか。これは当局としては考えておかなければならないこ

とでしょう。必らず出る問題ですよこれは。どうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後5時43分）

再 開（午後5時46分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） そのような余裕の土地が別にあるということになりますと、本人か同居の人には払い下げないということで、別に独立してやっている方達はそれに及ぼすことは出来ませんので、そのような考え方で臨みたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） その本人の名前で申請されている所に全然関係のない人が申請されているということですが、これについては調整委員会が払い下げを可とするならば当局は払い下げられるお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 同じ土地を第3者から申請があれば、これは申請の中にそういうふうなものがあります。認められる方針で調整委員会に諮っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 調整委員会に諮っているというお話ですが、ということは第3者にも調整委員会が認めたら払い下げるということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） そのとおりでございます。

○ 9番（松島重克君） それは長の方針がそうであれば止むを得ませんが私を感じていますのは、同じように無断耕作をして1人は本人の名前で申請したと、他の方は別居している家族の名前で申請してこれは認められたと、本人の名前で申請したのは出来なかったと、これは少しかわいそうな感じがするんです。他の人とのつり合いも考えてやるべきでないかという感じでお聞きしたんですが、長の方針が第3者から申請した場合は払い下げると、調整委員会が認めるならですね。それならそれは止むを得ないでしょう。

それで関係者の処置は大体決まったものと考えられるわけですね。

それで最後にお聞きしておきたいことは、前の質問で関係者の方の話を聞いているんですが、昭和46年11月に農協より未墾地取得資金の借入れをするために村の証明がなければいかんということで面積や価格を記入して証明発行しているが、というようなことが出ているんです。関係者の話ではこういう証明まで発行してもらっておるんだがということを言っていたものですから、これはどういう意味か解しかねていたわけですが、この証明発行についてこの問題とどういにかかわりを持っているかお聞きしておきたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かにその関係者の言い分としては払い下げを前提としてその面積も含めて村から払い下げやる予定だということで証明書を発行してあります。それがなければ未墾地取得資金が借入れ出来ないということで、農協の指導でそういうふうなこ

とやったので、貸地契約して申請された土地について発行したわけです。ですからあの地域は払い下げ外であるので、そこに関係者の言い分と私共の発行した者とのくい違いが出ているわけです。

○ 9番（松島重克君） だから多分関係者はそういうことをおっしゃっておられるんでしょうね。こういう証明が発行されているということは払い下げを前提としてなされているという言い分だと思うんですがね。だから証明の内容を検討すればおおよそどうということかという事は分かるのではないかと思うんですが、この証明の発行はあくまで貸地しているものを証明しているということであって、それ以外の証明でないということをはっきり言えるわけですか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後6時02分）

再 開（午後6時12分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（仲村順三君） この証明書発行は払い下げ予定面積、予定価格の証明を発行してありますが、当時、係からいきさつも聞いておりますが貸地していたか所を対象に面積を入れて証明したと、それで問題になっている所は含まれてないということです。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと貸地していた面積はおおよそ分かるわけでしょう。そうしますとその面積に合っているかどうか。どのぐらいの面積になっておりますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 貸地面積の合計出しておりませんが、前に調べた場合に貸地面積より相当大きな面積を証明発行しています。

○ 9番（松島重克君） そういうところに関係者がこの証明を盾にとっているというようなことも出ているのではないかと思うんです。貸地面積をかなり上回っているのではないかと推測するわけですがね。発行に際しては課長が目を通しておられるでしょう。

○ 経済課長（仲村順三君） 発行については決裁を受けています。

○ 9番（松島重克君） 未墾地取得資金ということだが、設定地域外であるのにこの借りに際して証明すること自体がおかしいでしょう。価格も入っておるといことならなおさらですね。これは当然当局のミスであると言わざるを得ないと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かに払い下げ地域外も資金借りの証明書として発行したことについては、私共関係した者として大きなミスをしたものと反省しています。

○ 9番（松島重克君） こういうものの発行は慎重になさらないと禍根を残すということになるかと思えますね。こういうことは将来の参考にしてもらわなければいかんと思えます。

答弁の中で、前に現在問題になっている土地以外に4件処理した無断開墾地があり、その土地も含めて今度のものにも口頭や文書で指示したと答弁したが、議会、村民、関係者にわびたいと思う。以前に処理したものと混同しており、関係者に対し申し訳ないと思っている。こういう答弁が出ておるんですが、ちょっと意味が解し難いんですが、これは私の推測なんですが文書で指示したということについてのわびということであるのか、口頭では全くやっておらなかったというのかですね。その辺が分からないものですから、もっと分かり易く、何故あの時そういう答弁が出たのか分かり易くお話いただきたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かに今問題になっているもの以外に前に処理したものが4件ありまして、その4件は文書や口頭でその処置をして来たんですが、今問題になっているものを含めて前に処置したのも含めて混同して文書や口頭でやったということになりました。確認してみますと前に処置したのも含めてのことであつたんで、去つた議会でも文書や口頭でやつたと発言したもんで、前のものと混同して答弁をしたのでおわびしたいということです。

○ 9番（松島重克君） 前に処理した4件と混同したということは分かるんですが、そうしますと文書でもしなかつた、口頭でもしなかつたということですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 4件の内2件は調整委員会が現地回りして後に私の方で無断開墾地であつたと初めて分かつた土地でそれで私の方で以前は無断開墾地であると分かつたのでやってないというのがあるわけです。

○ 9番（松島重克君） お気づきにならなくて文書でも口頭でもやってないのは何件ですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 2件でございます。

○ 9番（松島重克君） この村有地に関しましては私も度々申し上げてうるさい存在になっているか分かりませんが、ご存知のように払い下げの測量問題に端を発しまして、高圧線の問題、東村界と度々この問題が出て来ているわけなんです。その都度私も申し上げているし、他に質疑された議員からもいろいろ申し上げておられるわけですが、どうもこういう問題が出て来ますと本当に議会で答弁されていることが真実の答弁であるのか疑わしいと言わざるを得ないんですね。度々こういう村有地にかかわる問題が出て来ますと、そして今回も1年3か月にわたってやっと今日処理がついたというお話を伺つたわけです。何故こういう問題が度々出て来るのか、何処に原因があるのか。

以前に村長は指導がいき届かなかつたとおっしゃっておられるんですが、それだけではなからうかと思うんです。何か要因があらうかと思うんですよ。

こういう今回の問題、以前の問題等を振り返られて、やはり当局もそれなりの総括をな

される必要はあると思うんです。この問題を見ますと総括をしなければいかんと思うんです。あえて私は責任の追求はいたしません、責任は十分痛感してもらわなければいかんと思いますよ。これは村民から預かる大切な財産でありますのでこういう形ではいけない。

今後こういうようなことが出ないように、最後にこの問題、或いは以前に起った問題を振り返えられて総括をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 只今、ご質問或いはご指摘のありました件につきまして、これは前から申し上げていることですが、私共監督する立場から大変、当初におきましてもう少し厳しくやっておけばそのようなことも起らなかったと思うわけですが、こういう事態が生じて誠に申し訳ないと思っているわけです。それでこの問題が出ましてから後、私も2度とこのようなことが起っていかんと、また、これまでのことに対しましても十分反省しなければいかんということを職員にも言っているわけでございます。

そういうふうなことで十分この件につきましては私共反省をしたいと思っています。

◇保養センター及び長寿村建設について

○ **9番（松島重克君）** これ等の施設の建設について現在の見通しについてお伺いしたいと思います。

○ **村長（根路銘安昌君）** 保養センター用地として琉球政府が買い上げました土地につきまして、保養センター長寿村を合わせまして今のところ見通しということになりますとはっきり見通しが現在のところないわけでございます。

○ **9番（松島重克君）** 保養センター長寿村に関しまして県の施策にも表われなくなっているわけです。そして昭和56年度の長の所信表明の中にもそういうものは触れておられないわけです。そういうようなことからしますとどうなされたのかと、これの処理の一応の目処をお持ちでないかと思ったりもしていますが、その辺はいかがでしょうか。

○ **村長（根路銘安昌君）** この用地の使用につきましては長寿村とかに使ってもらいたいということでやっているわけでございまして、確かに現在のところ国、県の施策の中ではっきりしたものは出て来てないようでございます。

ところが、現在北部広域圏の事業の中にもモデル的なものとして要求しているところでございます。県との第2次振との調整でどうなるか知りませんが現在運動はそういうふう展開いたしているわけです。

○ **9番（松島重克君）** どういうものが誘致出来そうだと現在思っておりますか。

○ **村長（根路銘安昌君）** 北部広域圏といたしましてもモデル的な事業として長寿村ということで県に要請しているわけでございます。

○ **9番（松島重克君）** 長寿村について県に要請しておられるということですが、新年度

の所信表明には全々触れられておられないものですから断念されたのかという感じも持っているんですがね。

本年度は何処にどのぐらい折衝されましたか。

○ 村長（根路銘安昌君） 広域圏事業の中で長寿村の誘致ということでやっておりまして、これは直接何処ということではなく、広域圏の計画を北部広域圏の事務局におきまして計画しているわけでございます。その中に入れて今度は広域圏のモデル事業ということで県と詰めをやっているわけです。

我々として県の住民福祉課あたりにもその問題やっているわけですが、国頭郡全体のものといたしましてこの誘致に対しまして県との折衝をやっているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 従来は村が長寿村の建設に当っては折衝して来たわけですが、今回からは定住圏構想の中で実現を図ろうということになりますと、定住圏構想にゲタを預けるということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 事業誘致に対しまして村自体も運動やるわけですが、より広く地域ぐるみでやった方がより効果があるだろうというふうなことで、広域圏のモデル的な事業の中に折り込んでいただきまして、その事務局でもその折衝やっているわけです。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと広域圏の中でやった場合に、この建設の目処は何時頃とお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） まだ広域圏の事業に対しましてははっきり決まってないわけで、広域圏の事業というよりも、それに付随する事業がはっきり決まらんわけです。これは広域圏の事務局に連絡を取ってみますと、モデル的なものは第2次振計に向けて県も検討中であって、県の各部の調整でまだはっきりしてないということです。

○ 9番（松島重克君） はっきりしないということになりますと問題ではないですか。後退しているというのが実情ではないでしょうか。保養センターも見込みがないと、長寿村につきましても一時のような県の施策に浮び上がっておらないでしょう。そうしますとやはりこういう保養センター長寿村というのは難かしいのではないかというのが一般的な考えだと思うんですがね。こういう時点でまだ出来るというような見通しは何処から来るのか分からないんですがね。保養センターあたりは10か年になるでしょう。長寿村にしても5、6か年になるのではないですか。これは行政担当者として見通し持ってもらわないといかんと思いますね。努力されるのは結構であります、やはり出来そうにないものは出来そうにないと思切をつけて、次の有効な方法に向って歩み出さなければいけないと思いますが、何時までも実現性のないものにかじりついておつては、6万坪の村有地が使われておらないということでしょう。ましてや我々も村長も先程から申し上げているように任期は来年9月まで

ですよ。来年9月までに目処つきますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 任期中にははっきり目処がつくということは申し上げられません。

○ 9番（松島重克君） それでは無責任ではないですか。これの構想を持ち出されたのは村長じゃあないですか。そして出来るということで今まで頑張ってきたのも村長でしょう。この問題についてはかなり以前から見通しについて、後の処置についていろいろお聞きしているんですが、一時は任期中に終末処理までしたいと、見切りをつけて返還手続きを取りたいと、そしてこの6万坪の土地を村が或いは地元が有効に使えるように考えたいということをおっしゃっていましたが途中で変わられましたね。そういうところで長の真意は何処にあるか分からないんですがね。やはり発想を持たれたからには村長自身の手で終末処理までなされるのが私は筋道でないかと思うわけですがね。

10か年で目処がつかなければもうだめですよ。

どうしようにお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに前にそのような考えもあったわけです。しかし、折角琉球政府当時買い上げしている用地であるし、私共の立場としましてはこれを有効に使わせて施設を設置させるということが本村のためになるであろうという考え方で、絶えずこの利用法につきまして要請をいたしているわけでございます。ですから今出来なかったから永久に出来ないということでもないと思いますので、現在の私の立場といたしましては、これを利用するように更に要請を続けるのが大事なことでありと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後6時40分）

再 開（午後6時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理について議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については議長に一任されました。

本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、これをもって昭和56年第1回大宜味村議会定例会は閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後6時42分）

地方自治法第123条第2項の規定により指定する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

大宜味村議会副議長 平 良 真 光

署名議員（3番） 山 城 宗 喜

署名議員（4番） 山 川 保 清